

令和 8 年第 1 回 千早赤阪村議会定例会会議録

開会 令和 8 年 3 月 4 日

閉会 令和 8 年 3 月 1 9 日

千早赤阪村議会

令和8年第1回千早赤阪村議会定例会（第1号）

1. 招集年月日

令和8年3月4日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席議員

1 番 田 村 陽

5 番 畑 智恵美

2 番 井 上 浩 一

6 番 尾 崎 充 宏

3 番 中 野 智 子

7 番 建 石 和 則

4 番 南 本 齋

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

6 番 尾 崎 充 宏

7 番 建 石 和 則

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 菊 井 佳 宏

総 務 部 長 池 西 昌 夫

副 村 長 西 井 秀 孝

民 生 部 長 中 野 光 二

教 育 長 大 門 和 喜

産 業 建 設 部 長 下 休 場 健 司

地域活性化推進担当部長 日 谷 順 彦

教育委員会事務局理事 森 田 洋 文

7. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 柏 原 美 佳

議 会 事 務 局 主 査 土 井 達 也

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 2 号 専決処分（令和7年度千早赤阪村一般会計補正予算
（第9号））の承認を求めることについて

日程第 5 議案第 3 号 千早赤阪村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基
準を定める条例制定について

日程第 6 議案第 4 号 千早赤阪村行政手続条例の改正について

日程第 7 議案第 5 号 千早赤阪村附属機関に関する条例の改正について

- 日程第 8 議案第 6 号 一般職の職員の給与に関する条例及び千早赤阪村会計
年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の改
正について
- 日程第 9 議案第 7 号 職員の旅費に関する条例の改正について
- 日程第 10 議案第 8 号 千早赤阪村役場内簡易郵便局郵便切手等購入基金条例
の改正について
- 日程第 11 議案第 9 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について
- 日程第 12 議案第 10 号 千早赤阪村介護保険条例の改正について
- 日程第 13 議案第 11 号 千早赤阪村下水道条例の改正について
- 日程第 14 議案第 12 号 千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正につい
て
- 日程第 15 議案第 13 号 令和 7 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 10 号）
- 日程第 16 議案第 14 号 令和 7 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算
（第 5 号）
- 日程第 17 議案第 15 号 令和 7 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第
3 号）
- 日程第 18 議案第 16 号 令和 7 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予
算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 17 号 令和 7 年度千早赤阪村下水道事業会計補正予算（第 2
号）
- 日程第 20 議案第 18 号 令和 8 年度千早赤阪村一般会計予算
- 日程第 21 議案第 19 号 令和 8 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 22 議案第 20 号 令和 8 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算
- 日程第 23 議案第 21 号 令和 8 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 24 議案第 22 号 令和 8 年度千早赤阪村下水道事業会計予算
- 日程第 25 議案第 23 号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設
置規約の変更に関する協議について
- 日程第 26 代表質問

午前１０時００分 開会

○田村議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名です。定足数に達していますので、令和８年第１回千早赤阪村議会定例会を開会します。

まず始めに、菊井村長より挨拶及び令和８年度村政運営方針についての発言の許可を求められておりますので、これを許可します。

菊井村長。

○菊井村長 おはようございます。

令和８年第１回千早赤阪村議会定例会の開会に当たり、田村議長のお許しをいただき、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。また、平素から議会運営にご尽力いただき、また村政運営にご支援とご協力を賜っておりますこと、心よりお礼申し上げます。

さて、年末から年始にかけて、岩井谷浄水場の渇水によりご心配をおかけしましたが、対象地域の皆様に、３割程度の節水にご理解とご協力をいただき、給水制限などの事態を回避することができました。現在は、連絡管の緊急布設などにより、給水状況は安定しております。議員の皆様におかれましては、住民さんからの問合せなど、いろいろご対応いただきまして、本当にありがとうございました。大阪広域水道企業団には、安定的な給水ができるよう、村内連絡管整備の早期完成を要請してまいります。

さて、今年初の定例会でございますので、この後、令和８年度の村政運営方針を述べさせていただきます。

本日提案します案件は、令和８年度当初予算をはじめ、重要な議案ばかりです。内容につきましては、専決処分１件、条例の制定１件、条例の改正９件、各会計の補正予算５件、各会計の令和８年度当初予算５件、その他１件、合計２２件でございます。

議員各位におかれましては、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは引き続き、議長のお許しをいただいておりますので、令和８年度当初予算並びに諸案件のご審議をお願いするに当たり、令和８年度の村政運営方針について、私の所信の一端を申し上げまして、村民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和８年度は、村制施行７０周年の節目に当たる年です。昨年開催されました「大阪・関西万博」は、累計来場者数が２，９００万人を超え、村観光協会と共に、竹灯籠の制作

や中津神社の獅子舞演舞、村スイーツの販売など、「大阪府唯一の村」としての魅力を広く発信する貴重な機会となりました。本村に対する関心の高まりを好機と捉え、地域の活力向上につなげてまいります。

万博のレガシーとして、大阪府と大阪メトロなど、関係機関の多大なご尽力により、本村を含む南河内地域において、他の地域に先行する形で、3月から自動運転バスの実証実験運行が行われます。このことは、持続可能な地域公共交通の確保に加えて、地域活性化を図る上でも大きな好機でございます。また、万博公式キャラクターのミャクミャクと触れ合うイベントを、大阪府がちはや園地で企画されておりますため、積極的に連携を図り、集客に努めてまいります。

また、村議会で答弁してきましたとおり、大阪府と進めてきました「千早赤阪村農と緑の活性化推進会議」において、令和7年度内に「千早赤阪村農と緑の活性化ビジョン（案）」を策定します。そのビジョンに基づきまして、早速令和8年度から、大阪府や関係機関と連携しながら、観光農園の立地促進やふるさと納税返礼品の魅力化などに取り組むとともに、情報発信を強化して、村の活性化を進めてまいります。

また、将来に向けて村を身軽にしていく上で長年の懸案でありました金剛山ロープウェイの撤去が1月に完了しましたところ、新たなにぎわいづくりに全力を挙げてまいります。

また、老朽化しました「いきいきサロンやまゆり」につきましては、これまで利用者との座談会を開催し、様々なご意見をお聞きしてまいりました。村の今後の人口見通しを踏まえながら、村役場小吹台連絡所を含めた村有施設の最適な規模及び配置の観点から検討を深め、できるだけ早期に方向性を示してまいります。

本村の財政基盤と職員の人員体制は、府内でも特に厳しい状況であるため、将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供していけるよう、行財政改革に取り組むとともに、基礎自治機能充実強化協議会や南河内2町1村未来協議会において、事務の共通化・共同化をはじめとする広域連携を一層推進してまいります。

村の将来の在り方については、あらゆる選択肢を排除することなく議論を進めていかなければなりません。とりわけ、選択肢の一つであります合併について、さらに検討を深め、南河内地域が発展し、成長していく将来像について、積極的に議論をしてまいります。あわせて、住民の皆様の理解が深まるよう、丁寧で分かりやすい情報発信にも努めてまいります。

財政状況につきましては、自主財源の要である村税は全体の10.4%にとどまり、地方交付税や地方債などに依存する厳しい状況が続いております。

以上のことを踏まえ、のちほどご提案させていただきます令和8年度当初予算では、最少の経費で最大の効果を得られるよう、事業の選択と集中を行い、物価高騰の影響を注視しながら、第5次総合計画の着実な推進に重点を置いて編成しております。

それでは、主な施策につきまして、「第5次千早赤阪村総合計画」における「むらづくりの基本目標」の5つの基本柱に沿ってご説明いたします。

まず、基本柱1、「子育て・健康・医療・福祉～子どもから大人まで支えあい健やかに過ごせるむら～」についてです。

「子育て支援の推進」については、令和7年度からスタートしました第3期子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「みんなで支えあい、子どもの夢と未来を応援するまち・ちはやあかさか」のもと、全ての子どもたちが自分らしく健やかで幸せに成長できるよう社会全体で支え、子どもや若者が自分の希望や能力を生かすことができ、子どもを育てたいという願いをかなえることができるよう、「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

また、こども園などに通っていない子どもが対象施設に一定時間通うことができる新たな国の制度、「こども誰でも通園制度」が4月から始まります。本村においては、国の制度の趣旨を踏まえ、保育の質及び安全の確保を前提とした受入体制の整備を進め、多様な子育てニーズに対応する通園機会の充実を図り、本村のげんきこども園で事業を始めるに当たりまして、認可手続を進めています。

「こども家庭センター」では、村の全ての子ども、妊産婦、子育て家庭に関する相談支援の窓口として、個々のニーズに応じた助言や情報提供など、必要な支援を行います。地域の様々な施設や保健・医療・福祉などの関係機関と調整を行う中核となり、切れ目のない包括的な支援体制によりサポートを行います。

母子保健事業では、令和7年度に拡充しました妊婦健康診査助成を継続し、妊婦のための支援給付事業とともに、妊婦が安心して出産できるための経済的支援を行ってまいります。また、妊産婦や子育て世帯に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を推進します。

地域子育て支援拠点「ひまわり」では、令和7年からスタートしました第2土曜日開室を継続し、子育て世帯の親子が気軽に立ち寄り、子育てのための情報交換や相談ができる場所として、利便性の向上に努めてまいります。

教育・保育の提供では、今後も保護者のニーズを把握しつつ、幼児教育・保育の無償化、副食費の補助を継続し、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図ってまいります。

放課後児童健全育成事業では、子どもの居場所づくりの充実を図るため、施設の維持管

理、運営団体への補助金の継続など、安定的な運営の確保に努めます。また、「学童保育連絡会」からの村直営化の要望に対しましては、真摯に向かい合い、課題の抽出や近隣市町の運営方法などを調査し、今後の運営について丁寧な協議を進めてまいりたいと考えております。

子ども医療費助成制度の対象は、高校3年生相当年齢までを継続し、子どもの健全な育成と子育て世帯の負担軽減を図ります。

令和8年度からは、子どもの健やかな成長の促進及び居場所づくりの推進を図るため、村内で子ども食堂を運営する団体に、運営費用の一部を補助します。

これらの施策を推進し、「安心して妊娠・出産・子育てができ、笑顔で暮らせるむら」を目指します。

「健康増進・疾病予防の推進」については、健康増進事業では、村が実施する全てのがん検診の無償化の継続により、がんの早期発見、早期治療を推進し、住民の健康寿命の延伸を推進します。

また、予防接種事業では、带状疱疹ワクチンについて、新たに50歳から64歳及び66歳以上の定期接種対象者以外の方にも任意接種の費用の助成を実施し、幅広い年齢層で感染症予防及び重症化防止を図ります。

国民健康保険では、大阪府と市町村がそれぞれの役割を担いながら、保険事業の安定運営に努めます。

国民健康保険診療所では、令和7年度から医療法人正清会が、指定管理者として、診療所、千早診療所の管理運営を行っており、新たに整形外科や神経内科、認知症専門医による診察や土曜日の午前診療を開始するなど、利用しやすい体制により受診者も増えてきております。母体病院であります金剛病院と連携し、在宅療養支援や認知症対応などの地域医療の推進を図り、住民が安心して医療を受けることができる持続可能な地域医療の体制の構築に努めます。

これらの施策を推進し、「心も身体も健康でいきいきと暮らせるむら」を目指します。

「福祉の充実」については、属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止め、複合、複雑化した支援ニーズには、庁内での連携はもとより、適切な相談支援事業者や各支援機関と連携を図りながら対応するなど、重層的な支援を進めてまいります。また、村社会福祉協議会、そして民生委員児童委員及び地区福祉委員会と連携し、地域ぐるみで支え合い、お互いに協力・連携する意識を高め、地域で助け合える体制を構築し、さらなる地域福祉活動の活性化に取り組みます。

障がい者福祉では、障がい者の地域生活の支援を推進するため、令和9年度から令和1

2年度までの「千早赤阪村障がい福祉計画（第8期）及び障がい児福祉計画（第4期）」を策定します。

高齢者福祉では、超高齢社会に対応するため、福祉サービスや生活支援を行います。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと生活できるよう、介護や介護予防、医療はもとより、住まい、生活支援、社会参加まで包括的に確保される地域を実情に応じて構築し、維持していくため、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、千早赤阪村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第10期）を策定します。

これらの施策を推進し、「生きがいを持ち、地域の中で安心して暮らせるむら」を目指します。

次に、基本柱2、「産業・地域振興・観光～地域の恵みを生かした人がつながるむら～」についてです。

「地域産業の振興」については、農業の振興では、地域計画を基に、令和7年度に引き続き、大阪府が実施しております高度利用農地確保事業を積極的に活用し、農地カルテの作成を行いながら農業委員会や農地中間管理機構などの関係機関と連携し、担い手へ農地を集積、集約する取組を進めます。

農業施設整備事業では、令和7年度より、原材料費支給に加え、労務費の一部を補助したことで件数が増加しております。引き続き、継続的な農業経営が行えるように支援します。

認定農業者を支援するため大阪府が実施しております大阪版認定農業者支援事業に加え、村独自の上乘せ補助を令和7年度に引き続き継続します。また、大阪版認定農業者及び国版認定農業者を増やすために、営農指導などの支援に努めてまいります。

林業施策では、村内の小学5年生を対象に、木材の利用や普及啓発を目的とした森林環境教育を引き続き実施します。

商工業の振興では、準備を進めております応援商品券事業の取扱店舗を増やすよう努め、村民の生活支援、村内経済の活性化を図ります。

企業誘致や産業用地の有効活用を見据え、令和8年度も引き続き地籍調査を実施するに当たり、大森まちづくり協議会と連携し、国、府の補助9割以上を活用することで、財政負担を抑えながら着実に進めてまいります。

また、村内建築物の安全性向上を図るため、令和8年度から創設される木造住宅除却補助制度を活用して、村の補助制度を拡充します。これにより、住宅耐震単体事業に加え、老朽危険家屋対策や空き家対策を一層推進し、安全で安心して暮らせる住環境の確保に努めてまいります。

これらの施策を推進し、「地域の恵みが活きる元気なむら」を目指します。

「観光・交流の促進」については、「千早赤阪村農と緑の活性化ビジョン（案）」に基づき、村の強みを生かせる「金剛山周辺エリア」と、道の駅「ちはやあかさか」を含む「楠公誕生地周辺エリア」の2つを活性化の拠点として、「ヒトづくり」、「モノづくり」、「バづくり」の視点で、両エリアの魅力や機能を高め、大阪府と連携し、村の活性化に取り組んでまいります。

村の観光資源に興味を持ち、継続して村を訪れるよう、引き続き観光協会をはじめ、近隣市町と連携し、にぎわいづくりと魅力の向上に取り組んでまいります。

これらの施策を推進し、「何度も来たいと思う、人がつながるむら」を目指します。

「移住・定住の促進」については、村民の皆様が安全に村に住み続けられるよう、新築マイホームの取得に係る補助を行い、「住みたい・住み続けたいむら」づくりを目指します。

次に、基本柱3、「教育・文化・生涯学習・人権～心の豊かさをはぐくむむら～」についてです。

「学校教育の推進」については、教育委員会において「未来の学校・地域」創生プラン（未来プラン）に基づき、国が推奨する学校をプラットフォームとしたテーマ型コミュニティ・スクールを導入し、地域、企業、大学などと協働しながら、少人数のメリットを最大限に生かした教育活動の推進に取り組みます。

未来プランの具体的な実現に向けては、社会に直結した小中一貫の教育課程の実施に向けて、コミュニティ・スクールの仕組みを活用し「探究的な学び」や「体験的なグローバル教育」を進めます。

強みである英語教育については、ALTの配置、くすのき英語Camp、英語検定、イングリッシュセミナーを継続することで、さらなる充実に努めてまいります。

また、子どもたちの基礎学力向上のため、千早赤阪村基礎学力テストや学習支援教室を実施するとともに、更新しました1人1台のタブレット端末を効果的に活用し「個別最適な学び」と「協働的な学び」のさらなる充実に努めてまいります。

学校施設では、中学校トイレの全面改修に着手し、教育環境の整備を進めます。

また、児童・生徒数の減少を踏まえ、通学バス1台を小型化し、効率的な運行を図ります。

学校給食では、食に関する指導を実施しつつ、安全・安心でおいしい給食の提供に努めるとともに、学校給食費の無償化を継続するなど、子育て世帯を応援する施策を推進してまいります。また、将来的な給食センターの在り方につきましては、課題整理を進め、施

設の再編や統合も含め、検討してまいります。

これらの施策を推進し、「未来を切り拓く、心豊かでたくましい子どもをはぐくむむら」を目指します。

「社会教育の充実」については、社会教育施設においては、くすのきホールの高圧受電設備更新改修工事や展示ギャラリーなど天井改修工事を進めます。

また、B & G海洋センターの高圧受電設備更新改修工事や、使用者から要望が多く寄せられておりました村民運動場の排水機能の改善やテニスコートの壁打ち練習板の改修工事を実施し、施設の安全管理対策など、適切な維持管理に努めてまいります。

また、社会教育関係団体への活動補助を継続し、連携による生涯学習講座や文化、スポーツ事業の施策を推進し、「生涯学び、楽しむことができるむら」を目指します。

「歴史文化の保存・活用」については、郷土資料館の入館者の増加を目指し、収蔵しております村史作成時の資料を活用した企画展を開催してまいります。また、引き続きSNSを活用した楠木正成公や村の文化財の情報発信、歴史講座の充実に努めてまいります。

これらの施策を展開することで「歴史や文化に親しみ、次世代に守り継がれるむら」を目指します。

「人権の尊重」につきましては、「第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プラン」に基づいて、全ての村民が互いに人権を尊重し、一人ひとりが輝きながら共生する村を目指し、村民、地域団体、事業者と協力、連携しながら、人権教育、人権啓発を推進してまいります。

また、新たに配置しました女性相談支援員によりまして、様々な困難な問題を抱える女性に寄り添うとともに、令和8年3月に策定しました「第3期千早赤阪村男女共同参画推進計画」に基づき、村民、事業者、教育関係者との協働により、あらゆる分野で性別に関わりなく、一人ひとりの個性と能力が発揮できる村づくりに取り組んでまいります。

次に、基本柱4、「安全・安心・生活基盤・環境～自然と共生する住みよいむら～」についてです。

「安全・安心の推進」については、災害対策では、自然災害や南海トラフの地震などの発災時における避難生活環境の改善に必要な資機材、備蓄品を備えます。

防災活動の総合的かつ計画的な推進を図るため、千早赤阪村地域防災計画の改訂を行いましたので、防災訓練や職員研修などにより、その実効性を向上させてまいります。

その取組の一つとして、引き続き総合防災訓練を実施し、各種関係機関と連携した救護活動の訓練を実施するとともに、自主防災組織の活動の活性化を図るなど、村及び各地域の防災力の向上に努めてまいります。

村民の皆様の人的・経済的な被害軽減を目的に、住宅の耐震診断・設計・改修費用、耐震性の低い住宅の撤去費用の一部補助を継続します。

これらの施策を実施し、「安全・安心に暮らせるむら」を目指します。

「生活基盤の維持と充実」については、水道事業では、将来にわたって安全で良質な水を安定的に供給できるよう、旧千早小学校プールの跡地における減圧水槽とポンプ場の建設や、連絡管敷設の早期実現に向けて、大阪広域水道企業団と連携を図ってまいります。

公共下水道事業では、下水道への接続を促進し、健全な経営に努めるとともに、既存施設の計画的かつ効率的な維持管理を行います。加えて、下水道が整備されていない地域では、合併処理浄化槽の設置補助による水洗化を積極的に推進し、公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の向上に努めてまいります。

また、本村の下水道事業につきましては、施設の老朽化が進行する中、持続的で安定的な事業運営を行うことが重要な課題となっております。このような中で、令和6年度から公営企業会計を導入し、経営状況の明確化と透明性の向上を図ってまいりました。令和8年度では、会計支援業務を導入し、経営基盤の強化に取り組んでまいります。

また、富田林市、太子町、河南町及び本村の4市町村で構成する下水道事業事務広域協議会におきましては、令和8年度から老朽管調査を共同で実施します。

村道整備では、舗装など適切な維持管理に努めるとともに、老朽化している交通安全施設の修繕を行います。

広域道路網整備では、かねてより要望しておりました富田林五條線の線形改良工事が、地元大阪府議会議員のお力添えにより、本年度より実施されることに加え、工事に伴います下水道既設管の移設費用につきましても、大阪府にも負担いただけるようになり、村の財政負担が軽減されました。本村といたしましては、工事の円滑な推進を図るため、下水道既設管の移設を早期に実施するとともに、今後も大阪府と密接に連携しながら着実に取り組んでまいります。

地域公共交通では、金剛ふるさとバスやコミュニティバスを運行することで、村民の通勤・通学など、日常生活に欠かせない移動手段を確保維持するよう努めてまいります。

また、誰もが利用しやすい公共交通体系の構築に向け、地域公共交通利用料助成事業や、令和7年度に実施しました路線バス通学定期券購入補助事業を令和8年度も実施し、地域公共交通の利用促進を進めてまいります。

これらの施策を推進し、「便利で安全な生活基盤のあるむら」を目指します。

「自然・環境との共生」については、環境負荷の少ない地域づくりを推進するため、ペットボトルの収集回数を月2回に増やし、ごみ出しがしやすい環境整備を進めることで、

資源ごみ分別を進めます。また、引き続き有価物の集団回収奨励金を実施します。

また、南河内2町1村未来協議会における広域連携の取組として実施しております家庭用廃食油回収スポットや、充電式電池のリサイクルをさらに促進するなど、さらなる温室効果ガスの削減に努めてまいります。

自宅からごみ集積場所までごみを持ち出すことが困難な世帯に対しましては、個別にごみ収集を行う「ふれあい収集」も、申請世帯を増やすように取り組んでまいります。

自然環境保全に対する意識を醸成し、豊かな自然環境を継承するため、公害規制関係法に基づく立入検査や、必要な措置を関係機関と連携を図りながら「快適な生活空間を形成し、美しい自然環境と共生するむら」を目指します。

次に、基本柱5、「協働・行政経営～協働と参画による自立したむら～」についてです。

「協働と参画のむらづくり」については、地域が抱える課題を地域自ら解決する際の支援策として実施してまいります地区活動応援補助事業は、地域の要望を踏まえ、令和8年度から補助対象を拡充し、地域活動、防災、環境美化の各事業における維持修繕に係る経費も対象とします。

さらに、村を次世代につなぐためにも、今後の千早赤阪村を支えていく若い世代の方々が行政に参画できる機会をつくり、「みんなでできることを考えるむら」を目指します。

「持続可能な自立したむらづくり」については、国の地域活性化起業人制度を活用した外部人材の登用を行い、地域の活性化や村外へのPRなどを検討してまいります。

令和9年度以降に、住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付が実施できるよう取り組んでまいります。

これらの施策を推進し、「持続可能な自立したむら」を目指してまいります。

「シティプロモーションの充実」については、ふるさと納税における寄附者・寄附額を増やすためには、地場産品の返礼品をより豊富にするとともに、村広報紙・ホームページ・LINE・インスタグラムなどの情報拡散力をさらに向上・充実させることで、村内外を問わず、多方面の方に興味を示していただけるよう「みんなが知りたい、みんなが知っているむら」を目指してまいります。

以上の施策に加えまして、令和8年度は、村制施行70周年記念事業としまして、次世代への文化継承と魅力発信に取り組んでまいります。

具体的には、村民企画として、各地区が力を合わせて村を盛り上げる取組に対して補助を実施し、住民参加の広がりや地域の一体感の醸成につなげます。

また、こども議会を開き、子どもたちが村の課題や魅力を自ら考え、提案し、意見を発

表する機会を設けることで、主権者意識を育むとともに、郷土への理解を深めてまいります。

さらに、子どもが国際的な視野に立ち、自ら考え行動する力を育むことをテーマにした記念講演会を実施し、主体的に学ぶ楽しさを知る動機づけも図ってまいります。

加えて、冠事業として農林産物品評会を実施し、農林業と豊かな自然環境の価値を広く発信しながら、村内で生産された農産物・林産物の品質向上と生産者の生産意欲の向上を図り、来場者が本村の豊かな実りに触れる機会を創出してまいります。

広域連携による魅力発信としましては、太子町、河南町と連携し、神社と祭礼をテーマとした共同企画展などを実施することで、地域の魅力の相乗効果を高めてまいります。

そのほかにも、村制施行70周年の歩みを振り返り、次世代に継承する記録としてデジタル記念誌を発行するとともに、本村の魅力や特色を分かりやすく発信できる象徴として、マスコットキャラクターの作成、村内外へのPRや各種事業で活用を進めてまいります。

あわせて、地域に受け継いでこられた文化の再認識と継承を図る観点から、千早赤阪音頭の再生などにも取り組み、節目の年を村全体で祝い、将来につなげる機運醸成を進めてまいります。

以上が今議会に提案しております令和8年度予算と施策の概要です。

令和8年度においても、村民が「住んで良かった」と思える村づくり、村民主体の村政実現に向けて、職員との対話をこれまで以上に重視しながら課題解決に向けて取り組んでまいります。全職員が千早赤阪村役場の一員として、誇りとやりがいを持って職務に精励できるよう、村長としてリーダーシップを発揮してまいります。

村民の皆様並びに村議会議員の皆様のなお一層のご支援とご協力を賜りますことを心からお願い申し上げまして、令和8年度の村政運営方針とさせていただきます。

ありがとうございます。

○田村議長　ここで休憩とします。

10時40分から再開いたします。

午前10時34分　休憩

午前10時40分　再開

○田村議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

2月26日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

建石議会運営委員長。

○建石議会運営委員長　それでは、2月26日に開催いたしました議会運営委員会におい

て、今期定例会の提出予定議案の審議方法等を審査しましたので報告いたします。

本日の付議案件は、議事日程（第１号）のとおりです。

村長からの提出予定議案は議案第２号から議案第２３号までの２２議案で、審議方法については、議案第２号及び議案第２３号は本会議、議案第３号から議案第２２号までの２０議案は所管の常任委員会に付託することに決しています。

今年初めての定例会ですので、代表質問を行います。５会派が通告しています。

また、明日、３月５日午前１０時より、議事日程（第２号）のとおり一般質問を行います。

今期定例会の会期は、本日３月４日から３月１９日までの１６日間と決していますので、併せてご報告いたします。

以上です。

○田村議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○田村議長 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、６番尾崎議員、７番建石議員を指名します。

~~~~~

○田村議長 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日３月４日から３月１９日までの１６日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日３月４日から３月１９日までの１６日間と決しました。

~~~~~

○田村議長 日程第３、諸般の報告を議題とします。

５件の報告があります。

初めに、１月３０日に開催されました令和８年第１回大阪南消防組合議会定例会についての報告を求めます。

南本議員。

○南本議員 令和８年第１回大阪南消防組合議会定例会の報告をいたします。

去る１月３０日金曜日午後１時３０分より、大阪南消防組合４階屋内訓練場において、令和８年第１回大阪南消防組合議会定例会が開催されました。その概要をご報告いたします。

本定例会は、報告案件１件、財産の取得１件、条例改正４件、予算案件２件、また当日追加されました予算案件１件の計９案件が審議されました。

日程第１、議会運営委員会委員長報告については、１月２０日及び当日開催された委員会の協議結果について、河南町選出、高田伸也委員長より報告がありました。

日程第２、会議録署名議員の指名については、１番、富田林選出、遠藤智子議員並びに１８番、私、南本斎が指名されました。

日程第３、会期の決定につきましては、会期を１日間と決定されました。

日程第４、報告第１号専決処分報告損害賠償の額の決定については、救急、消防出動中の事故等に係る損害賠償の額の決定について、２件分の報告がありました。

日程第５、議案第１号財産の取得については、消防活動に必要な資機材搬送車の取得に関するもので、原案どおり可決されました。

日程第６、議案第２号大阪南消防組合火災予防条例の一部改正については、サウナ設備の普及等に伴い火災予防体制のさらなる強化を図るもので、太子町選出、西田いく子議員から質疑の後、原案どおり可決されました。

日程第７、議案第３号大阪南消防組合の職員定数条例の一部改正については、組織体制の最適化に伴う定数の変更を行うもので、原案どおり可決されました。

日程第８、議案第４号大阪南消防組合職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、人事院勧告に伴う給与体系の適正化を図るもので、原案どおり可決されました。

日程第９、議案第５号大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、仕事と育児の両立支援を目的とした号給調整の見直しに関するもので、太子町選出、西田いく子議員から質疑の後、原案どおり可決されました。

日程第１０、議案第６号令和７年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第２号）については、年度末に向けた予算の整理等を行うもので、原案どおり可決されました。

日程第１１、議案第７号令和８年度大阪南消防組合一般会計予算については、新年度の消防運営予算であり、原案どおり可決されました。

日程第１２、一般質問では、太子町選出、西田いく子議員から、大阪南消防組合管内にある西名阪自動車道と南阪奈道路の違いについて、組合の認識と対応に関する質疑があり

ました。

最後に、追加日程第１、議案第８号令和７年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第３号）については、日程に追加され、審議の結果、原案どおり可決されました。

以上をもって令和８年第１回大阪南消防組合議会定例会は閉会となりました。

結果報告については以上です。

○田村議長 ありがとうございました。

次に、２月１２日に開催されました令和８年第１回南河内環境事業組合議会定例会についての報告を求めます。

中野議員。

○中野議員 令和８年２月１２日、第１回南河内環境事業組合議会定例会が開催されました。その内容をご報告申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から、事前に開催されました委員会の内容として、提出議案の取扱い、組合事業概要のデータによる配付などの報告があり、その後、事務局から、環境啓発事業の報告、令和８年度一般会計予算などの説明がありました。

続きまして、本会議では以下の提出議案が審議されました。

順に申し上げますと、１、承認第１号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、令和７年の人事院勧告に基づき国家公務員の給与関係法令が改正されたことに伴い、宿日直手当、組合の一般職給料表における給料水準の引上げ及び期末勤勉手当支給月数０．０５か月分を引き上げる改定について、富田林市に準じて令和７年１２月２３日付、専決処分したもので、原案のとおり承認されました。

２、承認第２号令和７年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第２号）の専決処分につき承認を求めることについては、人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴う人件費の所要の措置を行うため、歳入歳出それぞれ８６１万５，０００円を追加し、総額を２８億１，１１２万７，０００円とする補正予算について、令和７年１２月２３日付、専決処分したもので、原案のとおり承認されました。

３、議案第１号南河内環境事業組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、昨今、人件費が高騰しており、民間企業においても賃金が上昇していることを踏まえ、委員報酬について、管理市の状況などを鑑みて見直しを行う所要の改正を行うもので、原案のとおり可決されました。

４、議案第２号南河内環境事業組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例につきま



しては、平成26年4月1日に施行の南河内環境事業組合行政財産使用料条例において、行政財産を自動車駐車場として使用させる場合の使用料につきまして、1台につき月額3,000円以内と規定し、その後、令和元年10月に消費税率が改定されたことに伴い、1台につき月額3,050円以内と改定しました。今回、条例施行から10年以上が経過し、昨今の物価高騰が続く中、自動車駐車場の使用料についても見直しを行い、1台につき月額3,300円以内へと改正を行うもので、原案のとおり可決されました。

5、議案第3号令和7年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第3号）は、基金の運用収入の増加に伴う補正、測定業務料の追加及び残滓運搬処理業務料の変更に伴う債務負担行為の補正で、第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ57万2,000円を追加し、総額を28億1,169万9,000円とし、次の第2条の債務負担行為の補正で測定業務料を追加、残滓運搬処理業務料を変更するもので、原案のとおり可決されました。

6、議案第3号令和8年度南河内環境事業組合一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を30億645万5,000円と定めるもので、原案のとおり可決されました。

予算の概要としては、歳入では、分担金及び負担金が22億6,094万7,000円で前年度比1億714万9,000円の増、使用料及び手数料は8,327万6,000円、財産収入は2,435万1,000円、繰入金は2億8,139万8,000円、繰越金は9,500万円、諸収入は18万3,000円、組合債は2億6,130万円。

次に、歳出では、議会費は373万5,000円、総務費は8,679万6,000円、衛生費は23億228万3,000円で、うち、ごみ処理費が19億4,917万3,000円、し尿処理費が3億5,311万円、公債費は元金、利子合わせて6億364万1,000円となっております。最後に、予備費は1,000万円。

以上が令和8年度予算の概要でございます。

また、歳入の使用料及び手数料のうち、直接搬入のごみ処理において、同性婚のパートナー同士を、親族と同様、お互いに直接搬入の対象者として取扱いができないかという質疑がありましたが、組合構成市町村衛生担当課と協議する旨回答いたしました。

7、監査報告第1号例月出納検査の結果報告については、令和7年10月から12月分の検査結果が報告され、特に問題はなかったとのことです。

8、同意案第1号南河内環境事業組合監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについては、議会選出の監査委員に、千早赤阪村選出の私、中野智子を選任する提案があり、同意されました。

以上、簡単ではございますが、令和8年第1回南河内環境事業組合議会定例会の報告と

させていただきます。

○田村議長 ありがとうございます。

次に、令和7年度実施の定期監査及び令和7年11月分から令和8年1月分までの例月出納検査について報告を求めます。

建石議員。

○建石議員 それでは、令和7年7月から令和8年1月まで実施しました定期監査について報告いたします。

監査対象は11課1局で、内容について、定期監査は令和6年度における補助金の支出状況及び調定及び支出負担行為を遡及適用した事務処理に係る監査を実施いたしました。

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められましたが、一部、検討または改善を要する事項が見受けられました。指摘した事項については、必要な措置を講じ、適正な事務の執行に努めること、また検討または改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合には、その旨を通知することを申し入れました。

主な指摘事項についてご報告いたします。

まず、令和6年度における補助金の支出状況について報告いたします。

特殊詐欺対策電話機等購入補助金について、要綱第10条では、補助申請者は、補助金で取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。この場合において、6年を経過しない場合は、村長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して譲渡、交換、売払い、貸付け、廃棄または担保に供してはならないと規定されているが、簿冊の保存期間が5年となっていることを指摘しました。

また、要綱では、申請書類で設置完了の写真を求めているが、提出書類のチェックシートでは写真の規定があり、要綱改正するなど、整合性を図ることを指摘いたしました。

そのほか、一部の要綱には暴力団等の排除に関する記載がなく、要綱改正することを指摘いたしました。あわせて、一部の要綱に補助金上限額や補助金額が示されておらず、明記することを指摘いたしました。

次に、令和6年度における遡及適用した事務処理について報告いたします。

引継ぎ漏れによる遡及適用が多く、繰越、債務負担行為や定例的な事務については、口頭だけでなく資料に残す等、引継ぎ事務の整理をすることを指摘いたしました。

また、遡及適用申請した場合、その原因を記録し、フォルダなどに格納する等、再発防止に努めることを指摘いたしました。

各指摘事項については、事務局より、各課の改善措置報告を3月11日までに求めているところです。改善措置は、村ホームページにより公表いたしますので、後日ご確認いた

できますようお願いいたします。

次に、令和7年11月分から令和8年1月分まで実施しました出納事務に係る例月出納検査について報告いたします。

令和7年11月分については、令和7年12月25日に実施しました。検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業会計、各基金、歳入歳出外現金です。会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認しましたところ、現金の出納事務は適正に行われたものと認めるものでありました。

次に、令和7年12月分については、令和8年1月26日に実施しました。検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業会計、各基金、歳入歳出外現金です。会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認しましたところ、現金の出納事務は適正に行われたものと認めるものでありました。

令和8年1月分については、令和8年2月25日に実施しました。検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業会計、各基金、歳入歳出外現金です。会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認しましたところ、現金の出納事務は適正に行われたものと認めるものでありました。

以上です。

○田村議長 ありがとうございました。

次に、2月3日に開催されました大阪広域水道企業団議会全員協議会に関して、私からご報告いたします。

町村東部ブロックから選出されております太子町議会の斧田秀明議員に、本村の水道事業に関する現状を代読していただきました。内容についてご報告いたします。

本村の主要水源である岩井谷浄水場水源地におきましては、近年の気象変化等により取水量が年々減少し、昨年末からは急激な水量低下による渇水の危機に直面しておりました。この危機的状況に対し、大阪広域水道企業団は、節水の呼びかけをはじめ、給水車の派遣や仮設管の緊急布設など、昼夜を問わぬ迅速かつ手厚い対応をいただき、最悪の事態は回避され、現在は安定を取り戻しております。本村単独の運営では到底乗り切れなかった難局であり、広域連携の重要性を痛感するとともに、大阪広域水道企業団職員の皆様のご尽力に深く感謝を申し上げます。また、根本的な解決策となる村内連絡管の整備につきまして、一日も早い実現を強く要望いたします。

以上となります。

次に、２月６日に開催されました令和７年度全国町村議会議長会の報告を井上議員にさせていただきます。

井上議員。

○井上議員 それでは、報告いたします。

去る令和８年２月６日に開催されました令和７年度全国町村議会議長会第７７回定期総会におきまして、田村議長が全国町村議会議長会、町村議会議員特別表彰を受賞されました。誠にめでたうございます。

田村議長は、平成２９年５月より、村議会議員として、本村の原動力として献身的な議員活動を展開されてこられ、町村議会議員として、議会の運営及び地域の振興発展に、特に顕著なる功労のあった者と認められたものでございます。

このたびの受賞は、村議会としましても大きな喜びでございます。心よりお祝い申し上げまして、報告とさせていただきます。

○田村議長 このような賞を受賞させていただきましたこと、誠に光栄であり、身の引き締まる思いでございます。引き続き、村民の皆様のために尽力してまいりたいと存じます。どうもありがとうございました。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○田村議長 日程第４、議案第２号専決処分（令和７年度千早赤阪村一般会計補正予算（第９号））の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第２号は、令和８年１月１９日付で専決処分いたしました令和７年度千早赤阪村一般会計補正予算（第９号）について、議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ２，１４４万５，０００円を追加いたしまして、予算総額を４８億４，１８６万１，０００円とするものでございます。

内容は、令和８年２月８日執行の第５１回衆議院議員選挙などに係る経費を増額補正し、さらに１２月定例会にてご議決賜りました債務負担行為の内容を一部変更するものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 これより議案第２号に対する質疑に入ります。

畑議員。

○畑議員 今、ご提案いただきました件で、いただいております資料のほうの１１ページのほうを見ますと、府知事選及び衆議院選挙ということで、これは、基本的には府費、あるいは府からの支出金として処理されるべきものだと思いますが、この１０ページに、一般財源より６３万円の拠出があります。この内容についてお尋ねいたします。

○田村議長 池西総務部長。

○池西総務部長 議員ご指摘いただいております一般財源につきましては、説明のところに書いております庁用器具、機械器具の一部、一般財源となっております。

以上です。

○田村議長 畑議員。

○畑議員 その庁用器具費及び機械器具費というのがどういうものであって、なぜここから一般財源が拠出されるのかについてご説明をお願いいたします。

○田村議長 池西部長。

○池西総務部長 庁用器具費等につきましては、規定されておまして、９分の４が一般財源というふうになっております。

器具等につきましては、投票箱、そして記載台等になってございます。

以上です。

○田村議長 畑議員。

○畑議員 ありがとうございます。

もう一点、質問させていただきます。

資料４ページにおいて、令和８年度税制改正に伴う住民税システム改修業務として２７万７，０００円増ということになっておりますが、これは、なぜ、急な改修が発生したとのご説明、前、伺いましたが、この急な改修の内容についてお尋ねいたします。

○田村議長 池西部長。

○池西総務部長 令和８年度、税制改正のほうがございまして、１２月議会で債務負担行為のほうを上げさせていただいておりました。そののち、追加の改正のほうがございまして、内容につきましては、住宅ローンの控除の条件が、この算定方法の改正、それと、ふるさと納税に係る特別控除の算定方法の改正でございます。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○田村議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

議案第２号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。よって、議案第２号は委員会付託を省略します。

これより議案第２号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○田村議長 日程第５、議案第３号千早赤阪村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第３号は、千早赤阪村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についてでございます。

本議案は、子ども・子育て支援法が改正され、特定乳児等通園支援事業者が従うべき特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について、内閣府令で定める基準に従い、または参酌し、本則の基準を条例で制定するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第３号は、村づくり常任委員会に付託します。

~~~~~

○田村議長 日程第６、議案第４号千早赤阪村行政手続条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第４号は、千早赤阪村行政手続条例の一部改正についてでございます。

行政手続法が一部改正され、不利益処分をしようとする場合に、事前に必要となる聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述の手続の通知を公示送達によって行う場合の方法について、アナログ規制の１類型である書面揭示規制に関わる見直しを行い、インターネットによる公表を前提とした改正がなされたため、本条例を改正するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第４号は、村づくり常任委員会に付託します。

~~~~~

○田村議長 日程第７、議案第５号千早赤阪村附属機関に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第５号は、千早赤阪村附属機関に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、千早赤阪村総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略等に関する事業を一体的かつ総合的に審議するため、千早赤阪村総合計画審議会条例及び千早赤阪村まち・ひと・しごと創生有識者会議設置条例を廃止し、新たに千早赤阪村むらづくり会議を設置するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第５号は、村づくり常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田村議長 日程第８、議案第６号一般職の職員の給与に関する条例及び千早赤阪村会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第６号は、一般職の職員の給与に関する条例及び千早赤阪村会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、令和７年人事院勧告に基づき、国家公務員の給与が改正されたことに伴い、自動車等で通勤する職員が駐車場などを利用し、料金が発生している場合において、料金の一部を通勤手当で支給することができるよう、国に準じて改正いたします。

あわせて、通勤手当の支給等に関し、所要の改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第6号は、村づくり常任委員会に付託します。

~~~~~

○田村議長 日程第9、議案第7号職員の旅費に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第7号は、職員旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、宿泊手当の額を条例で定める範囲内の額で支給できるよう、また交通費と宿泊費を包括した包括宿泊費を新たに規定するため、職員旅費に関する条例の改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第7号は、村づくり常任委員会に付託します。

~~~~~

○田村議長 日程第10、議案第8号千早赤阪村役場内簡易郵便局郵便切手等購入基金条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第8号は、千早赤阪村役場内簡易郵便局郵便切手等購入基金条例の一部改正についてでございます。

これまで基金の額は60万円以内としておりましたが、令和6年10月1日に郵便料金などが改定され、切手、はがき等の在庫を十分に取りそろえることが難しい状況であるため、基金の額を65万円以内に増額するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第8号は、村づくり常任委員会に付託します。

~~~~~

○田村議長 日程第11、議案第9号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題とします。



提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第9号は、千早赤阪村国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年度から、新たに子ども・子育て支援納付金の徴収が開始されるため、国民健康保険料の算定について改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第9号は、村づくり常任委員会に付託します。

~~~~~

○田村議長 日程第12、議案第10号千早赤阪村介護保険条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第10号は、千早赤阪村介護保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、令和7年度税制改正における給与所得控除の見直しの影響により、標準段階が変動する第1号被保険者について、当該変動前の保険料に据え置くものとする令和7年12月17日に公布されました介護保険法施行令の一部を改正する政令により、所要の改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明とさせていただきます。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第10号は、村づくり常任委員会に付託します。

~~~~~

○田村議長 日程第13、議案第11号千早赤阪村下水道条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第11号は、千早赤阪村下水道条例の一部改正についてでございます。

本議案は、災害その他非常の場合において、村長が認めるときは、他の市町村長の指定

を受けた者が排水設備に関する工事を行うことができるよう所要の改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第11号は、村づくり常任委員会に付託します。

~~~~~

○田村議長 日程第14、議案第12号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第12号は、千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

本議案は、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が公布され、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額が改正されたことから、本条例の所要の改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第12号は、村づくり常任委員会に付託します。

~~~~~

○田村議長 日程第15、議案第13号令和7年度千早赤阪村一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第13号は、令和7年度千早赤阪村一般会計補正予算（第10号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ1億611万6,000円を減額いたしまして、予算総額47億3,574万5,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、まず歳入におきましては、村税、地方交付税、繰入金などの決算見込みに伴う増減などの補正でございます。

一方、歳出につきましては、施設型給付負担金の増額や、決算見込みに伴う不用額などの減額などでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明とさせていただきます。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第13号は、予算常任委員会に付託します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○田村議長 日程第16、議案第14号令和7年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第14号は、令和7年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ2,727万9,000円を減額いたしまして、予算総額を7億7,937万5,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入は国民健康保険料や繰入金の減額、歳出は決算見込みに伴う総務費、保険給付費、保健事業費の不用額の減額及び過年度分の補助金に係る返還金などの増額でございます。

診療施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ22万2,000円を減額いたしまして、予算総額を4,688万3,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入は決算見込みによる一般会計繰入金の減額と事業勘定繰入金の増額、歳出は診療所の電気代の増額及び決算見込みによる減額でございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第14号は、予算常任委員会に付託します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○田村議長 日程第17、議案第15号令和7年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第15号は、令和7年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ2,482万円を減額いたしまして、予算総額7億1,119万5,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、保険給付費や地域支援事業費などの決算見込みに基づく増減及びそれに伴います国庫支出金などの特定財源を補正するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第15号は、予算常任委員会に付託します。

~~~~~

○田村議長 日程第18、議案第16号令和7年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第16号は、令和7年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ1,313万2,000円を追加いたしまして、予算総額を1億7,808万1,000円とするものでございます。

内容でございますが、歳入は後期高齢者医療保険料などの増減でございます。歳出は、広域連合納付金などの減額でございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第16号は、予算常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田村議長 日程第19、議案第17号令和7年度千早赤阪村下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第17号は、令和7年度千早赤阪村下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、歳入を542万8,000円増額いたしまして、予算総額を、歳入を3億9,237万5,000円、歳出を4億2,516万7,000円とするものでございます。

内容でございますが、過年度の流域下水道維持管理負担金及び建設負担金の精算に係る返還金に伴う科目設定による補正をするものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第17号は、予算常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田村議長 日程第20、議案第18号令和8年度千早赤阪村一般会計予算から日程第24、議案第22号令和8年度千早赤阪村下水道事業会計予算までを一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 ただいま一括上程されました議案第18号から議案第22号までは、令和8年度の一般会計及び各特別会計予算並びに下水道事業会計予算でございます。

議案第18号令和8年度千早赤阪村一般会計予算は、歳入歳出それぞれ42億9,929万9,000円でございます。

次に、議案第19号令和8年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算は、事業勘定及び施設勘定合わせまして8億1,284万6,000円でございます。

次に、議案第20号令和8年度千早赤阪村介護保険特別会計予算は7億4,954万3,000円でございます。

次に、議案第21号令和8年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算は1億9,738万1,000円でございます。

次に、議案第22号は、令和8年度千早赤阪村下水道事業会計の歳入総額は3億9,446万3,000円、歳出総額は4億984万6,000円でございます。

全会計の予算額は64億6,891万5,000円でございます。

各会計の予算につきましては、先ほど村政運営方針で述べさせていただきましたとおりの予算でございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第18号から議案第22号までの5議案は、予算常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田村議長 日程第25、議案第23号河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第23号は、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてでございます。

本議案は、河南町、太子町及び千早赤阪村の３町村で締結しております介護認定審査会共同設置規約第３条に規定する執務場所が、基本協定に基づき、本年４月１日から太子町役場に変更となることから、規約の変更に関する協議を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 これより議案第２３号に対する質疑に入ります。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○田村議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

議案第２３号は会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。よって、議案第２３号は委員会付託を省略します。

これより議案第２３号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第２３号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

それでは、ここで休憩いたします。

１３時から再開いたします。

午前１１時４０分 休憩

午後 １時００分 再開

○田村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○田村議長 日程第２６、代表質問を行います。

それでは、順番に各会派の代表者の発言を許可いたします。

第１番目の質問者、千早赤阪村げんき会議を代表して南本議員、質問を許可します。

○南本議員 千早赤阪村げんき会議南本斎でございます。

村政運営方針について質問をさせていただきます。

最初に、全般的な感想を申し上げますと、まず金剛山ロープウェイ事業の廃止、そして施設の撤去が、本年１月、事故などもなく無事に完了したことにつきまして、心から感謝いたしております。本当にありがとうございます。

本事業は、５０年もの長きにわたって、村民の皆様はもとより、村外からも大変親しまれてきた金剛山ロープウェイ事業の撤廃を、私の村政時代に決断いたすことは非常に苦しいものでしたが、村の将来を思い決めたことです。今後、金剛山ロープウェイに代わる事業への取組を期待するところでございます。どうか、よろしくお願いいたします。

しかしながら、基本柱２の観光・交流の促進において、ヒトづくり、モノづくり、バズくりの視点で活性化に取り組むとの文言があります。これも先ほどと同様、私の村政時代に委託事業で策定したのですが、菊井村長は、令和６年の村長選挙の公約において、この事業は一旦見直すと掲げておられました。同年の当初予算で計上していた関連事業費予算を、減額補正をしてまで止めたと記憶しております。にもかかわらず、いつの間にか、この考えに沿った活性化事業を再開しているのは、一体どういう理由によるものなのでしょうか。私が令和７年６月議会において、止めた理由を伺いました。そのときには、基本計画がないことと厳しい財政状況を踏まえたものと答弁いただきました。ところが、再開をしているということは、基本計画ができたのでしょうか。また、財政状況は好転したのでしょうか。加えて、魅力や機能を高め、村の活性化に取り組むとありますが、具体的な内容、方向性が示されておらず、どのように本事業を進めていくのかが全く理解できかね、非常に残念に思います。

このほかにも、基本柱４の生活基盤の充実では、会計支援業務を導入し、経営基盤の強化に取り組むとのことですが、会計支援業務を導入することで、どのような基盤強化につながるのかの説明がありませんので、全く理解できないところです。

また、府道富田林五條線の改良工事ですが、今後も大阪府と密接に連携しながら着実に取り組むとのことですが、広域道路整備は大阪府の事業であり、村が主たる事業者ではないですね。

さらに、村制施行７０周年記念事業です。村にとって喜ばしいことですから、否定するものでは決してありませんが、記念事業費として、約９００万円近くの大金を使っている場合ではないと思います。担当課からは、常に、村の単独での存続は難しい、財政的に苦しいとの答弁があります。実際に厳しい財政状況であると私も承知しております。であれば、７０周年を機に、この村で住み続けることができるように、自立できる村づくりを村

民の皆さんと一丸となって考える70周年にしていけばよいのではないのでしょうか。いま一度、村の将来を真剣に見直していただきたいと思います。

以上のことを踏まえて、5問の質問をさせていただきます。

まず最初に、今後の村の全体像についてお尋ねします。

これは、これまでも何回も尋ねておりますが、依然として、菊井村長からは、村が向かっていくべき具体的な方向性が示されておられません。今後、どのような考えに基づき村政運営を行っていくのかを、抽象的な表現ではなく、具体的な取組も含めてお聞かせください。

2番目に、具体的な施策と着地点についてお尋ねします。

村政運営方針では、第5次総合計画における村づくりの基本目標の5つの柱に沿って説明するとあります。しかし、ほとんどの項目が、計画に書いてあることそのままを述べているだけです。その施策で一体何をするのか、またその取組によってどのような効果が得られるのかということをお聞かせください。

続いて3番目は、「住みたい・住み続けたいむら」についてです。

新築マイホーム補助は、移住促進の一端になると思いますが、まず村内において、新築を建設できる宅地確保をどのようにお考えなののでしょうか。小吹台を除いて、ほとんどの地区は調整区域であり、新築を建設する宅地、場所がないのが現状です。まず、地目の変更を行う村全体のゾーニングから始める必要を感じます。また、定住促進に対しては、どのような手だてを打たれるのかをお尋ねいたします。

また、生活道路整備やごみ収集の具体策も含めて、全13地区の日常の暮らしの向上に対してどのような考えであるのかをお伺いいたします。ふれあい収集を利用できない地区にお住まいの方々へも、平等に行政支援があるべきだと考えます。

4番目は、農林業、商工業の基盤強化についてです。

例えば、応援商品券の配布という国の補助金を使用した短期的な取組ではなく、長期的スパンでの具体策をお伺いいたします。

最後に、合併についてです。

積極的に議論していくとのことですが、誰と議論していかれるのでしょうか。日頃から、大阪府の協力や近隣市町の協力を得ながらとの文言をよく耳にしますが、私は、まず村が自立し、自分たちの村は自分たちで守るという意識、考えを一番に持たないと、誰も助けてくれないと思います。積極的に議論していくとは、本当に合併を積極的に推進するという意味なののでしょうか、お聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○田村議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、千早赤阪村げんき会議の代表質問につきましてご答弁申し上げます。

まず、今後の村の全体像についてでございますが、令和8年度当初予算案では、第5次千早赤阪村総合計画の着実な推進に重点を置いて編成しております。本村は、府内でも人口減少や少子高齢化が特に進んでおり、財政運営は厳しく、人材不足による組織力の低下が著しい状況でございます。このままでは、村政運営そのものが成り立たなくなり、住民サービスの提供に影響が出てしまう懸念があり、強い危機感を抱いております。自然災害への備えや地域公共交通の維持など課題が山積する中、安定的に住民サービスを提供しながら、持続的に発展、成長していくには、行財政改革をはじめとした自助努力をしながら、村域の発展、成長に寄与する村づくりに取り組む姿勢が大事だと認識しております。南河内地域2町1村未来協議会や南河内基礎自治機能充実強化協議会での議論を、さらなる広域連携につなげてまいりたいと考えております。

次に、具体的な施策と着地点についてでございますが、村政運営方針において取り組むこととしている施策は、総合計画に基づいて各分野の施策をまとめた第5期実施計画に定めているものが中心でございます。計画に掲げている施策を推進するため、目標をあらかじめ定めており、PDCAサイクルに基づいて達成状況の評価、検証を行い、必要に応じて見直しなどを行うなど、次期計画に反映させているところでございます。今後も総合計画に掲げる村づくりの理念や目標などの将来像を実現するための施策に取り組んでまいります。

次に、住み続けられる村についてでございますが、村では若い世代を呼び込み、定住を強力に後押しするため、新築マイホーム補助事業を展開しております。昨今の物価高騰などの社会情勢を考え、令和7年度から補助額を100万円から120万円へと引き上げ、経済的負担の軽減を行いました。また、住み続けたいと感じていただくため、利便性の向上に直結する道路などのインフラ整備を行い、安全で安心して通行できるよう適切な維持管理を行うことで、住民の皆様の日常生活を支えてまいります。

令和7年6月から、ふれあい収集を実施しております。令和8年2月末で、11世帯の収集を実施しております。また、令和8年4月からは、資源ごみ、ペットボトルの収集回数を月1回から2回に増やし、よりごみを出しやすい環境づくりを行う予定でございます。

今後も引き続き、「住みたい・住み続けたいむら」を目指してまいります。

次に、農林業、商工業の基盤強化についてでございますが、農業振興を図るため、課題

であります遊休農地の活用と担い手づくりとして、令和7年度から新たに取り組んでいる農地カルテの作成を行いながら、担い手へ農地を集積、集約する取組を進めるとともに、大阪版認定農業者支援に対しましては、本村独自の上乗せ補助を引き続き実施するなど、認定農業者を増やすことで村の農業者の基盤づくりに努めてまいります。

次に、林業でございますが、森林環境譲与税を活用し、未整備森林につきまして、森林経営管理制度により整備を進めるため、まずは長年の懸案であった山林の所有者や境界の確認などに取り組んでまいります。

商工業につきましては、現在策定中の「農と緑の活性化ビジョン（案）」に基づき、農業の振興と併せて、観光農園の立地促進などに取り組んでまいります。

次に、合併についてでございますが、現在、将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供できるように、行財政改革、公民連携、広域連携の推進や将来課題への対応、そして選択肢の一つとして市町村合併について調査研究するため、南河内地域2町1村未来協議会や南河内基礎自治機能充実強化協議会に積極的に参画しているところでございます。本村域のさらなる発展、成長を目指す選択肢の一つとして、市町村合併は有力な候補であり、積極的に調査研究をすべきと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田村議長 第2番目の質問者、日本共産党を代表して畑議員、質問を許可します。

○畑議員 日本共産党畑智恵美でございます。

菊井村長の考える村づくり、令和8年度の事業を基に、5問、代表質問いたします。

1つ目です。村制70周年記念事業と村の将来について伺います。

村制70周年記念事業として、次世代への文化継承、魅力発信、村を盛り上げるための取組に補助を行うとされていますが、具体的にどのような取組を想定されているのか伺います。

また、その取組は、こども議会やコミュニティ・スクール関連と思われる記念講演会が組み込まれていますが、それ以外の、お祝いモードを盛り上げるためのものが中心であるとするならば、視点を変える必要があると考えております。70周年の節目として取り組むべきことは、お祝いやお祭り、人集めのための情報発信目的などのイベントではなく、村の今後10年、20年を、村民の知恵を集めて考えるための場を設定し、村民に参加を呼びかけることであると考えます。具体的には、村の今後を考えるための記念講演、例えば、テーマとして、住民に身近だからこそ輝く時期など、こういうもののちに、地域ごとのグループで現状への理解、課題、今後目指すべき方向性などを考えるワークショップを企画し、開催することを提案いたします。

村長は、村の将来について、とりわけ合併について、さらに検討を深めと述べられていますが、その姿勢は、行政の効率化のみ目的としている大阪府主導の市町村合併推進に乗っているだけのように見えます。村長の掲げる、村民が住んでよかったと思える村づくり、村民主体の村政実現のためには、合併ではなく、村独自の道を探っていく姿勢が求められると考えますが、積極的な取組の提案が見えません。小さな村だからこそ、70周年の取組は、単なるお祝いとするのではなく、また万博レガシーとって大阪府主導のにぎわいづくりばかりに尽力するのではなく、村が抱える課題に対して村民と共に考え、取り組む好機とすべきと考えますが、村長の考えを伺います。

2問目になります。子育て支援策と若者世代にとって魅力ある村づくりについて伺います。

幼児保育料の無料化、小・中学校給食の無料化、少人数で一人ひとりを大切にできる教育体制である小・中学校のよさ、高校生、大学生への通学定期補助など、子育て世代、子育てを考える世代にとって魅力的な施策を村は展開していると思います。その中で、学童保育も子育て世帯にとっては必要不可欠な支援策となります。村の学童保育は、歴史40年を超える独自性があります。公設民営の保護者運営ということで、その実践は柔軟で、子どもを中心に据え、生け花体験や結の里での自然体験、ほかにも、外出企画なども含め、取組も多様なものとなっております。まさしく、こどもまんなかの実践と言えます。加えて、保護者にとっても助かる長期休暇の食事提供や、誰でも通園制度などのような、就労条件にかかわらずスポット利用できる仕組みも持っており、魅力的な運営がなされています。これらの学童保育の実践に関し、どのように理解されているのか伺います。

ただし、保護者運営ということで、会計や補助金申請などの事務処理が保護者役員への過大な負担となっており、村長の村政運営方針でもあったように、村直営について考えてほしいとの要望も出されています。この学童の問題については、一般質問で行う予定にしております。

学校教育と学童保育は、共に子どもの成長を促すとともに、保護者支援の側面も大きく、本来切り離して考えるべきではなく、連携性を持って取り組まれるべきものであるというふうに考えております。そして、小さい村だからこそ、その関連性を大切にして、柔軟に取り組むべき課題であるというふうに考えております。保護者運営ということが理由かどうか分かりませんが、村からの支援が、他の子育て支援策や教育における支援策と比較すると、金銭面での保護者負担感が大きくなっております。この点に関し、どうお考えなのか伺います。

また、学童保育への支援も充実することで、乳幼児から小学校教育、学童保育、中学校

教育、高大生まで、一連の支援の仕組みを前面に押し出すことができます。子育てしやすい村の魅力を発信するとともに、若い世代に村での生活を選択してもらうために、空き家を活用した、柔軟で、さらに充実した住宅支援策、具体的には、新築や改修への補助だけでなく、賃貸物件への補助も打ち出していくことなどで、若い世代の村への移住に対して積極的に取り組む村の姿勢を示すことができるのではないのでしょうか。そのような若い世代に村を選択してもらうための総合的な取組について、どのようにお考えなのか伺います。

次に、3問目になります。村職員が誇りとやりがいを持って職務へ取り組める体制についてお尋ねします。

村長は、全職員が役場の一員として、誇りとやりがいを持って職務に精励できるよう、リーダーシップを発揮すると述べられております。村役場組織の再編から1年が経過することになります。この組織再編では、組織の効率化や職員の働きやすさ、やりがいの向上なども視野に入れられていたのではないかと考えますが、具体的にはどのような意図で行われたのでしょうか。それについて伺います。

そして、1年を経過した今、組織再編の効果や成果はどのように評価されているのでしょうか。具体的に、どのような項目に関して、どのような視点で評価されているのかを伺います。

また、職員の皆さんの感想や意見はどうなっているのかについても伺います。

一方で、依然として職員の事務作業量が多く、人員体制的にも新しいことに取り組むことは難しいとのお話を度々聞かされております。また、村民の方々からは、村の組織がますます分かりにくくなったとの声も上がっています。このような現状をどう考え、今後、どのような取組が必要と考えておられるのかについて伺います。

次に、4つ目の質問になります。小吹台地区の下水管の更新についてです。

小吹台地区の下水設備は、おおよそ50年を経過しており、寿命が心配されております。特に、各家庭から本管、本管というのは道路のマンホールです、ここにつながるパイプは、紙にコールタールをしみ込ませて作られた硬質瀝青管と呼ばれるパイプで、かなりの劣化が懸念されております。しかし、多くの住民はこの事実を知らされてはいません。下水管が詰まったときは村に連絡してほしい、対処するとの対応のみですが、これで十分と言えるのか伺います。

住民の生活に直結する問題ですので、住民が適切に対応できるよう、正しく住民に情報を伝える必要があると考えますが、その方法とお考えを伺います。

そして、これらのパイプはほぼ同時期に敷設されておりますので、寿命がくるのもほぼ

同時期となってしまいます。小吹台約800戸の全戸が対象となり、計画的に劣化パイプの交換を進めていく必要がありますが、どのように認識されているのかを伺います。

なお、現在、3月4日から25日の予定で小吹台地区の一部で下水道工事が進められておりますが、この際に個別の住宅につながるパイプの入替えは行われるのでしょうか。そして、今後どのような計画でこのパイプの更新を進めていくのか、どの程度の時間がかかるのかなどの計画について、具体的にお答えいただきたく質問いたします。

最後に、5問目です。地域公共交通利用援助事業についてです。

地域公共交通空白地域対策の一つとして、75歳以上の方、障害者手帳所持の方、妊産婦の方、2歳未満の幼児を持つ保護者の方などを対象に、1年間で1万2,000円のバス、タクシー利用補助が実施されています。また、介護タクシーについても使えるように拡充されたことについては評価できます。十分とは言えないが、助かっているとの声も聞く一方で、使い勝手が悪いので申請していないとの声も多く届いています。対象者はおよそ1,900人ほどではないかと考えますが、予算では、その4割強しかカバーできない計上となっております。その理由について伺います。

本来は、資格があるにもかかわらず利用されていない住民や新規利用者に対して、村から案内を送るべきではないかと考えますが、実際には初回で補助申請を自分で行わない限り、申込みの継続的な連絡が届かないという方式になっております。情報にアクセスしにくい方にとっては不公平ではないかと考えますが、この点についてのお考えを伺います。

また、タクシー券が1回3枚、1,500円までしか使えないことに対する不満や、昨今のエネルギー価格、人件費の高騰でタクシー料金も上がっていることなどから、一度に使える金額を上げてほしいとの声が多く届いています。これまでも、議会では何度も要望されてきたことだと考えますが、どのような検討をなされているのかについて伺います。

また、デジタルチケットに関する事業も令和7年度の補正予算で進められてきましたが、デジタルチケットモデル事業への参加者数やその反応など、事業の進捗状況とその結果について伺います。

あわせて、公共交通空白地域対策は、喫緊の課題として、対象地域へのアンケート調査も村で実施されているところですが、今後の対策や、事業の方向性とそのスケジュールについて伺います。

以上5問に関連し、答弁をお願いいたします。

○田村議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、日本共産党の代表質問についてご答弁申し上げさせていただきます。

まず、村制70周年記念事業についてでございますが、記念事業においては、70周年記念ロゴマークやキャッチフレーズを作成し、村民が共通して使用できる象徴として一体感を醸成し、本村の歩みと未来への方向性を広く内外に発信してまいります。また、本村の公式マスコットキャラクターを創設し、親しまれる村の広報ツールとして長期的に活用してまいります。生涯学習イベント、資料館での記念展示、文化財の普及啓発事業なども併せて実施してまいります。

村の抱える課題に、村民と共に考え、取り組む事業としては、こども議会の開催や、村民企画として各地区が力を合わせて村を盛り上げる取組の補助を実施し、これらの取組によって、村民の皆様と共に、村への誇りと愛着を醸成してまいります。

次に、子育て支援策と若者世代にとって魅力ある村づくりについてでございますが、本村の学童保育は、これまで43年の長きにわたり、保護者の皆様が中心となり、試行錯誤をしながら運営がなされていることに対しましては、非常に意義があるものと評価しております。保護者の負担額につきましては、学童保育連絡会運営規程の中で定められており、他の自治体と比較しても適正であると認識しております。

本村では、かつて移住促進の一環として定住促進家賃補助を実施してまいりましたが、費用対効果の観点から廃止した経緯があります。村では、未然防止が肝要であるとの認識から、空き家バンク制度により有効活用を進めており、新たな移住者の受皿との考えのもと、今後も過去の制度などを検証し、空き家バンクの運営と定住支援を一体的に推進してまいります。

次に、村職員が誇りとやりがいを持って職務へ取り組む体制についてでございますが、令和7年4月に行いました組織機構の変更では、組織を4部制から3部制にスリム化するとともに、部をまたぐ事業に対応するために地域活性化推進担当部長を設置したほか、子育て支援の強化と窓口の一元化を図るため、こども課を新設しております。

組織改編から約1年が経過しようとしておりますが、本村の職員数から考えると3部制が適正であるとの評価をしております。職員の意見を吸い上げる点では、数年開催していませんでした課長級以上の職員によります幹部会を毎月開催するなど、意見交換の場を設けております。本村のような小規模自治体では、職員の業務が非常に幅が広くなり、新しいことに取り組むことは難しいとの声があることにつきましては共通の課題となっております。財政的な点から、むやみに職員を増やせないこともあり、より効率的に事務を遂行できるよう取り組んでまいります。

組織機構は、状況の変化に応じて見直しも必要となります。一方で、頻繁な組織改編は混乱を招く懸念もありますので、一定期間様子を見た上で判断してまいります。

次に、小吹台地区の下水道管の更新についてでございますが、小吹台は造成から50年以上が経過し、下水道の老朽化は村でも認識しているところです。下水道施設の点検で状態を把握し、緊急に更新が必要なものについては、現在、計画的に維持補修、改築更新を進めております。また、各家庭への取付け管についても適切な維持管理を行い、引き続き住民の日常生活への影響を最小限に抑えるよう配慮しながら、長寿命化を図りつつ、安全で安心な下水道事業の運営に努めてまいります。

次に、地域公共交通利用助成金事業についてでございますが、令和8年2月末現在の登録者数が708人であり、令和6年度から53人増加しているため、今後も同程度のペースで増加すると見込んで予算のほうを積算しております。事業の周知につきましては、広報紙やホームページなどで行っております。議員ご指摘も踏まえて周知に努めておりますが、申請がない方へ個別にお知らせする考えは、現在はございません。助成額や利用方法などの見直しにつきましては、財政状況などを勘案しながら検討してまいります。

次に、デジタル化につきましては、本年2月9日から3月8日まで、18人のモニターによる実証実験を実施しております。その結果を踏まえて、令和8年度から本格稼働を目指します。現在、公共交通空白地域にお住まいの世帯を対象に地域公共交通アンケート調査を実施し、村内における移動ニーズを把握しているところでございます。これらのアンケート調査結果を踏まえるとともに、本村の地域公共交通協議会に諮りながら、本村に適した地域公共交通施策を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田村議長 第3番目の質問者、公明党を代表して井上議員、質問を許可いたします。

○井上議員 公明党井上浩一でございます。

令和8年度村政運営方針について質問させていただきます。

1点目に、村の将来の在り方について、現在進められている広域連携や合併も視野に、積極的に議論を進めるとありますが、地域が持続的に発展していく将来像は、ある程度形になっているのか、またどの程度の期間、年数を考えられているのか伺いたいと思います。

2点目に、地球環境問題が課題となっておりますが、比較的自然に恵まれた本村では、あまり重要視されていないと感じております。SDGs等への取組も、力が入っていないと思います。様々な機会に、事業と関連づけたりと工夫ができるのではないかと考えますが、見解を伺いたいと思います。

3点目に、村を次世代につなぐために、若い世代の行政参画をとされていますが、どのようなお考えで、どのような仕掛け、また作戦を練られているのか、その一端をお聞かせ

願えればと思います。

4点目に、南海トラフ巨大地震をはじめとする災害に対して、国主導の対策だけではなく、村として、独自の視点で対策を検討し、実行していくことは大変重要だと考えますが、現状の体制の評価と今後についてのお考えを伺いたいと思います。

以上4点について、よろしく願いいたします。

○田村議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、公明党の代表質問についてご答弁申し上げます。

まず、将来の在り方についてでございますが、急激な人口変動の中、府内町村が将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供できるよう、令和5年度から、太子町、河南町及び千早赤阪村の3町村が、より連携し、共同で行財政改革や公民連携、さらなる広域連携に取り組むとともに、選択肢の一つとして合併についても検討を深め、この地域のさらなる発展、成長を目指すため、2町1村と大阪府で構成します南河内地域2町1村未来協議会を設置し、様々な取組を進めてきました。また、令和7年度には、近隣市である大阪狭山市、羽曳野市が加わった南河内基礎自治機能充実強化協議会を設置し、より大きな枠組みの中での、この南河内地域の将来の在り方について議論を進めているところでございます。まさに現在、南河内地域における市町村の将来の在り方を検討し、議論をしているところであり、職員の共同採用や入札参加資格関係事務の共同処理、地域の活性化など、さらなる広域連携を進めているところでございます。引き続き、将来の在り方について、大阪府や近隣市町と連携しながら、積極的に議論を進めてまいります。

次に、環境問題への取組についてでございます。村では、既に第5次千早赤阪村総合計画に掲げる基本目標の一つとして「自然と共生する住みよいむら」を掲げており、自然環境保全に対する意識を醸成し、豊かな自然環境を継承することに加え、公共施設への再生可能エネルギーの導入推進など、環境負荷の少ない地域づくりを推進することとしております。本村では、現在検討中の学校施設のLED化、電気自動車の導入がその一環であります。また、本村の「金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例」の理念は、SDGsの「誰一人取り残さない」、「陸の豊かさを守ろう」の実践そのものです。村では、村に関わる全ての人の参画と協働により、村の恵みを、豊かな環境を守り、次世代に引き継ぐことを基本理念とし、金剛山をはじめとする豊かな自然環境、歴史的及び文化的環境の保全に努め、村民、事業者、行政が一体となって取り組んでまいります。

次に、若者の参画についてでございますが、若者の行政参画は、将来世代の視点を村政に反映するとともに、地域への愛着や主体性を育む重要な取組であると認識をしております。少子高齢化が進展する中、若い世代の声を村政に取り入れることは、持続可能なまち

づくりの視点からも必要不可欠でございます。地域で活動している若者と、堅苦しい会議形式ではなく、若者が関心を持ちやすいテーマについての座談会を開催し、意見を聞くなど、自由に意見交換をできる場を設けたいと考えております。

次に、災害対策についてでございますが、令和7年度には、近年の災害の教訓や法改正などを踏まえ、地域防災計画の全面的な見直しを実施しました。これにより、南海トラフ地震への対応方針や、本村の地域特性を踏まえた対策の基本的な取組を整備できましたが、村職員の厳しい人員体制を踏まえたと、その実効性をより高めていくことが課題であります。

議員ご指摘のとおり、本村独自の視点で取組が不可欠であります。総合防災訓練などを通じた地域住民との連携強化と防災意識の醸成、避難行動要支援者個別避難計画の策定推進、受援体制の整備と訓練の実施を優先的に取り組むべき課題として位置づけ、災害に強い千早赤阪村の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○田村議長 第4番目の質問者、平政会を代表して建石議員、質問を許可します。

○建石議員 平政会を代表して質問させていただきます。

令和8年度村政運営方針を拝読させていただきましたが、我々平政会が求めておりました老朽危険家屋対策や空き家対策、テーマ型コミュニティ・スクールの推進、地区活動応援補助金の対象拡充、村制施行70周年事業の実施、ふるさと納税返礼品の魅力化、ふれあいごみ収集の継続といった政策の実現へ踏み出していただいた点は高く評価させていただきます。

また、積年の課題でありました府道富田林五條線改良工事につきましても、ようやく今年度より工事实施が決定したとの報を受けまして、菊井村長のご努力に大変感謝いたしております。

公共施設の適切な維持管理について、これまで後回しにされてきた経緯があり、中学校トイレ等改修事業、くすのきホール展示ギャラリー等天井改修工事、村民運動場改修事業、テニスコート改修工事など、菊井村政でようやく動き出した点については評価するところであります。

ただ、その一方で、いきいきサロンやまゆりの建て替えについては予算化に至っておりません。応急処置はしていただきましたが、より迅速かつ抜本的な対応を求めたいと思います。

また、昨年、予算を要望させていただいた適正な土地管理の促進、より緻密な地域公共交通の充実、観光案内板の点検、修復、住民サービスを安定的に提供するための体制整備

などについては拡充の余地があるように思われますので、これらの点に関しましても、実現に向けたたゆまぬ努力をお願いいたしたいと思います。

その一方で、やはり気になりますのは財政の問題であります。令和8年度千早赤阪村予算書付属説明資料によりますと、本年度の予算総額は43億円ほどになっており、前年度と比べますと2億9,000万円ほどの減となっております。ただ、前年度の増額の主な要因であったロープウェイ施設撤去工事、約5億7,000万円が終了したことを考えますと、全体的な費用負担の増加が懸念されているところであります。前年度は10億円ほどの基金取崩しが見込み予算となっていました。本年度も4億4,000万円ほどの取崩しが見込まれております。毎年取り崩していけば、いずれは基金は底をつくことになります。前年度の決算見込みを見る限りでは、5億円ほどの減少にとどまっているようですので、本年度につきましても節減に努めていただきたいと思います。

さて、そのような現状認識に基づきまして、平政会といたしまして5点質問させていただきます。

まず最初に、財政についてお伺いいたします。

昨年度から、基金の減少が顕著となっております。先ほども触れましたが、令和7年度の予算組みにおきまして、10億円ほどの基金の減少が見込まれていましたが、付属説明資料によると、5億円ほどの減少見込みにとどまっていたようです。まずは、その点について総括をお伺いいたします。

また、基金残高が3億5,000万円ほど減少する見込みとなっておりますが、基金の現状と将来的な見込みに関しまして、村長の見解をお伺いいたします。

続きまして、システム標準化への進展についてお伺いいたします。

地方公共団体システム標準化は、2025年度末までの適合を目指されておりましたが、自治体のうち41.3%は期限までに完了しない見込みと報道されております。システム標準化につきまして、本村の現状はどうなっているのか、改めて現在の進捗と経費についてお伺いいたします。

3番目といたしまして、いきいきサロンやまゆりの建て替えについてお伺いいたします。

いきいきサロンやまゆりについて、村政運営方針では、できるだけ早期に方向性を示してまいりますと述べられております。いきいきサロンやまゆりの建て替えは、菊井村長の公約でもあり、村長の実行力が問われているものであると考えております。小吹台では連絡所の老朽化も顕著でありますし、今後、小吹台の中核を担っていく施設として、いきいきサロンやまゆりは必要であり、次のステップに進む段階と考えますが、村長のお考えは

いかがでしょうか。

4 番目といたしまして、ふるさと納税返礼品の魅力化について伺います。

ふるさと応援寄附金について、村政運営方針では、今回から、新たにふるさと納税返礼品の魅力化という言葉が登場しております。令和6年度のふるさと納税寄附総額は1兆2,728億円であり、毎年過去最高を更新しております。寄附額が市町村の住民サービスを大きく左右する現状を鑑み、平政会では、ふるさと応援寄附金の重要性について、これまで繰り返し述べてきましたが、ようやく新たな一歩が踏み出されるものと期待しているところであります。つきましては、ふるさと納税返礼品の魅力化について、より詳しい説明を求めたいと思います。

5 番目といたしまして、村政運営方針に、今後の千早赤阪村を支えていく若い世代の方々が行政に参画できる機会を作るとあります。若い世代の方々に行政に参加していただくことは、若い世代の方々にとって、村政を我が事として捉えていただく契機となり、担い手不足にあえぐ本村にとって、大変重要な政策であると考えます。村長として、具体的にどのような事業を考えられておられるのか、伺います。

以上、ご答弁よろしくお願いいたします。

○田村議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、平政会の代表質問につきましてご答弁申し上げます。

まず、財政についてでございますが、令和7年度当初予算編成時にはロープウェイ撤去工事などがあり、約10億円という多額の基金繰入れを見込んでおりましたが、普通交付税の増額や各歳出事業の不用額の発生により、第10号補正予算では基金繰入額を約6億円で減額することができました。その結果、令和7年度末には約21億円の基金残高を確保できる見込みとなりました。しかしながら、これは依存財源であります普通交付税の増額や不用による歳出減などによるものでありまして、構造的な財政改善が図られたわけではございません。今後の財政運営につきましては、依然として厳しい状況が続くものと認識しております。

次に、令和8年度予算における基金の現状と将来的な見込みについては、当初予算で合計約4億4,000万円の基金繰入れを計上しております。一方で、各基金への積立は約9,000万円としており、令和8年度末の全基金残高は約17億4,000万円となる見込みでございます。特に、公共施設等整備基金につきましては大幅に減少しており、今後の公共施設の老朽化対策や大規模修繕に対応できる財源が不足する懸念があります。人口減少に伴う普通交付税の減少、高齢化の進展による社会保障費の増加、公共施設の老朽化対策など、歳入の減少と歳出の増加が同時に進行することが懸念されます。このため、

事業の見直し、公共施設の統廃合を含む適正配置、受益者負担の適正化など、行財政改革が不可欠であると考えております。

次に、システム標準化の展望についてでございます。地方公共団体情報システムの標準化につきましては、国において、令和7年度末までの移行完了が目標とされておりますが、全国的にベンダー側の開発遅延や技術者不足の影響により、期限内完了が困難な自治体が生じている状況でございます。本村においても、同じ要因で遅延が生じており、移行対象18業務のうち、令和7年度には3業務、令和8年度10月には13業務、令和9年度中に残り2業務の移行により標準化が完了する予定でございます。移行経費の総額は約2億5,000万円となっており、これらの経費につきましては、全て国のデジタル基盤改革支援補助金を充当します。今後も、国及びベンダーと十分に連携を図りながら、円滑な移行に向けて着実に取り組んでまいります。

次に、いきいきサロンやまゆりの建て替えについてでございます。建設場所として、3つの案の検討や、建物の規模、概算事業費、それぞれの課題など、整理を行ったところですが、近年の人件費や建築資材の高騰により、事業費が非常に高額となる見込みであり、村の財政への影響も考慮し、事業の進め方については検討を行っているところでございます。また、高齢化が進む中、小吹台地区全体の活性化につきまして、広い視点での検討も必要と考えており、その中で中核施設としての在り方について、引き続き庁内において横断的な検討を進めてまいります。

次に、ふるさと納税返礼品の魅力化についてでございます。これまでも取り組んできた返礼品の開拓やポータルサイトの充実など、ふるさと納税の確保のための取組を拡充、継続してまいります。それらに加え、中・長期的な取組の一つとして、農業の担い手の育成、新たな特産品を開拓、観光農園の誘致など、村ブランドを創出することにより、ふるさと納税の返礼品の魅力化につなげていきたいと考えております。

次に、若い世代が行政に参加できるについてでございますが、本村におきましても、少子高齢化や人口減少が進む中、持続可能な村づくりを進めていく上では、次世代を担う若い世代が行政に参画していただき、彼らの柔軟な発想や新しい価値観を村政に取り入れることが重要であると考えております。地域で活動している若者皆様と、堅苦しい会議形式ではなく、若者が関心を持ちやすいテーマについて座談会を開催し、意見を聞くなど、自由な意見交換できる場を設けたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○田村議長 第5番目の質問者、信智会を代表して中野議員、質問を許可します。

○中野議員 信智会の中野智子でございます。

村政運営方針を拝読し、村会議員として村長及び村民の方々と協働してまいりたいと思っております。そのために、住民の声をもっと吸い上げて、住民の方々が何を望んでいるか、住んでいてよかった村、千早赤阪村に導いていただきたいと思います、5つ質問をさせていただきます。

まず、千早赤阪村農と緑の活性化推進会議とは、大阪府と協働で進められておられる会議であります。何を目的として行われ、それがどのように千早赤阪村に利益をもたらすのか、その時期についてもイメージが湧きません。具体的な内容をお伺いします。

また、村政運営方針では、この会議において、令和7年度内に農と緑の活性化ビジョン（案）を作成し、そのビジョンに基づいて令和8年度から事業を実施するように述べられております。具体的に何を実施されるのか、内容についてお示しください。

これまで議会では、様々な提案や質問を行ってまいりましたが、村長の方向性が具体的に示されなければ、新たな提案もできません。村長の公約である、にぎわいづくりという方向性についても、村民に分かりやすくお示しください。

次に、村政における財政状況は、自主財源の要である村税は、令和8年度当初予算では歳入全体の10.4%と、かなり厳しい状況であります。これは、今年に限ったことなく、かなり以前から、村は依存財源に頼らざるを得ない財政状況であり、これまでも数年にわたり、企業誘致やふるさと納税返礼品への取組も行われてこられました。その取組の結果がどうだったのか分析を行い、具体的な対策が行われているのでしょうか。何年も同じ取組を行っても結果が出ないのであれば、方法を一新して変えなければ、これまでと異なったいい結果は出ないはずです。検討するだけでなく、思い切った進路転換や方法論の選択が必要なのではないのでしょうか。大阪府の力や他の市町の連携だけに頼らず、民間と連携を図り、村独自の民間の力を借りて大きな変換を起こす時期ではないのでしょうか。

そして、高齢化すると、福祉介護の医療のところが一番大きな負担となっております。3つ目の質問ですが、本村だけでなく、高齢化すると、医療費、介護費の負担は大きくなっていきます。ただ、医療機関が少なく、健康維持と管理が難しい環境と言えます。健康を維持するには、予防が必要です。心も体も健康で、生き生きと楽しく暮らせる村を目指すには、これまで以上に予防の分野を充実させるべきではないのでしょうか。村では、地域の皆さんの居場所づくりとして、こども食堂、地域食堂が実施されています。多くの高齢者の方が参画されて、食事を通して高齢者の健康維持につながっています。今回、子ども食堂へのご理解をいただき、子ども食堂を運営する団体に対して運営費の一部を補助する方針をお示しいただいております。ありがたいことです。ただ、地域食堂にとって一番必

要なのは、地域食堂が円滑に進められるように、もっと行政の方々の協力と理解を得て、村内の住民の方々に周知していただくことだと思います。まずは、行政の広報活動を充実していただけないでしょうか。これから数年先、もっと高齢化が進み、車に乗れなくなったときを想定し、高齢化した村づくりに健康と予防の概念を取り入れていただきたいと思います。

4つ目の質問です。「未来の学校・地域」創生プランについて、テーマ型コミュニティ・スクールを導入することがどのように少人数のメリットを最大限に生かした教育の前進につながるのか理解できません。「未来を切り拓く、心豊かでたくましい子どもをはぐくむむら」。一人ひとりが自分の力で問題を解決し、前に進んでいくには、それなりの知識、そして見聞を広めることが大切だと思います。どのような方法で、学力の向上、見聞を広めていくことを考えていらっしゃるのでしょうか。もともと本村の小学生が少なくなり、大阪府から複式学級への移行という指導を受けたことから、教育を充実させ、村外への周知を行い、差別化をするためにコミュニティ・スクールを導入するというスタートだったように思います。コミュニティ・スクール導入の説明を受けてから半年が経過しましたが、現状はどのように進捗しているのでしょうか。あわせて、導入後どのような成果が得られるのか、しなかったときの差をお伺いします。

最後に、村の将来を考え、計画を立てられていると思います第5次総合計画に掲げた目標を達成していくには、過去の事業実施についての評価、分析、診断が、より重要だと考えます。実施計画では、PDCAサイクルに基づく計画の進行管理を行っているとは記載されていますが、今年、前年度、前々年度の経過を分析し、どのように村営運営方針に反映されたのかをお聞きします。反映された結果が次年度につながり、少しでも村がよい方向に向かっていっているのでしょうか。

答弁をよろしくお願いいたします。

○田村議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、信智会の代表質問につきましてご答弁申し上げます。

まず、村の活性化についてでございますが、大阪府と村で構成する千早赤阪村農と緑の活性化推進会議において、令和7年度内に千早赤阪村農と緑の活性化ビジョン（案）を策定します。ビジョン（案）の具体的な内容は協議、調整中ですが、村の活性化に向けた私の思いは、ちはや園地をはじめとした金剛山周辺の活性化、金剛山に訪れるたくさんの方々に村内を周遊していただく工夫、道の駅ちはやあかさかの充実とにぎわいづくり、そして農業振興と観光農園の立地促進などであり、多くの人に訪れたいと思ってもらえる村づくりに取り組んでまいります。ビジョン（案）が完成すれば、まずは村議会、農業者、

観光協会などにお示しして、村が目指す方向をご理解いただくとともに、広く発信してまいります。

次に、財政状況についてでございますが、自主財源の確保のため、これまで本村では、企業誘致やふるさと納税返礼品の充実など、様々な取組を進めてまいりました。企業誘致につきましては、財源と人員が限られ、村民生活に直結する施策を優先せざるを得ない中、大規模な施策は展開できずにおりました。しかし、令和7年度から、将来の土地利用と地域振興施策の前提となる地籍調査を大森地区で実施していることに加え、企業の立地ニーズに柔軟に対応できるよう、都市計画マスタープランの改定を進めており、これらの取組を企業誘致につなげてまいります。

次に、健康維持についてでございますが、本村では、住民が心身ともに健康に暮らせる地域づくりを推進し、健康寿命の延伸の実現を目指すため、健康ちはやあかさか21（第4期）を策定しているところでございます。本計画では、生活習慣の改善の3つの基本方針のもと、食生活やがん検診、心の健康など、重点的に取り組むこととしており、一例としまして、がん検診や特定健診事業などを無料で実施するとともに、健診後には精密検査の案内や保健指導を行い、疾病の重症化を防いでおります。また、運動指導士による介護予防教室やフレイル予防教室、口腔、栄養の健康教室なども実施し、高齢者の介護予防にも努めてまいります。さらに、带状疱疹ワクチンについては、50歳以上の定期接種以外の対象者へも助成を拡大する予定で、疾病予防や重症化予防に取り組んでまいります。

次に、子ども食堂については、地域で活動されている3団体の子ども食堂を把握しており、団体のボランティアさんと話し合う場を持ち、意見交換会や大阪府からの情報提供などを行ってまいりました。また、広報においても、定期的に子ども食堂が開催され、ボランティアの皆さんが活躍されている記事を掲載しております。多様かつ複合的な困難に直面する子どもたちに対し、安心・安全で気軽に立ち寄ることができる子ども食堂に対しまして、令和8年度から運営費の一部を補助してまいります。また、引き続き村民の皆様には情報提供をしてまいりたいと考えております。

次に、テーマ型コミュニティ・スクールについてでございますが、教育委員会の取組につきましては、これまで保護者、地域をはじめ、学校、識者等で構成するプロジェクト会議において、令和8年度のテーマ型コミュニティ・スクール導入に向けて熟議をいただいております。

次に、事業の進行管理についてでございますが、第5次千早赤阪村総合計画に基づき、具体的な施策を実施計画として策定し、各種施策を推進しており、計画に掲げる施策を総合的かつ効果的に推進するため、PDCAサイクルに基づき、施策の達成状況の評価、検

証を行い、必要に応じて見直しを行うなど、次期計画に反映させているところでございます。

基本的に、持続可能な住民サービスの維持、提供を念頭に、施策の継続性に配慮しつつ、新規事業や拡充事業を盛り込むなど、限られた財源の中で、より効率的かつ効果的な村政運営に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○田村議長　これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じ、散会します。

皆さんお疲れさまでございました。

午後２時１１分　散会

令和8年第1回千早赤阪村議会定例会（第2号）

1. 招集年月日

令和8年3月5日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席議員

1 番 田 村 陽

5 番 畑 智恵美

2 番 井 上 浩 一

6 番 尾 崎 充 宏

3 番 中 野 智 子

7 番 建 石 和 則

4 番 南 本 齋

4. 欠席議員

な し

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 菊 井 佳 宏

総 務 部 長 池 西 昌 夫

副 村 長 西 井 秀 孝

民 生 部 長 中 野 光 二

教 育 長 大 門 和 喜

産 業 建 設 部 長 下 休 場 健 司

地域活性化推進担当部長 日 谷 順 彦

教育委員会事務局理事 森 田 洋 文

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 柏 原 美 佳

議 会 事 務 局 主 査 土 井 達 也

7. 議事日程

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○田村議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○田村議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、時間制で行います。速やかに質問、答弁を行うようにしてください。質問、答弁全て含んで持ち時間は1議員30分間です。議場内の時計で30分を経過しますと、私のほうから終了の宣言をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、順番に発言を許可します。

それでは、第1番目の質問者、中野議員、1問目の質問を許可します。

○中野議員 議席番号3番、中野です。

議長通告により、3問質問させていただきます。

まず、1問目、健康寿命の延伸について、12月議会の一般質問で取り上げましたが、再度特定健診の勧奨事業について質問させていただきます。

高齢化していく住民の健康維持、改善にとって、本村の医療環境は決して恵まれているとは言えません。特定健診は、健康寿命の延伸、医療格差と医療費の抑制のため、市町村に義務づけられているものです。特定健診を受診し、その後、保健師さんや管理栄養士さんなどの特定保健指導を受け、未病に力を入れることを目的としております。本村の医療環境を考えると、特定健診による疾病を未然に防ぐことは極めて重要だと考えられます。

しかしながら、本村の国民健康保険加入者の特定健診の受診率が低いのが現状です。特定健診の受診率を上げるために特定健診受診勧奨業務として令和3年度から予算計上を行い、外部団体へ業務委託を行っているとお聞きしております。令和7年度から糖尿病性腎症重症化予防も含めた業務委託になっているということも報告されております。

令和7年には当該業務として387万円が予算計上されておりますが、この2年間でどれだけの結果が報告されたのでしょうか。また、令和8年度も同じように、令和7年度以上に予算計上されておりますが、十分な分析と計画立案がなされて行われたのかを質問させていただきます。

○田村議長 答弁者、中野民生部長。

○中野民生部長 健康寿命延伸のための策についてご答弁申し上げます。

本村では、特定健診未受診者への対策として特定健診受診勧奨等の業務を委託しております。委託の内容といたしましては、受診勧奨通知の作成、印刷、発送業務をはじめ、地

区別の対象者数、受診履歴別の構成比、電話勧奨の受診率などの比較、分析、前年度の受診勧奨の結果分析などを行い、重症化リスクの高い方への重点的な問いかけを行うこととしております。過去2か年の実績では、健診結果を分析し、AIを活用して7つのグループに分け、各グループに応じた勧奨通知を送付するとともに電話による勧奨を行っております。

特定健診の受診率は、令和4年度は38.9%でしたが、令和5年度は39.9%、令和6年度は41.3%と伸びていることから、一定効果があったものと考えております。令和8年度は、これまでの特定健診未受診者への受診勧奨、糖尿病性腎症重症化予防事業に加え、服薬適正化事業を追加し、重複投与者、多大投与者に対して健康管理に対する自覚と認識を深め、服薬リスクの回避と医療費の適正化を図ることを目的に業務委託を行う予定としております。

以上、答弁いたします。

○田村議長 再質問を許可します。

中野議員。

○中野議員 もともと特定健診の受診率が高ければ、特定健診委託料である医療費機関への支払いの割合が高く、外部団体へ勧奨業務を委託するという必要がない取組です。令和4年から令和6年までの2年間で、受診率は2.4%の増で一定の効果があったという評価ですが、国民健康保険対象者は約1,000名、令和4年度は38.9%ということは、600名余りの人が未受診であり、この600名を対象に勧奨業務を行い、そのうち10名ほどが受診者として増えたことになります。令和5年もほぼ同じ程度、10名ほどが増え、合計2.4%という増加分となっております。効果があったという評価は言い難いかなと思います。

特定健診とは、生活習慣病、中でもコレステロール、肝機能、糖尿病に関わる腎機能の値に注目し、糖尿病、高血圧、脂質異常を早期に発見することで、未病の段階で行政による保健師や管理栄養士による専門的指導を行い、サポートするように義務づけられております。まずはこの指導を充実させることが必要ではないでしょうか。現在も村内の喫茶などいろんな場所出張講義を行っていただいております。そういった際に、特定健診の必要性についてより知っていただくことが大切です。広報に掲載するだけではなく、まずは住民の方々に特定健診の重要性を理解していただき、いかに特定健診が必要なのかを周知させる必要があると思います。本村では、小さなコミュニティを中心に親切な指導を行うことが受診率の向上につながるのではないのでしょうか。

令和8年度は服薬指導も業務委託するとお聞きします。重複投薬に関しては、未然に防

ぐために医療機関や薬局はオンライン診療を行っており、電子処方箋や薬局との連携により、既往症など健康状態によって処方が行われております。専門分野は厚生労働省の一般指導に任せて、まずは外部指導を行う前に村内ででき得る限りの予防指導を行うべきではないでしょうか。

○田村議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野民生部長 業務委託をしております特定健診未受診者勧奨事業は、特定健診を受診されてない方全員を対象としており、令和6年度は791名で実施いたしました。この委託料は、村が一般財源を負担することなく、全額交付金を活用して実施しているところがございます。年々国民健康保険の被保険者数が減少しており、受診率の低下が見込まれますが、特定健診未受診者勧奨事業を実施していることにより、受診率が向上できているものと考えております。

特定健診の重要性につきましては、広報紙への掲載だけでなく、より丁寧で効果的な周知が必要であると認識しております。また、各地区で開催されます喫茶等の集まりには可能な限り職員が出向き、特定健診をはじめ健康に関するお話をさせていただいており、引き続き丁寧な説明を行い、受診率の向上につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田村議長 再質問を許可します。

中野議員。

○中野議員 特定健診未受診者勧奨の目的は受診率を上げることです。委託されている団体からは、過去の受診を分析し、勧奨を行っているとお聞きしておりますが、特定健診を受診しない理由、それを住民の方々に問うたところ、1、現在健康で問題がないと判断しているから、2、受診して病気が分かったら怖いから、3、健診を受診するための交通機関に問題があるという意見をいただきました。特定健診とは、主に血液、血圧測定です。血液検査においては、通院している病院でついでに受けられる方がほとんどです。村内のクリニックで特定健診受診を徹底するために、住民の方々に特定健診の重要性を理解していただくには、まず資料の配付、呼びかけ、カタログの配付、村内でできる働きかけを十分行っていただきたいと思います。

外部委託料が全て交付金からくるとしても、使い方を熟考し、もっと村民のためになるような効果的な施策はないのでしょうか。高齢化する日本は、国の医療費が48兆円となっております。高齢化とともに医療・福祉・介護の負担は村の財政に大きく影響を与えます。健康寿命を延ばすために有意義な交付金の使い方を村内で検討すべきではないでしょうか。

○田村議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野民生部長 過去の健診結果を活用した分析につきましては、A I を活用してグループ分けを行い、健康リスクの高い方を早期に把握し、重点的な働きかけを行うことを目的に実施しております。令和6年度の分析結果では、特定健診を受診しない理由は既に医療機関にかかっているためと回答される方が大半でした。そのような未受診者層には定期健診では分からない病気の早期発見、予防ができる健診の重要性について周知していく必要があると考えております。

また、健診は毎年継続して実施することに意義があることや、年齢や生活環境の変化により健康状態が変わり得ることについて、より分かりやすく住民に伝えていく必要があることから、引き続き、住民向けの分かりやすいチラシ等を作成するとともに、村の公式LINEやホームページなども活用し、村内の医療機関で受診できることを啓発してまいりたいと考えております。なお、現状では特定健診受診者の8割以上は村内の医療機関で受診をされており、引き続き村内の医療機関との連携強化を図り、受診率向上に努めてまいります。

以上、答弁いたします。

○田村議長 2問目の質問を許可します。

中野議員。

○中野議員 2問目は、B & G海洋センターについてです。

B & G海洋センターは、1990年に建設されてから約36年経過しております。現在、村内施設には修繕を要する物件が増えてきていますが、B & G海洋センターも同じような問題を抱えることが予想できると思われます。今後は、メンテナンスを含め、経年劣化による改修、機材の買換えなどを視野に入れて運営の充実を図ることが必要ではないでしょうか。物価高騰など社会環境の変化を見越し、利用料金の見直しを早期に行うべきではないかと考えます。

また、体育館に限らず、ミーティングルーム、トレーニングルーム、プールなど、既存施設の有効活用を積極的に行い、村民が利用しやすい環境づくりが必要ではないでしょうか。高齢者の健康維持だけでなく、子どもたちの体力増進など、幅広い利用、活用をすべきと思います。そのための利用していただける取組についてご意見を伺いたいと思います。

○田村議長 答弁者、森田教育委員会事務局理事。

○森田教育委員会事務局理事 私のほうからお答え申し上げます。

千早赤阪村B & G海洋センターにつきましては、これまで改修工事や設備の更新等を行

いながら施設の適正な維持管理に努めているところでございます。施設使用料につきましては、平成26年10月から現在の使用料となっており、議員ご指摘の物価高騰など社会環境の変化も踏まえ、教育課が管理する他の施設も含めて、受益者負担の公平性の観点から見直しについて検討する必要もあると考えております。

施設全体の有効活用につきましては、村民の皆さんがスポーツに親しんでいただけるよう、体育協会との連携やスポーツ推進委員によるニュースポーツの紹介などに取り組むとともに、施設使用に関しては、村内の団体、個人を先行しての予約受付や、南河内地域の体育施設、近隣の大学等に対し案内チラシの配架もお願いし、使用勧奨に努めているところでございます。

以上でございます。

○田村議長 再質問を許可します。

中野議員。

○中野議員 ありがとうございます。

施設利用料につきましては、平成26年10月以降、変更する計画があったようにお聞きしております。令和2年1月には千早赤阪村B&G海洋センター条例が改正されています。この時期に使用料の見直しが行われなかった理由があるのでしょうか。現在、くすのきホールの部分的使用禁止などから、B&G海洋センターにおける村民の利用率が高くなることが期待できます。

これまでは施設案内を配布するなど、単に貸し出すだけの収益事業でしたが、今後は村民のために利用しやすい環境づくりが必要です。例えば、他の市町では、高齢者を対象として、体操、食育教室、トレーニングなどが市民大学で行政主体で開催され、指導する側も参加する側も年々充実して増えていっているとお聞きしております。村内の体操教室は、民間に委託されており、月謝も高くなり、村民負担も大きくなっているというふうにもお聞きしております。高齢者を対象とするだけでなく、村民の幅広い年齢層に対して、本施設の体育館だけではなくミーティングルーム、トレーニングルーム、夏季プールなど利用しやすい環境を整え、収入と経費のバランスの取れた新たな事業計画が必要ではないでしょうか。

○田村議長 再質問の答弁者、森田理事。

○森田教育委員会事務局理事 B&G海洋センターの使用料につきましては、前回の見直しから現在まで具体の改定等の計画はございませんが、自主財源に乏しい本村の財政状況を踏まえ、議員ご指摘のとおり、受益者負担の適正化についての検討も必要であると考えております。

また、使用しやすい環境づくりのご提案でございますけれども、行政が実施、主体となって施設を使用する場合は使用料の免除規定が現在あることから、使用料の見直しと併せて免除規定の在り方についても検討する必要があります。

今後も施設全体の有効活用につきましては、関係団体等との連携も図りながら使用料収入の増に向けて取り組んでいきたいと考えております。なお、ご質問の体操教室につきましては、村が実施しているものではございません。

以上です。

○田村議長 再質問を許可します。

中野議員。

○中野議員 村民数の減少、少子高齢化という推移を考慮し、B & G海洋センターの利用を健康増進の推進につなげていただきたいと思います。質問を終わります。答弁は結構です。

○田村議長 3問目の質問を許可します。

中野議員。

○中野議員 3問目は、令和7年9月、議会で契約満了になる道の駅の在り方について一般質問を行いました。再度質問させていただきます。

当初は5年間の賃貸契約で、令和8年3月に1年間の契約延長となり、令和9年3月に返却予定になったとお聞きしております。契約上では、令和9年3月までに契約前の道の駅の状態に戻し、村へ返却されることとなっておりますが、この契約事案は予定どおり進んでいるのでしょうか。

また、道の駅の在り方が村民の意向に沿って考えられているのかを質問させていただきます。昨日の村政運営方針では、にぎわいづくりと道の駅について具体的な兼ね合いが述べられておりませんでした。以前より道の駅かいはにぎわいづくりの一角と認識しております。具体的な方向性について質問します。

○田村議長 答弁者、下休場産業建設部長。

○下休場産業建設部長 令和7年9月議会一般質問後の道の駅の進捗状況と今後についてご答弁申し上げます。

道の駅の売店機能については、賃貸契約の期間を1年間延長して令和9年3月末までとすることで双方合意し、契約締結を進めております。契約期間終了時には原状に回復して返還いただくことを現行の賃貸契約書でうたっていますので、植木などの撤去など、どの程度の期間を要するかなどについて今後協議してまいります。現在、千早赤阪村農と緑の活性化ビジョン（案）を令和7年度内に策定するために大阪府と議論を重ねており、その

中で売店を含む道の駅全体の在り方についても検討しているところです。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

中野議員。

○中野議員 ご答弁ありがとうございます。

令和8年度の活性化事業は、令和7年度に作成される千早赤阪村農と緑の活性化ビジョンに基づいて進められております。言わば、令和7年度活性化ビジョンが決まらなければ、進展が行われないということと理解しております。令和7年度もこの3月で終わります。もっと早い段階でのビジョンの作成が必要ではないでしょうか。

ちはや園地及び道の駅かいわいの2か所の現状は、以前より長く行われてきた活性化事業の結果だと思っております。道の駅に関しましては、本年3月より11月まで物価高騰重点支援金の利用店舗として利用されて登録されておりますが、村民の方々からは食品や日用品など購入できる商品を充実してほしいという要望が出ております。道の駅が、村外からの訪問客を対象としての役割を重視するのか、村内の住民のための施設を目指すのかを質問します。もちろん両立できることは望ましいことですが、そのためには単に賃貸物件として貸すだけではなく、相互協力を行い、様々な分析を行い、効率的な販売促進につなげていかなければなりません。この村の将来像を見据え、これまでと異なる事業計画が必要ではないでしょうか。道の駅及びその他の村内施設の在り方を過疎債や大阪府に頼るだけではなく、村独自の民間の力を利用すべきと持続的提案を行ってまいりました。理想を掲げるだけではなく、少しでも自主財源の確保、村の活性化を進めるためには、今民間の力を利用した思い切った事業計画が必要です。他府県の企業が本村に参画できるにはまず村の協力が必要となります。参画しやすい環境づくりが行われるとは思えません。繰り返しますが、長く続いてきた今までと同じ計画を繰り返しても同じ結果しか得ることができません。

1月、朝日新聞に「底をつく財政」という題で千早赤阪村が掲載されておりました。早急な対策が必要であることを行政及び住民の方々には自覚する必要があるのではありませんか。2町1村の相互協力も広域連携はできますが、協働さらには合併を簡単に望めるものではありません。村づくりも活性化事業も府からくる交付金を使い切るだけで終わるような、そういうふうに感じております。村の現状を考えると、活性化するための事業計画ではなく、必要なのは少しでも結果を残せる解決策です。理想的な目標だけに終わらず、村独自の具体的な解決策を立て、結果を残していくべきだと思います。

○田村議長 再質問の答弁者、下休場部長。



○下休場産業建設部長 道の駅は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興に寄与する目的で設置するものであり、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能を備えております。その一部である売店は、これまでも村民の皆様にご利用いただけるよう応援商品券事業に協力いただいております。今回の物価高騰対策として3月下旬に村が配布予定の第5段応援商品券が使用できる店舗となる予定です。村民のみで、消費、需要が限られることから、売店が少しでも多くの収益を上げるうえで、村外からの顧客も非常に重要です。

昨年は、大阪・関西万博や村のイベントに頻繁に出店いただきました。現在、大阪府と進めている農と緑の活性化ビジョン（案）策定に向けた議論の中で検討しています。大きな方向としましては、道の駅を含む楠公誕生地周辺エリアと金剛山周辺エリアの2つの拠点の魅力を向上させ、両エリア間で人の回遊を促進し、村のにぎわいと農業振興の活性化を図る考えであります。村としては、村内外から買物や体験に気軽に人が訪れ、村内生産者等がそれをお迎えし、人々が交流することで、村の活性化につなげていきたいと考えております。

以上です。

○田村議長 再質問を許可します。

中野議員。

○中野議員 ありがとうございます。

まずは、村民の生活環境が少しでも向上するような道の駅、村づくりを村政にお願いして、この質問を終わりたいと思います。答弁は結構です。

○田村議長 それでは、第2番目の質問者、南本議員、1問目の質問を許可します。

○南本議員 議席番号4番、南本斎でございます。

議長通告に基づき、3問の質問をさせていただきます。

まず、1問目は、村道整備について伺いをいたします。

村道は、村内において約5.7kmあり、それぞれの路線は144か所存在すると伺っております。村道整備に係る費用の決算は、端数は省かせていただきますが、令和2年度4,700万円、令和3年度7,700万円、令和4年度4,000万円、令和5年度4,800万円、令和6年度2,900万円、令和7年度の当初予算は4,800万円となっております。以上は村道維持整備に使われると承知しております。

村道は、住民の皆さんの日常生活に欠かすことのできない社会インフラです。最近では自動車の大型化が進み、それに対し村道の幅員は狭く、通行がしにくい状況であると各地区から拡幅を望む声をよく耳にします。日常の交通事情の改善と移住・定住の観点からも拡

幅が不可欠と考えています。村として今後の村道拡幅整備についてのお考えをお伺いいたします。

○田村議長 答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長 村道整備についてご答弁申し上げます。

現在の道路幅員については、過去から周辺の方々が土地を出し合い、その時々で必要な幅で整備されたものと推測されます。最近の車両規格の大型化や、カーナビゲーションによる様々なルートが提案されることにより、全国的に狭小道路が問題となっております。村でも車両のすれ違いや、緊急車両の通行に支障となることが課題と認識しております。

また、議員ご指摘のとおり、道路は、安全性や利便性の向上に加え、移住・定住者への魅力づくりの一因であるとの観点から、必要な施策であると認識しております。ただ、村の現状としましては、道路の舗装、補修や側溝等の整備、橋梁の長寿命化など既存の施設の維持に全力で取り組んでおり、現時点では計画的な村道の拡幅整備を進めることは困難な状況であると考えております。

以上、答弁とします。

○田村議長 再質問を許可します。

南本議員。

○南本議員 下休場部長、答弁ありがとうございます。

村道の維持管理に過去6年間で平均4,800万円以上の経費をかけ、限られた財源と職員の数の中、村道維持整備にご尽力いただき、本当に感謝いたしております。しかし、老朽化対策という大きな課題も承知はしておりますが、村の持続的な発展には村道の拡幅工事が必ず必要です。担当課においても拡幅工事が必要であると認識をしているのであれば、答弁いただいたとおり、実施するための判断に至るための条件整備を行う必要があります。これらをどのように整備していくのかをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長 拡幅整備を計画的に実施していくためには、予算を確保するとともに実施体制を整えるための人員など必要となりますが、まず村道の状況を調査し、把握すること、通学路や緊急道路などから重要性、緊急性、必要性など総合的に勘案して実施箇所を検討していく必要があります。

また、拡幅整備で重要な要素として、地元の協力があります。それは、道路との境界の確認や、拡幅部分の用地の確保といった地元調整など、一つ一つの課題を解決していく必要があります。スムーズな拡幅整備を行うためにも地元の協力が不可欠であると考えておりま

す。いずれにしても、まずは既存の村道の安全確保と維持管理を最優先に取り組みつつ、将来的には拡幅整備の可能性についても慎重に検討していく必要があると考えております。

以上、答弁とします。

○田村議長 再質問を許可します。

南本議員。

○南本議員 ありがとうございます。

拡幅整備には、今から計画しても実施には時間がかかります。村道をいま一度見直し、実施に当たっては地元協力が不可欠であるとの認識に基づいて、理解を得るために区長さんを中心に地元の方々との意見交換を早期に計画し、策定するというのはどうでしょうか。私なら村道維持補修工事箇所、都度土地所有者と拡幅整備の意義の説明を丁重にさせていただき、少しずつでもすぐに実施する予算計上をしていくと思います。どうかお考えをいただきたいと思います。計画を策定いただけるかどうか、否かをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長 村の現状では、計画的な拡幅整備は困難ではありますが、引き続き舗装、補修などを計画的に行い、その整備に併せて、地元の協力を得ながら部分的な拡幅整備などを進められるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○田村議長 2問目の質問を許可します。

南本議員。

○南本議員 下休場部長、本当にありがとうございます。部分的でも拡幅整備を進めるとの答弁をいただきありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

では、2問目の質問は、景観条例制定についてお伺いをいたします。

千早赤阪村は、大阪府の景観計画区域に含まれてはおりますが、村独自の景観行政団体となる景観条例はございません。太子町は、平成21年7月1日に景観条例を施行されております。これらは環境保全や環境形成についての施策を推進し、美しい地域づくりを目的としてます。

本村においても、観光の観点から村を美しく保全することは重要ですが、現在この村で暮らす方々が日々暮らしやすく、心地よく住もうために不法投棄の削減、違法建築をさせないための景観条例の制定が必要であると思われます。条例制定のお考えはあるのかをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○田村議長 答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長 景観条例制定についてご答弁申し上げます。

景観条例につきましては、大阪府及び府内19市2町が制定しており、制定していない市町村につきましては大阪府景観条例を適用しております。景観条例は、主に2,000㎡以上の建物及び工作物について条例による制限をかけることで、都市の景観及び歴史的景観等の保全を図ることにより、文化的な生活の確保に資することを目的としており、現状では大阪府の景観条例で対応できていると考えています。

また、不法投棄については、現状のこごせの里を守り育てる千早赤阪村環境条例により、引き続き対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田村議長 再質問を許可します。

南本議員。

○南本議員 下休場部長、ありがとうございます。

今答弁をいただいた、村のこごせの里を守り育てる千早赤阪村環境条例の第14条には、生活環境に影響を与えるおそれのある特定事業を行おうとする場合、当該特定事業者が環境に及ぼす影響及び軽減するための措置について、周辺住民等に対し、説明会や意見交換会を開催するなど必要な措置を講ずることを要請することができるとあります。では、実際に村では住民説明会や意見交換を要請したことはあるのでしょうか、お伺いをいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長 こごせの里を守り育てる千早赤阪村環境条例第14条の特定事業者に対して説明会や意見交換会の要請については、現時点での実績として令和元年度に1業者に対し2回実施しております。事業者は、これに応じて住民説明会を開催いたしました。

以上です。

○田村議長 再質問を許可します。

南本議員。

○南本議員 答弁ありがとうございます。

赤阪地区にお住まいの皆さんはご存じないと思いますが、東阪地区の府道沿いにおいて、プラスチック業を営まれている外国人の事業者の方がおられます。事業者は、令和5年に違法建築等で大阪府の指導を受け、結果、1年待つてほしい、待つてもらったら撤去して、新たに建築確認等を申請するとの約束をされました。しかし、令和8年3月現在、

いまだ実行されるどころか、道路脇に誰が見ても廃棄されるものと思えるものを並べています。

先日、3月2日に大阪府の車、関係者が来られて指導をいただいたようですが、府道沿いの側溝に広がっていたものが敷地内に押しやられただけで、依然として大きな袋が物すごい数、並べられたままです。地元地区の皆さんが通勤、通学されるときに毎日目にして生活をしなければならない。この状況に対して、村民の皆さんの生命、財産を守っている村としてどう思われますか。

また、フルーツロードのさくらトンネルを出た中津原の斜面で、平成29年10月に大きな台風の影響で土砂災害があり、大きくえぐれた場所があります。その場所を利用して土砂をふるいにかける機械を設置し、ふるった残土をえぐれた場所に積み上げ、以来約3年放置されたままです。また、大雨が来れば必ず崩れます。通るたびに私は恐怖を感じております。この場所に対しても何度も大阪府から指導が入ってますが、全て大阪府任せではないでしょうか。令和7年8月には、この場所に不法投棄されたまま、今やごみ捨て場になってます。

さらには、さくらトンネルを出た上東阪地区の進入口に、令和7年9月以降瓦の残材が不法投棄されたままです。これでは東阪にも中津原にも不法投棄されないように1台約100万円近くもかけて防犯カメラを設置した意味が全くないと思います。しかも、瓦はアスベストが入っている可能性があるため、撤去は3月中、今月中の見込みとなることですが、放置されて以来半年近くになるわけです。ここには上東阪地区の4軒のおうちがあり、その玄関口の道路ですよ。よくご存じだと思います。もし、そこにここにおられる皆さんの自宅があったら、玄関先近くにアスベスト入りかもしれない瓦の残材が半年間放置されていたらどうしますか、皆さん、ほっとけますか。冒頭で申し上げましたが、赤阪地区の方々はなかなか旧千早地区に来られないのでご存じないとは思いますが、この機会に私たちの地域にもしっかりと目を向けていただいて、ぜひとも村独自で効力のすごい景観条例の策定をし、千早赤阪村をごみ捨て場のように扱わない、そんな村をつくる条例ができないものでしょうか。

そして、捨てればごみですが、きちんとリユースすれば資源に変わります。条例を制定し、適切な申請、許可を行うことで、リユース、エコの村として認知されるためにも景観条例制定を進めていただけるのかお尋ねをしようと思っていたんですが、これに対する答弁の最終回答をいただいたのが昨晚の8時のメール、大変申し訳ないですが、この時間では対話もできません。そして、そのメールに目を通しますと、他の会派からの要望もあることから検討するとのことでした。

一般質問は誰のためのものなののでしょうか。会派や議員のためですか。私は、村民、村にお住みの皆さん全てのための一般質問だと思っております。多分、これは担当部長の自身の思いとは大きくかけ離れた答弁だと思いますので、答弁はいただかなくても結構です。

2問目を終わります。

○田村議長 それでは、3問目の質問を許可します。

南本議員。

○南本議員 3問目は、4市町村広域公共交通と村コミュニティバス事業についてお伺いをいたします。

金剛バス廃止に伴い、令和5年からスタートした4市町村地域公共交通と村コミュニティバス事業ですが、利用状況と収支の状況についてご説明をいただきたいと思います。と申しますのも、利用状況が芳しくないと聞いております。ついては、利用促進の整備を行うのか、また当時は急な公共交通の廃止に対応するために急遽代替交通を設定した経緯がありますので、それらを見直す時期に来ているのではないのでしょうか。税金の使い方の観点からお尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

○田村議長 答弁者、日谷地域活性化推進担当部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 地域公共交通と村のコミュニティバス事業につきましてご答弁申し上げます。

本村の地域公共交通につきましては、金剛バスの事業廃止に伴い、令和5年12月から代替措置として4市町村でコミュニティバスの金剛ふるさとバスを運行しているところでございます。また、併せて中学校から金剛登山口までのバス運行については、村単独でコミュニティバスを運行し、地域住民の皆様の移動手段の確保に努めているところでございます。

利用状況と収支状況につきましては、令和5年度は年度途中ですので、令和6年度実績といたしまして、4市町村地域公共交通活性化協議会で運行している金剛ふるさとバス事業につきましては、利用状況として令和6年度3万4,255人であり、収支状況としましては令和6年度4市町村地域公共交通協議会負担金1,616万6,000円となっております。

次に、村単独のコミュニティバス事業につきましては、利用状況といたしまして令和6年度1万2,230人であり、収支状況といたしまして令和6年度運賃収入955万2,000円、令和6年度運行業務委託料5,261万6,000円、バス賃借料607万2,000円となっております。令和6年度実績では、全体事業費の決算が8,838万

5,000円、運賃収入など3,034万9,000円、差引き5,803万6,000円が一般財源となっております。

以上、答弁いたします。

○田村議長 再質問を許可します。

南本議員。

○南本議員 日谷部長、答弁ありがとうございます。

令和6年度の決算は、4市町村地域公共交通協議会における村負担金は1,600万円、一般財源の負担金は5,800万円であれば、村独自のコミュニティバス事業に対して4,200万円もの税金を使っていることになりますよね。しかも、利用状況もよくないと聞いており、財政状況が厳しい中、今後の村独自の富田林から中学校間の7便及び中学から金剛山までの12便を引き続き継続するのか、また別途事業を検討するのか早急に結論を出す時期が来ていると思いますが、村の考えをお伺いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 コミュニティバス事業につきましては、多額の経費を要しており、厳しい財政状況にある本村の財政に大きな影響を与えていることは認識をいたしております。

地域公共交通施策につきましては、4市町村地域公共交通活性化協議会における地域公共交通計画や村地域公共交通計画を基本に取り組むものの、一方で今後もさらに人口減少や少子高齢化が進展する中、将来における地域公共交通の在り方につきましても現状把握、検証し、本村にとってどのような交通施策が適しているのか、財政状況も踏まえ、総合的な検討を進めていく必要があると考えております。

そのような中、特に公共交通空白地域における対策や地域間の移動手段の確保など、課題解決に向けた対策や今後の地域公共交通施策を検討するためには、まず住民のニーズがどこにあるのかを把握する必要があると認識をしており、そのため村地域公共交通協議会委員から専門的なご意見をいただきながら、現在、地域公共交通空白地域を対象としたアンケート調査及びコミュニティバス利用者を対象とした交通利用実態調査を実施しているところでございます。

今後も引き続きこれらアンケート調査結果などを踏まえ、本村に適した地域公共交通施策の検討を積極的に進めてまいります。具体的な施策を検討するに当たっては、村地域公共交通協議会にも諮りながらご意見をいただくとともに、4市町村地域公共交通活性化協議会とも情報共有しながら、より有効な施策を検討してまいります。

以上、答弁いたします。

○田村議長 再質問を許可します。

南本議員。

○南本議員 答弁ありがとうございました。

アンケート調査結果を踏まえてと答弁いただきましたが、このアンケート内容を見る限りでは、私のところにもいただきましたので。これは高額な費用を使って業者に委託した内容と思われます。アンケートに回答する人も限られているでしょうし、本当に交通手段がなく、買物、病院に行けないと困っている方、毎朝毎晩電車の駅まで送迎をしているという生の声を反映する方法はないでしょうか。

村は13地区全てにおいて生活のサイクルが異なり、1つのやり方では何事も進められません。業者委託では、それぞれの地域性の理解は無理な上、高額な費用も発生します。担当課からも限られた人材で大変だとこれは理解しておりますが、村では様々な方々に村民の皆さんと役場のパイプ役を担っていただいております。議員も7名いますし、地区の代表の区長や自治会長も13名おられます。その人たちにぜひ地域のために動いていただいて、村にお住みの皆さんの真の悩みを聞き、解決する方法が必ずあると思います。

また、近隣に目を向けますと、河南町ではカナちゃんバス、富田林ではレインボーバス、そして富田林では、彼方上地区や南旭ヶ丘ではタクシーを活用した実証実験、また藤沢台7丁目地域及び新青葉丘町の令和7年3月時点での人口1,234人を対象に、同様のタクシー実証実験を検討されております。これは地元の意見を直接聞く富田林市交通会議を中心に進められたもので、また遠方に目を向けますと、福岡県の過疎地域においても住民主体による高齢者の外出支援の成功例があります。

必要性の認識があるとか、施策の検討をするとか、いつまでも言っていないで、時間は待ってられません。高齢化率も下がることはありません。担当課自身様々な方法で、まず生の声、意見はまとめて、本当に必要とされる交通手段の施策を本気で考えるべきときではないかと思いますが、担当部部長のご意見をお聞かせください。

以上で私の質問は終わります。

○田村議長 答弁は不要ってことですか。

○南本議員 答弁お願いします。

○田村議長 再質問の答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 住民の皆さんの生の声を聞いて意見を集約し、最善の施策を検討すべきではないかのご指摘でございます。住民の皆様の生の声を聞くということは、当然我々村政運営を担う上で極めて基本的な重要なことと認識をいたしております。さきの答弁にもありますように、現在、地域公共交通施策に対する住民ニーズがどこ



にあるのかということでの住民アンケート調査を実施しているところでございます。まずは、住民アンケートにより大まかな傾向を把握し、その上で本村に適した地域公共交通施策の検討を進めてまいりたいと考えておりまして、具体的な施策を検討するに当たっては、村地域公共交通協議会にも諮りながらご意見をいただくとともに、制度設計の過程において、必要に応じて住民の皆さんから声をいただく機会を設けるなど、住民ニーズに適した地域公共交通施策を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田村議長 それでは、ここで休憩といたします。

再開は１１時５分からといたします。

午前１０時５７分 休憩

午前１１時０５分 再開

○田村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

携帯電話は電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。会議の妨げになりますので、再度ご確認ください。よろしくお願いいたします。

それでは、第３番目の質問者、畑議員、１問目の質問を許可します。

○畑議員 議席番号５番、日本共産党畑智恵美でございます。

議長通告に基づき、３問質問いたします。

少人数を生かした教育の現状と課題、今後についてこれまで継続して質問してきました。今回は、具体的な取組内容について質問いたします。

２つの小学校の間での合同、協働の取組については、保護者からは、修学旅行は一緒にしてほしい、運動会も一緒にいいのではなど、要望も上がってきています。教育委員会からは、２つの学校のこれまでのやり方、考え方がかなり違うので、そのすり合わせを試みているが、難しい面が多々あるとの話を聞いていますが、その現状、課題、今後の取組について伺います。

また、これまでも、少人数だからこそ一人ひとりの子どもたちと向き合う個別最適な教育ができるとの考え方を伺っています。その個別最適な教育とは具体的にどのような取組を指すのか。また、子どもたちの成長、発達にどのような効果があると考えているのかについて伺います。

また、２月１０日実施の村小・中学校教員を対象とした研修会に立ち会う機会をいただきました。講師竹原和泉氏の話では、見えにくい学力、見えない学力が大切で、これを育てるためには単にテストで評価できる学力ではない側面からの働きかけが重要になるとのことでした。この観点から考えると、ＩＣＴの活用はすぐに答えが得られるなど、子ども

たちの考える力を育むといった視点から阻害要因が大きいと考えられますが、ＩＣＴを活用した教育内容の現状と考え方について伺います。

○田村議長 答弁者、大門教育長。

○大門教育長 これまで、村立学校間での教育活動の協働化、これについてはもう既に議論されております。教育委員会といたしましても、もう既に可能な限り協働していくよう指導しております。今後、設置する学校運営協議会において、丁寧な議論を重ね、実現可能な事業について開始をしていく予定です。

2つ目、個別最適な学びですが、個別最適な学びとは、子どもが自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができる力であり、少人数化が進んでいる本村においては日常の授業等、教育活動が個別最適な学びの実現につながっております。

次に、ＩＣＴ機器を活用した教育活動については、安易に解答をコンピューターに任せるという過程を重視するのではなく、情報収集や対話的学習の際の情報共有ツールとして活用することで話合いの時間の確保が図られ、より深い学びにつながる効果がございます。また、空間的、時間的制約を越えた他の学校の子どもや社会人、海外との交流等、多様な他者との協働の学びが可能となります。これらのことから、ＩＣＴに全てを委ねるのではなく、子どもたちの考える力を育むツールとして適切に活用してまいります。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 答弁ありがとうございます。

村立小学校間の教育活動の協働化における課題に関するお答えがありませんでしたが、具体的にどのような点が難しいと把握されているのか再度伺います。

また、その問題点を解決するためには、小学校の方針を教員や学校運営上の都合、学校運営協議会での大人の視点だけで決めるのではなく、少人数だからこそ、両校の子どもたちが顔を合わせて希望や思い、学びに関して話し合えるような機会を提供して、子どもたちの意見を最大限尊重していくことが効果的だと考えています。そのような視点での取組がなされているのかについて伺います。

また、少人数だからこそ実践できる個別最適な学びでは、子どもたち同士の関係性において、例えば意見の不一致や感情のすれ違いなどでもしっかりと互いに向き合えるような関係性を促し、育てていくことができると考えますが、その具体的な取組について伺います。

また、ＩＣＴツールやデジタル教科書に関しては、脳科学から見た知的能力の発達にお

いてマイナスであるということがスウェーデンやフィンランドなどのＩＣＴ教育先進国の研究で明らかとされています。ＩＣＴを活用することで話合いの時間が確保できるとの答弁ですが、情報収集や対話的学習においても、対面で子どもたち同士が試行錯誤しながらアナログで書物や新聞などを一緒に調べていくという経験は深い学びにつながると考えます。たとえ時間がかかっても、少人数だからこそ取り組める教育であり、見えない学力、見えにくい学力を育てる教育だと思いますが、どうお考えなのか伺います。

○田村議長 再質問の答弁者、大門教育長。

○大門教育長 まず、学校の教育方針についてですけれども、これについては、学習指導要領、教育委員会が定める村の教育方針に基づき校長が作成し、学校運営協議会の承認を得ることとなっております。

子ども同士の学力向上については、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進が必要です。子ども同士が互いに向き合える関係性の構築については、既に校内の授業でペア学習、グループ学習において実践されておられます。そして、さらに深い学びにつなげるためには、探求的な学びを中心に総合的な学習の時間にとどまらず、各教科横断型に進める必要があります。探求的な学習では、自分とは異なる意見や考えに対し、自分の意見を論理的に説明したり、提案できる力が必要となります。また、自分たちが設定したテーマに対し、仮説を立て、検証し、考察を行い、提案するということを失敗も含めて何回も繰り返していくプロセスを体験することになります。探求的な学習を中心に子どもたちが安心してチャレンジできる環境を体験し、主体的に学び、自分の意見を述べる力を育ててまいります。また、対面による学習に加え、ＩＣＴ等を活用した時空を越えた学びの実現が可能であると考えております。ＩＣＴ活用については、学習効果が得られる活用の仕方についてさらに工夫、改善を進めるよう引き続き指導、助言してまいります。

少人数化が進む本村において、子ども同士はもちろんのこと、多様な他者との協働的な学びの機会を確保することが課題となります。機会確保に当たっては、教育課程の編成や協議先、協働先、人材の確保が必要となります。そのためには、学習指導要領が目指す社会に開かれた教育課程の実践を少人数のメリットを生かしながらコミュニティ・スクールの仕組みを効果的に活用し、進めてまいります。

以上でございます。

○田村議長 再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 答弁ありがとうございます。

今の少人数を生かした教育の可能性や、学校間での調整の課題などについて詳細を示し

て質問しましたが、学習指導要領や村の教育方針の一言で具体的な回答がいただけなかったことは残念です。

先般聞かせていただいた竹原和泉氏の講演では、学校運営協議会、コミュニティ・スクールに関する内容ですが、ここで印象的だったことは、1つ、コミュニティ・スクールは、看板を上げたからすぐに何かできるものではない。ぬか床のように毎日手をかけて育てていくものである。育てていくプロセスが重要である。2つ目、今の学校は疲れている。まず、現状を知って可視化する。その上で、やるべきかやる必要がないかなどについて当事者、関係者が話し合い、熟議を通して焦点化していく必要がある。3つ、子どもたちは、様々な出会いや体験を通して安心して失敗できること。そこから学べることが大切。大人が先回りして準備し過ぎないことなどでした。

大切なのは、未来を担う子どもたち一人ひとりの見えない学力、学びに向かう力、人間性などをどう育てていくかという点であり、何を目指すかよりもそのプロセスが重要であるという点です。コミュニティ・スクールの有無に関わらず、子どもたちを育てるという視点では共通していると確信できました。少人数を生かした村の教育において、子どもたち同士の関係性を構築する力や、学びに向かう力を育てていくための課題、ICT教育の弊害、先生方が抱えている課題などを可視化して正面から捉え、取り組んでいただきたい。また、子どもたちの主体性を生かし、育てていくために大切な子どもたちの意見を述べる力、安心して失敗できる環境をどう保障していくかについてもコミュニティ・スクールありきにとらわれず進めていっていただくよう要望とさせていただきます。

○田村議長 答弁は結構ですか。必要。

○畑議員 必要ありません。要望です。

○田村議長 それでは、2問目の質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 次に、学童保育の在り方に関する村の考え方について伺います。

村の学童保育は40年以上の実績を持ち、公設民営という形式で小学校の空き教室の利用、保護者運営、村が補助金を出すという形で存続されてきました。特に、近年は共働きの保護者も増え、学童保育のニーズも高まり、必要不可欠なサービスとなってきました。さらに、村の学童保育の特徴は、保護者運営ということで、保護者の就労に関わらずスポット利用も可能で、保護者や子どもたちのニーズに即した柔軟なプログラムが組まれています。例えば、村学校休暇期間の食事の提供や、外出を伴うプログラムなど、保護者、子どものどちらにとっても好ましい運営となっています。

一方で、保護者役員への負担は大きく、特に会計事務では補助金300万円と利用料合

わせて約1,000万円規模のお金を扱うことになり、慣れない会計処理への負担感などから保護者運営はしんどいとの声も出始めています。そんな状況下、村のこども課は保護者役員さんと3か月に1回のペースで話し合いをされていると聞いていますが、村として学童保育の在り方に対して今後や課題を含めてどのようなお考え方を持っているのかについて伺います。

○田村議長 答弁者、中野部長。

○中野民生部長 学童保育の在り方に関する村の考え方についてご答弁申し上げます。

本村では、放課後に安心して子どもが過ごすことができる場として、自由に活動や学習または遊びができる子どもの居場所づくりを推進するため、保護者が運営する学童保育連絡会へ補助金を交付し、保護者、子どものニーズに沿った運用を図っております。

学童保育の在り方につきましては、過去にも赤阪小学校区に学童保育施設の開設の要望がございましたが、意見交換を行い検討を進めておりましたが、現状の運営が好ましい、このことから現在に至っております。昨年7月に学童保育連絡会からは学童保育の官営化に関する緊急要望が提出されました。本村では、要望に対し真摯に向き合い、課題の抽出や近隣市町の運営方法などを調査し、役員の方々と今後の運営について検討しているところでございます。村といたしましても、現状の運営体制の維持については課題があると認識をしており、双方のメリット、デメリットを整理し、村の直営も視野に入れた学童保育の在り方について丁寧な協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 答弁ありがとうございます。

学童保育の関係者の方からは、話し合いの場において、村直営の場合の説明として、村が負担すべき費用が増加し、保護者負担も増えざるを得ない等ネガティブな内容ばかり強調されたとの情報をいただきました。子育て支援を強調するならば、当然学童保育は重要な社会資源であり、村からの支援も充実していただけたと考えていたが、そうではない内容でがっかりしているとの感想をいただいています。

今、村が認識し、検討されている現状の学童保育運営の課題や、村直営の場合のメリット、デメリットの具体的な内容を伺います。

○田村議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野民生部長 学童保育の直営化によるメリットといたしましては、管理運営体制の透明化が図れることや、保護者会役員の事務負担の軽減が考えられます。一方、デメリット

といたしましては、学校休暇中の食事の提供や送迎サービスなど、現状と同内容の運営は費用面や管理責任の問題からも難しいと考えており、運営経費の増大により保護者負担額も増加する可能性が考えられます。また、人材の確保も大きな課題であると認識しております。

学童保育は児童福祉法に基づき児童の健全な育成を図ることを目的としており、法の趣旨や運営方法の違いなどを役員の皆様と共有し、学童保育をどのように運営していくのがよいのか今後も引き続き丁寧な協議を行いながら検討を進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 ありがとうございます。

村では、近隣自治体と比較しても、3歳児未満保育料の無償化や小・中学校給食の無償化など進んだ形で子育て支援策が展開されています。学童保育も子育てをする保護者にとっては必要不可欠なサービスです。そして、乳幼児や小・中学校への村独自の支援が、直営化によって学童保育に対しても可能になるのではないかと期待があったと一部の保護者からは聞いています。

村直営になるとさらに保護者負担が増えるだろうと推計されていますが、その場合、保護者の経済的負担を軽減するための村からの支援策は検討されないのでしょうか。また、村直営の場合、児童福祉法に規定される学童保育の枠組みの中で運営することになるのですが、そうすると、こどもまんなかの理念に沿った今の学童保育の魅力やよさが失われてしまうのではないかと危惧されます。

小さい村だからこそ、国の制度に縛られるのではなく、国の制度からはみ出した部分については村独自の支援が可能なのではないでしょうか。保護者や子どもたちに寄り添った形で村独自の学童保育、就労の有無によらない利用やスポット利用も含め、今のよさを最大限に生かした学童保育を目指していくべきではないかと考えています。村直営では難しいというのであれば、村と保護者会の共同運営という形で、事務処理は村、子どもに直接関わる運営は保護者会というような形、あるいは今の公設民営の運営を基本とし、補助金申請書類は村が全面援助、会計は保護者会から外部委託で村が補助金を追加するなど、保護者役員の負担を軽減しつつ、今の学童保育のよさを最大限維持できるような方策を検討できないかと考えます。そのような柔軟な形態での村独自の学童保育についての考えを伺います。

○田村議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野民生部長 児童福祉法では、放課後児童健全育成事業は小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業と規定されておりますので、村直営で行う場合は法の趣旨に沿って運営することが基本となります。

そのような中、保護者の経済的負担の軽減につきましては、受益と負担のバランスもあり、他の事業や財政状況も勘案しながら調査研究を進めてまいりたいと考えております。また、ご提案いただいている柔軟な形態での運営につきましては、役員の皆様と協議を進めていく中で最善策を検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○田村議長 それでは、3問目の質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 学童保育は、子育て世帯にとって重要なサービスとなります。村としての魅力を増すような在り方を検討していただきたいとお願いして次の質問に入ります。

人権、ジェンダー平等の視点から村独自のパートナーシップ制度の創設を提案し、質問します。

性的マイノリティーの方々がパートナーとの生活への公的制度の適用を求めて様々な運動をされてきた成果として、パートナーシップ制度を創設する自治体が増えてきています。その証明書を得ることで、医療や社会保障、民間サービスなどにおいてパートナーが家族として認められます。現在、人口比で90%以上の方がサービスを享受できる環境となっています。同性婚の法制化がなされていない日本において、人権、ジェンダー平等の視点から不可欠な取組と考えています。

大阪府でもパートナーシップ宣誓証明制度がありますが、自治体独自の制度のある富田林市、大阪狭山市など14の市以外の住民は、咲洲庁舎まで出向いて手続をする必要があり、利用しづらいと感じている当事者も少なくないのではないのでしょうか。村において、大阪府より手厚い形でのパートナーシップ制度をつくることは、村に住む当事者にとってはより身近な形で、自分たちの人権が守られている、住みやすいと考えることができるのではないのでしょうか。また、制度創設は村民に人権について啓発するきっかけにもなると考えますが、村独自のパートナーシップ制度の創設についての考えを伺います。

○田村議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 性的マイノリティーの方々に対する理解の促進と人権尊重の取組は、重要な課題であると認識しております。大阪府では、令和2年1月11日より大阪府パートナー

シップ宣誓証明制度を実施されており、府内市町村と連携しながら制度の運用が図られているところでございます。本村におきましても、この制度の対象地域としまして当事者の方が制度を利用できる環境にあります。が、現時点におきましては本村在住者の登録実績はございません。また、現在までパートナーシップ制度についての相談もございませんので、本村独自の制度創設につきましては現段階では考えておりません。

まずは、大阪府のパートナーシップ宣誓証明制度の周知に努めるとともに、他自治体の動向や関係部署における制度の活用方法など研究し、引き続き全ての住民が安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

以上、答弁いたします。

○田村議長 再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 答弁ありがとうございます。

府の制度を活用する村内当事者がいないことや、相談者がいないことをもって村にパートナーシップ制度に対するニーズがないということとはできない、村として独自の制度創設は必要ないとは言えないと考えます。さらに、富田林市では、子どもや親などとのファミリーシップについても含まれる制度となっています。つまり、大阪府の宣誓制度では十分と言えない部分があります。この点から見ても村独自の制度をつくることの意義は大きいと考えています。

大阪府のパートナーシップ宣誓制度の周知を努めるのはもちろんのことですが、さらに充実した村独自の制度として整えて、あらゆる場面で啓発にも活用していくことが人権尊重の視点からも重要な取組と考えます。村としての考え方と取組姿勢を伺います。

○田村議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 大阪府の制度の利用実績や、相談がないことをもって、パートナーシップ制度に対するニーズはないとは考えておりません。性的マイノリティーの方々が声を上げにくい状況にあることも認識はしております。また、富田林などでファミリーシップを含む制度が導入されていることも承知しております。

本村独自の制度創設につきましては、制度内容や効果などを総合的に検討する必要があるため、現時点で直ちに創設する考えはございませんが、他自治体の動向や先進事例の研究を進めてまいります。あわせて、本村の男女共同参画推進プランや人権施策に関する計画の中で多様な性の在り方への理解促進について位置づけており、人権週間などの機会を通じまして、引き続き制度の周知啓発に努めてまいります。今後も人権尊重とジェンダー平等の視点のもと、全ての住民が安心して暮らせる環境づくりに取り組んでまいります。



以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 答弁ありがとうございます。

村独自の制度創設については、制度内容や効果等を総合的に検討する必要があるため、現時点で直ちに創設する考えはないが、他自治体の動向や先進事例の研究を進めていくとのお答えでしたが、ここで言う制度内容や効果等を総合的に検討するとはどのようなことを検討するのか、具体的にどのような観点でどのような効果を検討するかについてお答えいただきたい。また、他自治体の動向や先進事例を参考にするが、制度創設に直ちにに取り組むことはない。つまり、多くの他自治体が独自に創設されれば、右に倣えで考えるというように聞こえます。

村としてパートナーシップさらにファミリーシップ制度に先駆的に取り組むことで、村の人権尊重への積極性を広くアピールすることができ、住民への啓発効果も大きいと考えられます。そのような先駆性を発揮する考えがないか重ねて伺います。

加えて、人々の多様性を尊重する村として前向きに取り組んでいただきますようお願いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 本村独自にパートナーシップ制度を創設するに当たっては、まず制度を導入した際に村内で具体的にどのような行政サービスが利用可能になるか、全庁的に事務の洗い出しを行い、それに伴います条例、規則などの改正や予算措置が必要かなど、総合的に検討する必要があると考えております。制度という形をつくるだけではなく、当事者の方々の生活上の困難が具体的に解消される中身を伴わせるための検討が必要でございます。また、先行して制度を導入された自治体の事例から、運用上の課題や、そしてより効果的な支援の在り方を学び、本村にとって最も実効性が高く持続可能な制度設計にしていきたいと思います。

ただ、本村としましては、まずは大阪府のパートナーシップ宣誓証明制度の啓発活動を通じまして地域全体の理解を深めるという土壌づくりを最優先し、その上で当事者の方々が真に安心して暮らせる環境を着実に整えていくことが行政としての責任ある姿勢であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○田村議長 それでは、第4番目の質問者、尾崎議員、1問目の質問を許可します。

○尾崎議員 議席番号6番、平政会尾崎充宏です。

議長通告に基づき、3問の質問をさせていただきます。

まず、1問目、働き方改革の推進をです。

全国の市区町村は、近年、住民票などの各種証明書発行といった住民サービスのための窓口の受付時間を相次いで短縮しています。人件費の抑制や優秀な人材の確保、職員のスキルアップを図るなどの狙いがあるとの新聞の記事を目にしました。大阪府内では、四條畷市が窓口業務の開始時間を15分短縮し、終了時間を45分短縮しました。

本村は、現在職員の勤務時間と窓口受付時間とが同じであります。窓口受付時間終了後に財務処理等を行っているのならば必然的に時間外が発生すると思われるが、現状どのような対応を行っているのかをお伺いします。

また、職員が自席で食事をしているところをよく目にします。窓口を担当している課の職員は休憩時間を十分に取れていないのかのように思えますが、会議室を開放するなどの休憩時間をきちんと設けるようにできないかを併せてお伺いします。

○田村議長 答弁者、池西総務部長。

○池西総務部長 働き方改革の推進をについてご答弁申し上げます。

村の窓口受付時間は職員の勤務時間と同様で、住民課や税務課の各種証明書の発行業務は、レジの準備や精算のため、就業前後の約10分程度超過勤務が発生しております。また、就業前後に来庁されたお客様に対しては職員が柔軟に対応しているところでございます。

職員の昼食は自席で食事を取る者が大半であり、休憩時間中に来庁されたお客様に対しては住民サービスの観点から食事を止めて対応をしているのが現状です。議員ご指摘の食事場所の確保や、食事、休憩中のお客様対応は、窓口の担当課だけではなく全庁的な課題と認識しております。他市町の状況を調査し、検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員 食事場所の確保について、他市町の状況を調査し、検討するということで、ぜひ実現していただきたいと要望します。

村においては、新規採用した職員の定着率が低いように思います。また、多様な人材の確保と職員の能力発揮を図る観点からも柔軟な働き方が求められると思います。国においてもワーク・ライフ・バランスの推進が掲げられているのなら、職員の働き方改革の一環としてフレックスタイムの導入、制度の導入についての考えをお伺いします。

○田村議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西総務部長 育児や介護など職員を取り巻く環境は多様化しており、柔軟な勤務制度の整備は、人材確保と定着の観点からも一定の意義があるものと考えております。一方で、公務員は、住民サービスの安定的な提供が最優先であり、窓口業務や対外的調整業務と整合性を十分に図る必要がございます。フレックスタイム制度は、職員が決められた労働時間の中で自由に勤務時間を設定できる制度であり、職員間のコミュニケーション不足につながり、業務効率が低下するなどの課題もございます。特に、窓口対応課においては、勤務体制の確保が前提となるため、他市町に比べ村のような少人数体制の場合、制度導入に向けては慎重に検討する必要がございます。

○田村議長 再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員 社会全体で働き方改革は進められて、民間企業においては勤務時間の柔軟化が伸展しています。先ほど部長答弁では、住民対応のための準備、後処理、締めの処理ですね。その時間を含めると、実質的に職員の束縛時間の延長につながっているのではないのでしょうか。開庁時間を縮小される自治体も増えてきております。近くでは、富田林市が6月1日より5時まで、忠岡町は3月、熊取町は4月、島本町は5月より5時、阪南市においては9月より4時半になります。まだまだこれから縮小される自治体は増えてくると思います。大阪府で唯一コンビニで住民票等が発行できないため、住民サービスの低下につながるのではないかという意見もあると思いますが、1階で確認したところ、5時以降は来庁される方はゼロに等しいとのことでした。

住民サービスも大切ですが、残業代とてんびんにかけ、自治体も民間のように経費削減や業務の効率化を考える時期かと思います。新人の職員の定着率も低く、何か魅力のある職場に改善すれば定着率も上がると思います。フレックスタイム導入、制度の導入は村役場になじまないということも理解できますが、柔軟な勤務体制の制度は人材確保と定着の観点からも一定の意義があるとの回答なので、ぜひ村として開庁時間の見直しを進めていただきたいと思いますと思いますが、村長のお考えをお伺いします。

○田村議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 議員のほうからご指摘いただいております近隣市町村の状況では、やる方向という形では把握しております。開庁時間の短縮につきましては、1階の窓口対応ではなく、役場全体で考える必要があると考えております。また、単に開庁時間を短縮すれば村民の皆様の利便性の低下にもつながることが考えられるため、開庁直後とか閉庁直前にどれぐらいの窓口対応があるのかというのをまずは把握してまいります。

そして、他市町村におきましては議員ご指摘のとおり、各種証明書のコンビニ交付を既

に導入されておられますが、まだ本村は実施できてない状況でございます。このたび、開庁時間に関しましては、人材確保と住民の利便性の観点から、やはり各種証明書のコンビニ交付の導入時期を踏まえながら、そして職員の意見も聞きながら、さらに他自治体の運用後の状況、そういったものを参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田村議長 2問目の質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員 他の自治体は条件も違うので、住民や職員にアンケート等を取って検討をお願いします。

次に、2問目の特産物開発の応援についてです。

特産物の開発にチャレンジする業者に対し、村から補助金を出していると思いますが、現在の状況はどうなっているのか。

また、去年のサツマイモのように、違う品種を作ることや、村の気候や高低差をうまく生かし、農産物の旬をずらして付加価値をつけるような取組をもっと積極的に推進すべきではないかと思います。チャレンジしていただける農業者に対してもっと積極的に呼びかけ、支援し、特産物の開発に力を入れるべきと思いますが、村の考えをお伺いします。

○田村議長 答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長 特産物開発の応援についてご答弁申し上げます。

本村は、新規農作物や新品種等を試験的に導入し、計画的な出荷を目指して取り組む方に対し、種苗費の2分の1を補助する試験作物育成支援事業を実施しています。令和3年度から開始し、令和7年度の実績は6件となっております。今年度は、サツマイモの栗かぐやが高く評価され、既に完売したと聞いております。

議員ご指摘のとおり、特産物の開発やブランド化など、農作物の付加価値を上げる取組は非常に重要であり、農業振興と村の活性化につながるため、村として積極的に取り組んでまいります。

以上、答弁いたします。

○田村議長 再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員 村は特産物開発に積極的に取り組むとのことですが、具体的にどのような内容で進めていくのかを、村の考えをお聞かせ願いたいです。

○田村議長 再質問の答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長 今年度に試験作物育成事業で栽培したサツマイモの栗かぐやを継

続的に進めるとともに、新たな特産物の開発も進めてまいりたいと考えております。特産物開発には、今後も大阪府や農業関係機関と連携して栽培方法や品質管理の確立、販路確保などに取り組んでまいります。

以上です。

○田村議長 再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員 大阪府や関係機関と連携するとのことですが、栽培方法や品質管理については、村では営農指導員が中心に進めてきたと思いますが、現在は不在と聞いております。現状の職員で対応できるのか、営農指導員が必要ではないのか、また大阪府や農協などに適任者がいないのかを相談をしているのかをお聞かせ願います。

○田村議長 再質問の答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長 議員ご指摘のとおり、特産物や認定農業など幅広い農業者支援を行うには村の農業に精通している営農指導員の存在が必要であると考えております。そのため、営農指導員の雇用について、大阪府や大阪南農業協同組合などの農業機関と相談を行っております。

以上です。

○田村議長 3問目の質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員 営農員の存在が必要であるとの回答ですんで、早急にお願いします。

3問目の質問に参ります。

計画的な村道整備についてです。

6月の一般質問で村道の維持管理工事について質問をしました。そのときの答弁では、森屋地区、中津原地区、小吹台地区において舗装工事を予定しているとのことでしたが、全体的に工事が遅れてるように思われます。令和7年度の村道維持管理工事の進捗状況と、来年度の村道整備に係る計画についてお伺いします。

○田村議長 答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長 計画的な村道整備をについてご答弁申し上げます。

村道維持工事の実施については、舗装の傷み具合などから路線ごとに優先順位をつけた道路整備計画、各地区からの要望などから次年度実施する主な工事箇所を決定しております。また、天候等により生じる緊急的な補修や倒木、土砂の撤去などにも対応しております。

ご質問の工事の進捗については、まず村道水分森屋線は6月に工事発注し、9月に完成

しました。中津原地区の御倉奥代線と小吹台地区の西峯学校線ほか4路線については、12月と1月に既に発注し、3月末までに完成予定となっております。来年度の工事予定としましては、引き続き、小吹台地区の舗装などを含む重点箇所6か所と、各地区からの要望箇所であり必要な工事費を令和8年度当初予算案に計上しております。

以上、答弁いたします。

○田村議長 再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員 本年度、当初に質問した村道整備の進捗は予定どおり進んでいる。また、来年度も計画的に村道の整備を進めるということが確認できました。

そこでお聞きしますが、今年度も実施している中津原地区の村道整備は、工事着手から数年も整備しているが、いまだ完成に至っていない状況にあります。もっと集中して整備すれば期間も短くなり工事費も安価となると思いますが、どうしてこのような期間を必要とするのかをお伺いします。

○田村議長 再質問の答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長 村道維持工事を効率的に進めていくためには、議員ご指摘のとおり、複数箇所をまとめ、集約することで、設計業務の効率化や経費削減の観点からも有効であることは認識しております。実際の工事発注では、地元関係者との調整、関係機関と協議、設計、積算、必要に応じて測量設計の委託業務、また発注後の現場管理や完了後の検査事務など、複数の工程があり、一定の期間を要します。

また、整備補修工事の実施は、通行の安全を最優先としており、箇所によって損傷状況、緊急度合いなどが異なり、必ずしも集約化しまとめて発注できない場合もあります。村では、限られた人員体制の中で可能な限り効率的に工事発注できるよう工夫を重ねているところではありますが、引き続き効率的な発注に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○田村議長 再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員 工事の実施には現地状況や地元調整など様々な条件があるということは分かりました。

その中で人員について、技術職員の不足が近隣を含め各自治体では問題となっていると思いますが、村では数年前から若い職員が採用されていると聞いています。財政的採用条件などあると思いますが、大阪府や他の自治体のOBなどベテラン職員を積極的に採用することで、技術力の向上や職員の育成につながると思いますが、村の考えをお伺いしま

す。

○田村議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西総務部長 現在、村の土木技術職員は、部長級、課長代理級、係長級、技師1名の計4名でございます。インフラの老朽化対策や防災・減災対策など、土木技術職員が担うべき業務が増加していることから、専門的な知識、技術を有する人材の確保が大きな課題となっております。

土木業界全体においても技術職員が不足し、幾度となく採用試験を行っておりますが、応募者がいない状況が続いているため、通年募集方式の導入を検討してまいります。これにより、転職を希望する経験者や、年度途中で就職を希望する方々にも門戸を広げ、優秀な人材の確保につなげてまいります。

また、大阪府が運用する人材バンク制度や、広域的な人材活用の仕組みを活用するとともに、任期付職員としての採用など、多様な雇用形態を組み合わせることで必要な技術職員の確保を図ってまいります。

○田村議長 ここで休憩いたします。

13時より再開します。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○田村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、第5番目の質問者、建石議員、1問目の質問を許可します。

○建石議員 議席番号7番、平政会建石です。

議長通告に基づき、3問の質問をさせていただきます。

まず、1問目は、村制施行70周年の取組についてです。

村としまして、既にキャッチフレーズとロゴマークの公募を行うなど準備を進めていただいておりますが、今議会に提出された令和8年度当初予算案には必要な経費が計上されていると思います。せっかくの節目であるので、私としましては村民を主役に据えて盛り上げていただきたい。どのような取組を予定されているのかお伺いいたします。

○田村議長 答弁者、池西部長。

○池西総務部長 村制施行70周年を祝う村の取組についてご答弁申し上げます。

村制70周年を迎えるに当たっては、これまでの歩みを振り返り、村民の誇りを確認するとともに、次世代に向けた新たな出発点としたいと考えております。このため、令和8年度当初予算案において、村民主体の取組を後押しするための村民企画事業補助金を予算計上しております。行政が主導する記念行事だけでなく、村政は支援役として、村民の皆

様が主体的に参画できる仕組みを構築し、村民と共につくり上げる周年事業を実施してまいります。そのほかにも、講演会や各種イベントを企画しておりますので、議員におかれましてはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

建石議員。

○建石議員 70周年につきまして、一部、私の周りの人からどういうことをやるんだというふうな質問を受けたりするんですけれども、今のところは、具体的にはちょっと申し上げられないというか、分からないということでお答えさせていただいております。

そこで、先ほどのご答弁では、村民提案型事業の補助制度を令和8年度当初予算案に計上しているというお答えでしたが、詳細についてお聞きできますでしょうか。

また、役場で講演会や各種のイベントを計画されているようですが、具体的にどのような内容であるのか、この点についても伺いたいします。

○田村議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西総務部長 村民企画事業補助金は、昨年11月に水分、森屋、川野邊、二河原邊、桐山、中津原地区の6名の地区長連盟による地車曳行記念事業開催と、補助金交付の要望をいただいたことも踏まえ、予算案に計上しました。内容としては、地車に限らず、70周年を機に村の活性化につながる事業を支援するものであり、村内地域の村民を対象とする事業に対しては上限150万円、主に地域住民を対象とする事業に対しては上限30万円を想定しております。

また、本村の未来を担う世代が村政に関心を持ち、今後の若者参画につなげるための子ども議会の開催や、教育委員会では、子どもが国際的な視野に立ち、自ら考え行動する力を育むことをテーマとした記念講演会を開催し、探究心をさらに深め、自主的に学ぶ楽しさを知る動機づけを図ってまいります。

○田村議長 再質問を許可します。

建石議員。

○建石議員 ご答弁ありがとうございます。

村民企画事業補助金は、非常によい取組やと思っております。ぜひ、村民の皆さんに周知していただきたいと思います。それと、本村の未来を担う若者、子どもたちに村政に関心を持ってもらうような事業についても期待しております。子どもにとって、グローバルもローカルも非常に大切ですが、探究心を持つ、またそれを深めるというのはもっと重要なことだと思っております。子どもの成長が、ひいては村の未来に関わってくる重要なポ



イントになると思います。そのきっかけとなる講演会に非常に期待しておりますので、よろしく願いいたします。

そこで、村制施行70周年を祝うことも本当に大切なんですが、一過性のイベントで終わってほしくないと思っております。本村の将来を見据えた持続的な取組でなくてはならない、次の10年、20年につながる村の未来に向けたレガシーを残すものであってほしいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○田村議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 村制施行70周年をお祝いする取組は、一過性のイベントで終わらすのではなく、将来にわたり価値を生み出すものとして、本村の象徴となるキャラクターの創設に関わる必要最小限の費用を令和8年度当初予算に計上しており、長期的に活用できる仕組みを構築してまいります。

また、千早赤阪村歌と千早赤阪音頭を再生し、今後世代を超えて親しまれるよう、本村が実施するイベントや、そして地域での取組などで継続的に活用するなど、文化資産として位置づけてまいります。村制施行70周年を未来への出発点としまして、キャラクター、千早赤阪村歌、千早赤阪音頭を次世代に受け継げるレガシーとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田村議長 2問目の質問を許可します。

建石議員。

○建石議員 また、今後のレガシーになるようなものをつくっていただきたいと思いますと思っております。

次に、新モビについての質問になります。

以前も新モビについては、質問が議会であったかと思いますが、本村を含む南河内地域で大阪府が実施する新モビリティの実証実験は、昨年11月から開始予定であったが、走行する自動運転バスの不具合のため、安全性確保を理由に開始が遅れている状況であります。今年1月下旬に大阪府と大阪メトロが第7回目となる新モビリティ導入検討協議会を開いたようですが、最新の状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○田村議長 答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 新モビリティの実証実験についてご答弁申し上げます。

当初の予定では、万博終了後の昨年11月から乗客なしの実証実験を約半年間実施したのち、令和8年度から3年間で乗客ありの実証実験が行われる予定でした。しかし、大阪

メトロ保有のEVバス車両の販売元に対し、国土交通省が道路運送車両法に基づく立入検査を実施したことを踏まえ、現在、安全性の確保を最優先にしつつ、早期の実証実験開始に向け、大阪府と大阪メトロで調整を進めているところでございます。

先般、令和8年1月29日に大阪府において第7回新モビリティ導入検討協議会が開催され、検討状況について報告がありました。実証実験については、1月末からEVモーターズ・ジャパン社の工場における使用予定車両の特別点検試走の実施を経たのちに実施されます。具体的には、3月頃から南河内地域において乗客を乗せない走行を約3か月間実施し、6月頃から乗客を乗せた走行を開始する予定と聞いております。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

建石議員。

○建石議員 ご答弁ありがとうございます。

一応、今後の予定を、6月頃から乗客を乗せた実証実験を行うということなのですが、現在、安全性の確保を最優先にしながら早期の実証実験開始に向けて大阪府と大阪メトロで調整を進められ、3月頃、今月ですね。テスト走行が開始されとのこと。安全性を確保することは最も重要なことであり、どのように取り組まれておられるのかお伺いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 自動運転バスの安定性、安全性を確保する取組につきましてご答弁申し上げます。

新モビリティ導入検討協議会資料に3点掲げられております。まず1点目は、EVモーターズ・ジャパン社の工場における特別点検試走の実施です。特別点検とは、国土交通省の指示により、EVモーターズ・ジャパン社が既に実施した総点検、リコール箇所の再点検を行うものでございます。2点目は、南河内地域における走行時の点検、整備強化です。これは、EVモーターズ・ジャパン社が車両の法定定期点検に加えて出庫前点検及び自主点検を実施するとともに、現地走行時における万が一の車両不具合、トラブル発生時に速やかに点検整備を実施するよう体制を強化するものです。3点目は、南河内地域におけるテスト走行、運転士トレーニング、施設整備等の実施です。具体的には、特別点検試走を完了し、安定性、安全性が確認された自動運転車両について、南河内地域の走行ルートで乗客なしでテスト走行するとともに、車両の挙動の特殊性などの注意点を運転士にトレーニングします。また、障害物の除去や表示板の設置などを行います。

引き続き、このような自動運転バスの安定性、安全性を確保するための取組を注視して

まいります。その上で、早期の実証実験開始に向けて取り組む大阪府と連携しながら村内における機運醸成に努めてまいります。

以上、答弁いたします。

○田村議長 再質問を許可します。

建石議員。

○建石議員 ご答弁ありがとうございます。

万博で人気を博した自動運転バスが他の地域に先行してこの南河内地域で実証実験が実施されることは、単に地域公共交通という意味合い以上に世間からの注目を集め、観光振興や地域活性化の視点からも大いに期待できるものであります。地域活性化のコンテンツの一つとして非常にありがたく思っております。実証実験において、まず安定性、安全性を確保することが重要であることから、安定性、安全性を確保しつつ、今後とも大阪府などとの連携協力のもと、早期の実証実験開始を望むものであります。

そのため、村としては、自動運転バス導入に向けた機運醸成の取組が大切であり、そのような機運醸成のための取組について今後の予定はあるのか伺いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 機運醸成のための取組につきましては、大阪府において3月28日、新モビFEST A i n 南河内と題した機運醸成イベントが開催される予定でございます。これは、令和8年6月頃からの乗客乗車による自動運転バスの実証実験に先立ち、運行予定のバスを地元住民へお披露目し、運行開始に向けて安全性の周知、機運醸成を図ることを目的に開催されるもので、実際に実証実験で運行使用予定の自動運転バスを使用して、本村の楠公誕生地前広場をスタートとし、河南町の白木山公園そして太子町の和みの広場に向けて運行するものでございます。

また、同時開催イベントとして、大阪府による千早赤阪わくわく寄席祭が楠公誕生地前広場で開催され、漫才やマジックをはじめ、2025年大阪・関西万博でも注目を集めた参加型の大道芸公演など、演芸の魅力を味わえる特別な寄席公演が開催される予定です。

本村におきましても、同時開催のイベントとして、物価高騰が続く中、地域経済の消費喚起と住民生活の下支えを支援するため、応援商品券事業における使用可能な物販店を出店するくすのき市を開催し、地域振興の一助を担っていきたいと考えております。なお、村としましては、府主催のイベントと連携することにより経費削減に努めてまいります。

今後も引き続き、新モビリティの導入に向けた機運醸成の取組として、他イベントとの連携も含め、さらに大阪府と連携協力しながら積極的に取り組んでまいります。

以上、答弁いたします。

○田村議長 3問目の質問を許可します。

建石議員。

○建石議員 3問目の質問としまして、農と緑の活性化に向けた取組についてお伺いいたします。

以前、12月の村議会定例会における質疑で、村の活性化に向けたビジョンを令和7年度中に作成すると聞いておりましたが、検討状況はいかかなものかお伺いいたします。

○田村議長 答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 大阪府と進めている農と緑の活性化に向けた取組につきましてご答弁申し上げます。

検討状況につきましては、これまで千早赤阪村農と緑の活性化推進会議を1回、農と緑の活性化検討ワーキングを5回開催したほか、担当者間で度重なる協議調整を進めており、今年度中の策定に向けて計画どおりに取り組んでいるところでございます。

その策定におきましては、昨年9月議会において補正予算を認めていただきました100万円の委託料を活用し、村の計画の策定実績がある業者に委託して農と緑の活性化ビジョン（案）の完成に向けた作業を行っているところでございます。見やすい1枚物の概要版も作成して、外から人や物と呼び込むための広報や営業活動に努めていきたいと考えております。

今後も引き続き大阪府と連携を密にしながら、農と緑の活性化ビジョン（案）の策定に向け積極的に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

建石議員。

○建石議員 村単独ではなかなかするのが厳しい状況にあるというのは承知しております。ビジョン実現に向けて府との連携を密にして進めていただきたいと思うております。

そこで、今月、3月中のビジョン策定ということになっておりますので、まだ策定はできてないかなとは思いますが、できる範囲の中で、お話ししていただける範囲の中でお伺いいたします。このビジョン策定について村としてどういう方向を目指すのか、また具体的にどう取り組むのか、そしてそれは前村長が進められておられました楠公誕生地周辺の活性化構想と何が違うのかをお伺いいたします。

以上で私の質問は終了させていただきます。

○田村議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 さらなる人口減少と、そして高齢化が避けられない中、村に人や物と呼び込

む取組が不可欠と認識しております。楠公誕生地周辺エリアにおきましては、滞在型のコト消費である観光農園の立地に力を入れ、人がにぎわう金剛山周辺エリアとの周遊を創出したいと考えております。まずは、策定する農と緑の活性化ビジョン（案）を農業者や観光協会の皆様と共有して、村が目指す姿について村民の理解を得ながら広く発信していきたいと考えております。そのため、令和8年度予算に情報発信を強化する予算のほうも計上のほうをさせてもうてます。その上で、農の高収益化や特産品のブランドに取り組み、大阪府が育成を進める農業者と、村の農地のマッチングを行い、観光農園を呼ぶことによりにぎわいを創出するとともに、ふるさと納税の返礼品の魅力向上にも取り組んでまいります。今後も引き続き大阪府と連携を密にするとともに、村議会のほうにも適宜情報提供しながら、ご意見を賜りながら活性化に取り組んでまいります。

そして、私は、令和6年の12月議会におきまして、令和6年度当初予算に計上しておりました地籍整備推進調査委託料と土地鑑定評価委託料関連事業費の約1,400万円を減額しました。その件につきましては昨年の議会のほうでも答弁等はさせてもうてますが、その理由につきましては、前村長のもとで進められてきた楠公誕生地周辺活性化交流拠点事業につきましては大きな構想があるのみで、具体的な実績計画はないにもかかわらず、村がやはり広大な土地を先行取得するというような事業手法には大きな問題があると判断したためでございます。現在私が進めている活性化に向けた取組につきましては、大規模な土地購入を前提としたものではなく、前村長の構想事業とは全く別の手法でございますのでということをお答弁させていただきます。

以上でございます。

○田村議長 それでは、第6番目の質問者、井上議員、1問目の質問を許可します。

○井上議員 議席番号2番、公明党井上浩一でございます。

議長通告に基づき、3点の質問をさせていただきます。

まず、1点目としまして、くすのきホール改修と今後の活用ということで、以前くすのきホール天井改修工事、これは一部だけなんですけど、これに関する補正予算が可決をしました。その際に要望させていただきました一つとして、使用をよくされる団体さん、住民さんへの周知はどうされるのか、また2つ目として、代替会場の紹介をされる等の丁寧な対応についてはどうされるのか、3点目につきましては、大ホールそのものの今後の活用はどうされるのかなどの現在の状況等をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○田村議長 答弁者、森田理事。

○森田教育委員会事務局理事 くすのきホールの改修と今後の活用について答弁いたしま

す。

くすのきホール展示ギャラリー等天井改修工事につきましては、急な議会への説明、提案にもかかわらず、関連補正予算を可決いただきありがとうございます。現在、改修工事につきましては、先日3月3日に契約候補者の事業者が決まりました。現在契約手続を進めているところでございまして、6月末頃に工事を完了する計画で進めてまいりたいと思います。

まず、ご質問の1点目につきましては、これまで大ホールを定期的に使用されてこられた団体へは議会への説明後取り急ぎ連絡申し上げたところでございます。また、補正予算を可決いただいたのち、村ホームページや2月号広報紙において使用中止についての周知に努めたところでございます。

次に、2点目の代替会場の紹介につきましては、現在教育課への問合せはありませんけれども、村ホームページに近隣の文化ホール等のリンクバナーを追加して情報が得やすいように努めております。また、問合せがあった場合には丁寧に案内をしてまいります。

3点目の大ホールの今後の活用につきましてはこれから検討してまいりたいと考えています。ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

再質問といたしまして、代替会場については近隣市町との連携は取られているのでしょうか。また、手続等の利便性は確保されているのでしょうか。

また、大ホールの活用についてはどのような選択肢があり、またおのおのの選択後の条件等はどのようなになるのでしょうか。また、方向性の決定に当たってはどのような方法でされるのか、村の公共施設マネジメント検討会の委員長である副村長に伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○田村議長 再質問の答弁者、西井副村長。

○西井副村長 近隣市町の文化ホール等へは、くすのきホールの大ホールを使用中止したことをお伝えするとともに村民からの問合せの対応をお願いをしております。当該大ホールにつきましては、継続使用をするためには天井改修や設備更新に、概算でございますが5億円以上の費用がかかります。

また、維持管理コストが非常に高額である一方で、貸出実績は少なく、ご利用いただく団体等の数は限られておりますし、頻繁に貸すほど村の財政負担が増えてまいります。こ

れらのことに加えて、村はさらなる人口減少が見込まれることから、令和5年12月に公表した南河内地域2町1村未来協議会における検討結果としまして、用途廃止を含めた検討を進めるとしておりました。

立地するエリアである楠公誕生地周辺は、村の総合計画において歴史観光拠点に位置づけていることを踏まえ、どのように活用できるかを考えてまいります。なお、用途を見直すとしても、利用者の安全を確保するための天井改修が必須であり、多額の財政負担を伴いますことから、本村の非常に厳しい財政状況において、国、府補助金や民間の力の活用など財政負担を減らす手だてについて十分に検討が必要と考えております。

以上のことを踏まえながら、大ホールの今後の活用については公共施設マネジメント検討会において議論をしてまいります。

○田村議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

5億円以上という概算の根拠となる積算内訳を示していただきたいと思います。

また、天井改修のみを行った場合の最低限の安全確保コストは幾らになるのか、比較できる資料を提示していただきたいと思います。天井改修は用途を問わず必須とのご説明ですが、例えば大ホールを区画割りして小規模スペースに転換する場合、現行の大空間天井を維持する必要はなく、改修コストを大幅に抑えられる可能性がございます。この点について技術的検討を行ったのか伺いたいと思います。

また、利用が少ない原因は施設側の制限によるものなのか、需要がないのか、分析結果を伺いたいと思います。頻繁に貸すほど財政負担が増えるのご説明は一般的な公共ホールの運営と逆の構造でございます。どの費目が利用増加に伴って増えるのか具体的な根拠を示していただきたいと思います。

大ホールの廃止は、村民にとって重大な決定でございます。検討会の議論の透明性をどのように確保し、住民に情報を公開していくのか伺いたいと思います。お願いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、森田理事。

○森田教育委員会事務局理事 私のほうからお答え申し上げます。

まず、概算費用の内訳でございますけれども、1月にご説明したとおりで、音響設備で1億5,000万円、照明設備で1億5,000万円、舞台設備で2億円、天井は一番費用が抑えられるネットを設置する工法で3,000万円でございますけれども、特定天井として既存不適格のままとなります。

次に、大ホールの使用につきましては、需要が少ないと担当課では考えてございます。

次に、ランニングコストにつきましては、例えばですけれども土日祝の9時から17時まで使用された場合、使用料3万4,000円に對しましてホール運営委託料7万2,600円が必要となります。また、電力消費量が多い空調稼働時の光熱費や、年2回実施するつり物点検、年1回の音響点検の委託料等が必要となっております。大ホールの用途を見直す場合はコストや建築基準法など様々な課題がありますので、具体の検討には至っておりません。

今後、大ホールの在り方については、公共施設マネジメント検討会などでの議論を経て、公共建築物個別施設計画の改定案や予算案といった形で村議会にお示しをし、議論を経て決定してまいることになります。

以上でございます。

○田村議長 2問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 大ホールのご答弁ありがとうございました。

副村長の答弁にありました検討会ということについては、前に質問させてもらったときに透明性の確保をお願いして、一定のお答えはいただいたんですけど、その後についてまだちょっとお聞かせいただいてないんで、またお聞かせ願えればと思います。

では、次の質問に移ります。

2点目としまして、水道の安定供給についてお伺いします。

全国的な小雨の影響で村の岩井谷浄水場の取水量が大変減少し、一時は渇水の危機に陥りました。このことについては何年も前から認識はされてたことやと思うんですけど、大阪広域水道企業団の応急対応により、現在は安定した給水、この安定給水というのも限定されてるとは思いますが、確保されているものの、節水チラシの配布により村民の不安も生じました。水道事業は企業団が担っていることを踏まえつつ、村民が安心して水道を利用できるよう、村としてどのような対応が可能かお示してください。よろしくお願いいたします。

○田村議長 答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長 水道の安定給水についてご答弁申し上げます。

本村の水道事業は、平成29年4月1日に大阪広域水道企業団と水道事業統合を行い、村が運営していた水道事業は廃止し、企業団がそれを継承しております。企業団への水道事業統合に伴い、水道施設ほか財産についても企業団に引き継いでいるため、本村は浄水場の運転や給水など水道事業の運営自体に係ることはできない状況であります。自然災



害などにより断水等が発生または発生するおそれがある場合に、村民の生活維持と安全を確保するため、企業団と災害等による水道施設の復旧等における連携に関する協定を締結し、災害や事故等の緊急時における応急給水活動や広報活動への協力、防災訓練への参加など、統合元団体として連携協力を行っているところであります。

今回の水源渇水につきましても、村として地区への節水協力の説明の場を設け、周知に努めました。また、応急給水場所や給水車の駐車場について場所の確保を行い、村内連絡管の仮設管としての活用では、仮設管の道路占用手続や布設用地に関しましても協力を行ってまいりました。

今後も企業団と連携協力するとともに、企業団の構成団体の一員として村民の皆様への安定した水道水の供給に向け、現在企業団で進められている村内連絡管整備の早期完成が図れるよう企業団に要請してまいります。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

村は、水道事業者ではないものの、住民の生命、生活を守る責務は引き続き負っていると考えます。断水の危機が生じた際の情報提供や要配慮者への支援は村が担うべき重要な役割であるはずだと思います。この点に関する企業団と村の役割分担は必ずしも明確ではないのではないかと感じます。

そこでお伺いいたします。

平常時において、村と企業団はどのような接点を持ち、どのような情報共有を行っているのか。また、企業団の村担当職員及び本村職員は、村の水道事業の現状を十分に把握した上で対応をされているのか。もし、現状で十分な体制が整っていないのであれば、村としてどのような体制構築が可能と考えているのかお伺いいたします。

さらに、村は、水道事業の権限を企業団に移管したとはいえ、住民から見れば依然として村が責任主体と認識をされていると思います。企業団の対応が不十分であれば、住民の不満は村に向かうことが想定をされます。今回の事案に限らず、村として企業団に対し、安全・安心な水道事業に確保に向けてどのような働きかけや要請を行われているのかお伺いしたいと思います。

○田村議長 再質問の答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長 今年度から太子、河南、千早赤阪の水道センターが統合し、新たに南河内地域水道センターが太子町に設置され、約1年が経過したところです。水道セン

ターが村役場から移転したことに伴い、おおむね年2回の情報交換会を水道センターと行うこととしており、また課題や問題が起きた場合は、その都度双方で情報共有に努めております。

村との連絡体制については、統合前の旧千早赤阪水道センター職員が主に村との連絡役としての役割を担っておりますが、議員がご心配されてるように、3センターが統合された当初は必要な情報が適時適切に伝わらないことがあり、村から再三の申入れを行ってまいりました。その結果、現在は水道センターから村に情報共有され、互いにコミュニケーションを図り、一定は改善されてきているのではないかと考えております。今回の湧水対応では、村と水道センターの双方で連絡を取り合い、日々の情報を共有しながら連携して対応してきたところであります。

引き続き、ライフラインである水道が安定的に供給されるよう、今後も水道企業団と密に情報共有を行い、村民の生命、生活を守る責務を果たしてまいります。

以上です。

○田村議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ご答弁ありがとうございました。

こういう問題に対しては、全国各地で起こっているようなことが調べましたら出てきました。全国的な課題ということで、広域となると個別自治体の事情に弱い、また村は権限を失い、技術的な知識が薄れるという状況が発生すると思われます。今後、村が企業団に対して強く働きかけをしていただいて、共同運用体制を取っていただきたいと思います。答弁は不要です。

以上で終わります。

○田村議長 それでは、3問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 3点目としまして、前回、一般質問で質問できなかった部分なんですけど、サニタリーボックスの設置と女性用生理用品の提供についてお伺いいたします。

令和4年9月議会の一般質問において、男性用トイレへのサニタリーボックスの設置と、女性用トイレに生理用品を設置するように要望いたしました。答弁では、サニタリーボックスは新庁舎において設置をしてきたり、生理用品の提供は今後検討してまいりたいとのことでございました。今現状、新庁舎もできまして、運用されてるところでございます。現状についてお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○田村議長 答弁者、池西部長。

○池西総務部長 サニタリーボックスの設置と女性用生理用品の提供についてご答弁申し上げます。

前立腺がんや膀胱がんの治療後に社会復帰される方が増加し、治療後の生活に尿取りパッドが欠かせない方もおられることから、誰もが排せつ関連の廃棄物を適正に処分できるよう、新庁舎竣工に併せ、男性用トイレにサニタリーボックスを設置させていただきました。

女性用生理用品の提供については、施設における衛生環境の確保や不測の事態への対応として、役場利用者の不安軽減にもつながることから、他市町の取組例を参考に実施してまいります。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。設置をしていただいて大変にうれしく思います。

新庁舎の男性トイレにサニタリーボックスを設置いただきありがとうございます。また、女性用生理用品の提供について建設的なご答弁をいただきありがとうございます。また、さらなる要望になりますが、新庁舎だけではなく、ほかの公共施設にも設置をしていただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。

次に、新庁舎での男性用トイレのサニタリーボックス使用状況についてお尋ねをいたします。

また、以前の答弁では、そのほかの公共施設へのサニタリーボックス設置は新庁舎設置後の状況を見ながら検討するとのお返事をいただきました。検討された結果はどのようなものであるか伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西総務部長 ご要望いただきましたその他公共施設への女性用生理用品の提供につきましても、他市町の取組例を参考に、保健センター、くすのきホールに設置してまいります。

また、新庁舎に設置した男性用トイレのサニタリーボックスの利用状況でございますが、僅かではございますが利用がございました。男性用トイレに設置することで健康状態を問わず利用しやすい環境づくりにつながったものと評価いたしております。今後、新庁舎と同様に保健センター、くすのきホールの男性用トイレにサニタリーボックスを設置してまいります。

○田村議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。大変前向きで、また実施していただけるということで本当にありがとうございます。議会1回分をちょっと先延ばしたかいがございました。ありがとうございます。

それと伴って、設置をされたところに表示をできれば大きくしていただきたいと、他自治体におきましても使用者が非常に分かりやすいように大きく大きく表示していただいているところもございますし、利用者目線でぜひ行っていただきたいと思います。本当にありがとうございます。また、前に向かって進むことを要望いたします。答弁は要りません。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○田村議長 これで一般質問を終了します。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じ、散会します。

皆さんお疲れさまでございました。

午後1時51分 散会

令和8年第1回千早赤阪村議会定例会（第3号）

1. 招集年月日

令和8年3月19日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席議員

1 番 田 村 陽

5 番 畑 智恵美

2 番 井 上 浩 一

6 番 尾 崎 充 宏

3 番 中 野 智 子

7 番 建 石 和 則

4 番 南 本 齋

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

6 番 尾 崎 充 宏

7 番 建 石 和 則

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 菊 井 佳 宏

総 務 部 長 池 西 昌 夫

副 村 長 西 井 秀 孝

民 生 部 長 中 野 光 二

教 育 長 大 門 和 喜

産 業 建 設 部 長 下 休 場 健 司

地域活性化推進担当部長 日 谷 順 彦

教育委員会事務局理事 森 田 洋 文

7. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 柏 原 美 佳

議 会 事 務 局 主 査 土 井 達 也

8. 議事日程

日程第 1 議案第 3 号 千早赤阪村特定乳児等通園支援事業の運営に関する  
基準を定める条例制定について（委員長報告）

日程第 2 議案第 4 号 千早赤阪村行政手続条例の改正について（委員長報  
告）

日程第 3 議案第 5 号 千早赤阪村附属機関に関する条例の改正について（委  
員長報告）

日程第 4 議案第 6 号 一般職の職員の給与に関する条例及び千早赤阪村会計  
年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の改  
正について（委員長報告）

- 日程第 5 議案第 7 号 職員の旅費に関する条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 8 号 千早赤阪村役場内簡易郵便局郵便切手等購入基金条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 9 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 10 号 千早赤阪村介護保険条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 11 号 千早赤阪村下水道条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 10 議案第 12 号 千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 11 議案第 13 号 令和 7 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 10 号）（委員長報告）
- 日程第 12 議案第 14 号 令和 7 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）（委員長報告）
- 日程第 13 議案第 15 号 令和 7 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（委員長報告）
- 日程第 14 議案第 16 号 令和 7 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（委員長報告）
- 日程第 15 議案第 17 号 令和 7 年度千早赤阪村下水道事業会計補正予算（第 2 号）（委員長報告）
- 日程第 16 議案第 18 号 令和 8 年度千早赤阪村一般会計予算（委員長報告）  
令和 8 年度千早赤阪村一般会計予算（修正案）
- 日程第 17 議案第 19 号 令和 8 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 18 議案第 20 号 令和 8 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 19 議案第 21 号 令和 8 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 20 議案第 22 号 令和 8 年度千早赤阪村下水道事業会計予算（委員長報告）
- 日程第 21 議案第 24 号 教育委員会委員の任命について

日程第 2 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件  
追加日程

日程第 1 発議第 1 号 令和 8 年度千早赤阪村一般会計予算に対する附帯決議  
について

午前１０時００分 開会

○田村議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○田村議長 始めに、３月１７日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

建石議会運営委員長。

○建石議会運営委員長 それでは、３月１７日に開催しました議会運営委員会において、最終日の議事運営について審査しましたので報告いたします。

議事日程（第３号）をご覧ください。

日程第１、議案第３号から日程第２０、議案第２２号までは一括議題とし、村づくり委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、次に、予算常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行った後、１議案ごとに討論、採決を行うことに決定しています。

日程第２１、議案第２４号は、本会議において審議していただくことに決定しています。

日程第２２、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」の採決を行います。

以上です。

○田村議長 ありがとうございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○田村議長 日程第１、議案第３号千早赤阪村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についてから、日程第２０、議案第２２号令和８年度千早赤阪村下水道事業会計予算までの２０件を一括議題とします。

各議案は３月４日の本会議において各常任委員会に付託していただきましたので、その結果を順次報告願います。

村づくり常任委員長の報告を求めます。

尾崎村づくり常任委員長。

○尾崎村づくり常任委員長 それでは、村づくり常任委員会報告をします。

去る３月４日の本会議において付託を受けました議案１０件の審査を行うため、３月９日に、菊井村長、ほか関係職員の出席を求め、委員７名出席のもとに開催しました。

議案第３号千早赤阪村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についての審査結果を報告します。



提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。

採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第4号千早赤阪村行政手続条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決を行いました。

採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第5号千早赤阪村附属機関に関する条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。

採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第6号一般職の職員の給与に関する条例及び千早赤阪村会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。

採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第7号職員の旅費に関する条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。

採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第8号千早赤阪村役場内簡易郵便局郵便切手等購入基金条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。

採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第9号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。

採決の結果、賛成5人、反対1人で、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第10号千早赤阪村介護保険条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。

採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 11 号千早赤阪村下水道条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決を行いました。

採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 12 号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。

採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で、委員長報告を終わります。

○田村議長 ありがとうございます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○田村議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

次に、予算常任委員長より報告を求めます。

南本予算常任委員長。

○南本予算常任委員長 それでは、予算常任委員会報告をいたします。

去る 3 月 4 日の本会議において付託を受けました議案 10 件の審査を行うため、3 月 10 日から 12 日までの 3 日間にわたり、菊井村長、ほか関係職員の出席を求め、委員 7 名出席のもとに開催いたしました。

まず、議案第 13 号令和 7 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 10 号）の審査結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。

採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 14 号令和 7 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結

した後、採決をしました。

採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 15 号令和 7 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。

採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 16 号令和 7 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。

採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 17 号令和 7 年度千早赤阪村下水道事業会計補正予算（第 2 号）の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。

採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 18 号令和 8 年度千早赤阪村一般会計予算の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。

採決の結果、賛成 5 人、反対 1 人で、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 19 号令和 8 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。

採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 20 号令和 8 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。

採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 21 号令和 8 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。

採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第22号令和8年度千早赤阪村下水道事業会計予算の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。

採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で、委員長報告を終わります。

○田村議長 ありがとうございます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○田村議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより、議案第3号千早赤阪村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 これにて、討論を終結します。

これより議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号千早赤阪村行政手続条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号千早赤阪村附属機関に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号一般職の職員の給与に関する条例及び千早赤阪村会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号職員の旅費に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより、議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号千早赤阪村役場内簡易郵便局郵便切手等購入基金条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論あり」の声あり）

○田村議長 討論がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

畑議員。

○畑議員 議案第9号千早赤阪村国民健康保険条例の改正に対して、反対の立場から討論を行います。

今回提案されている条例改正の内容は国の制度改正に伴うものですが、子ども・子育て支援金の一部を医療保険制度が担うというものであり、国民健康保険料が引き上げられます。30年ぶりに診療報酬がプラスになりますが、医療現場の危機的状況を脱したわけではありませんし、報酬の引上げによって患者負担や保険料負担の増大にならないか、危惧されています。

自民党と維新の会との間で合意したOTC類似薬77成分、1,100品目の価格の4分の1に当たる額を、特別料金の名で患者から徴収するという案を決め、実行しようとしています。これが実行されれば、保険医療の窓口負担3割の人の場合、薬剤費の負担は5割に跳ね上がることになります。さらに高市自民維新政権は、高額療養費制度の自己負担限度額を引き上げようとしています。この制度は、誰にでも起こり得るがんや長期医療の病気、突然のけがのときなど、一定の額を超えた医療費を国が補助し、家計を支えるものです。利用者821万人のうち、約660万人の人が負担増になる見通しです。いずれも医療改悪につながると思います。さらに国民健康保険料を引き上げるものばかりです。

高過ぎる国民健康保険料を引き下げてほしい、これが住民の願いです。市町村が運営する国民健康保険は、加入世帯の約4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者と、

低所得の人が多く加入する医療保険です。ところが、平均保険料は4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍となります。

全国知事会や全国市長会は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、これを解決するために1兆円の公費投入、国庫負担を増やし、国保料を引き下げることが国に要望し続けています。

高額な国保料は、国保を都道府県単位で統一しても解決するものではありません。

国民健康保険法は法律の目的として、第一に、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民の保健の向上に寄与することを目的とすると明記された社会保障です。法に沿って自治体は、地方自治法に定める住民の福祉の増進という、地方自治体の役割を果たすことが求められており、国保が都道府県化されたとしても、地方自治の本旨、自治体の条例制定権を定めた憲法のもと、自治体が独自の公費繰入れを続けることは可能です。つまり、千早赤阪村独自に健康保険料を引き下げることができます。

国や府に対して財政的支援を強めるよう強く要望し、これ以上の国民健康保険料の負担増にならないように求め、反対の討論といたします。

○田村議長 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

建石議員。

○建石議員 議案第9号千早赤阪村国民健康保険条例の改正について、賛成の立場から討論いたします。

今回の改正は、急速に進行する少子化への対応、社会全体で支え合う仕組みとして、国において創設された子ども・子育て支援制度の開始に伴い、国民健康保険における賦課徴収等の取扱いを法令に整合させるため、必要不可欠であります。

国民健康保険料は大阪府内で統一されており、村に裁量権はありませんので、村が独自に住民負担を増加させるものではなく、村には国の制度改正に適切に対応し、事務を滞りなく進める責任があります。

また、子ども・子育て支援の充実という未来を担う子供たちへの投資は、今を生きる我々が負うべき将来への責任であると考えます。

以上の理由により、住民への丁寧な周知と相談支援を行うことをお願いし、本議案に賛成するものであります。

以上です。

○田村議長 ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○田村議長 これより、議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第9号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成5名 反対1名)

○田村議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決しました。

次に、議案第10号千早赤阪村介護保険条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号千早赤阪村下水道条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)



○田村議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

○田村議長 次に、議案第 13 号令和 7 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 10 号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第 13 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号令和 7 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第 14 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号令和 7 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第 15 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号令和 7 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和7年度千早赤阪村下水道事業会計補正予算(第2号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

南本議員。

○南本議員 議案第18号令和8年度一般会計予算に対する修正動議を提出いたします。

○田村議長 動議が提出されましたので、暫時休憩といたします。

再開は、議会事務局より後ほどご連絡いたします。

午前10時29分 休憩

午前11時00分 再開

○田村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和8年度千早赤阪村一般会計予算に対する修正動議は、地方自治法第115条の3の規定により成立していますので、よってこれを本件と併せて議題とし、提案者の説明を求めます。

南本議員。

○南本議員 議案第18号令和8年度千早赤阪村一般会計予算に対する修正動議について、地方自治法第115条の3の規定により提出をいたします。

それでは、内容を説明いたします。まず、修正案、資料の２枚目をご覧ください。

議案第１８号千早赤阪村一般会計予算の一部を、次のように修正をいたします。

これは予算書の１ページの第１条中、歳入歳出予算の総額が現在４２億９，９２９万９，０００円となっておりますが、これを４２億８，９４８万５，０００円に改めるものでございます。

第１表の歳入歳出予算の修正の詳細は、配付の資料をご覧ください。

修正案の根拠につきましては、２款総務費、１項総務管理費、７目企画管理費、１８節負担金補助及び交付金の村民企画補助金の３００万円を削除とし、また、６款商工費、１項商工費、３目観光費、１２節委託料のホームページ作成委託料及び情報発信支援業務委託料６８１万４，０００円を削除し、修正するものでございます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、村制施行７０周年記念事業費についてです。

村制施行７０周年記念事業を行うに当たり、計画内容やテーマがなく、具体性を求めます。また、大阪府主催のイベントが春秋の２回開催されますが、村は協力という形で参加している中で、イベント業務委託料３５５万２，０００円を計上しております。７０周年記念事業費総額１，１３６万２，０００円と合算しますと１，４９１万４，０００円になります。

村の財政状況から鑑みると、当該事業に対しての具体性、透明性がない中での支出金は到底看過できないものと考えます。また、村民企画事業補助金を考案するのであれば、令和７年度中に村から村民の皆さんに声かけ、募集を行い、本議会で事業内容の確定をすべきと考えます。そして一番重要であるのは、その事業に対して村が主催することを明確にし、責任の所在も同時に明らかにすることを求め、削除する修正を行うものでございます。

次に、農と緑の活性化推進事業費のホームページ制作委託料及び情報発信支援業務委託料は、当該事業とどのように結びつくのか理解できかねます。活性化のために何をどのように結びつき、効果があるのかが具体的に示されていない状況の中で、業者委託をし、ホームページ作成やＳＮＳでの発信をしたとしても、費用対効果を求めることはできないと考え、あわせて活性化につながるとは思えない状況です。

これにより歳出歳入経費を削除する修正を行うもので、以上２点の審議をよろしく願いいたします。

○田村議長 これより修正案に対し質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中野議員。

○中野議員 今の修正案に対して、質問させていただきます。

まず、農と緑の活性化推進事業費、ホームページと情報発信支援事業委託費をなくしてしまうということは、全くこれを削除するということは、この事業そのものをなくすということだと思いますが、そうすると、今インスタグラムも止まっているような状態で、そのままの状態で行くよりは、まず、前の会議で計画を立てて、ビジョンが定まって、そしてこの定まったビジョンを1年間を通してホームページを更新するなり、すぐにこの事業費を削除するのではなく、1年間かけて考えるべきだと思います。それを予算を取らないということは、後で補正予算を組んで、それに対して進められるということなのでしょうか。質問します。

すみません、南本さんに対してです。

○田村議長 今の発言の許可を求めてから、してください。

○南本議員 はい、議長。

○田村議長 南本議員。

○南本議員 まず、基本計画を作成するに当たって、予算を取ればいいと思います。

以上です。

○田村議長 中野議員。

○中野議員 すみません、その基本計画は、令和8年度内であって出来上がるもの、そしてそのホームページや情報発信も令和8年中に行われるものということであれば、削除する必要はないと思うんですが、いかがでしょうか。

○田村議長 答弁者、南本議員。

○南本議員 過去の事例を申し上げますと、私が村長時代に公約でも、この農緑の活性化協議会というか、活性化をするということでやらせていただき、その当時は令和4年度の当初予算3月議会で、地域活性化交流拠点整備検討支援業務委託料297万円を可決していただき、その中で、コンセプトの委託料に約149万8,750円を使い、令和4年からスタートし、令和5年3月に完成させていただいた。それぐらいの長期の計画があります。だから、そんな簡単にコンセプトはできないと思います。

以上です。

○田村議長 ほかに、質疑はありませんか。

尾崎議員。

○尾崎議員 修正案に、ちょっと反対の立場から討論したいんですけども。

○田村議長 尾崎議員、今、質問の時間なので。

○尾崎議員 はい、すみません。質問ですが。

○田村議長 はい、質問でしたら、どうぞ。

○尾崎議員 この事業、この修正案が可決された場合、農と緑の推進活性化推進事業は遅れることになると思うんですけども、どのような影響があるか、行政のほうにお聞きすることは可能ですか。

○田村議長 行政側答弁者、西井副村長。

○西井副村長 お答えいたします。修正をいただいております経費につきまして、まず、ホームページの経費につきましては、観光ナビというホームページございますが、更新が止まってしまっております。

外部の人材を活用しておったのですが、村として加工できないページもございますので、その仕様を変えさせていただいて更新しやすくするという事で、観光の発信を強めたいという経費でございます。

その中で、今回策定をしているビジョンの内容とか、それに基づく取組を発信しやすくする仕組みを用意しておくものでございます。

もう一方の情報発信支援業務委託につきましては、予算委員会でも質疑いたしましたけれども、SNSを活用して情報発信するための委託経費ということで、実際の契約業務はプロポーザルでより優れた提案をいただいて、村としての情報発信ができるようなものを選定したいと考えております。

こういった経費でございますので、今回修正で削除されますと、また改めてビジョンをお示しした後に、直近の議会で再度提案させていただいたとは思いますが、そうすると3か月程度遅れるという影響が出ます。ただ、それ以上にこれまで滞ってきた観光ナビの仕様の件ですとか情報発信というのは、ビジョンも当然そうなんですが、既存の観光資源を発信していく器を整えるということですので、私は直ちにすべきものであると考えてございます。

それも並行しながらビジョンを策定していく中で、そういった情報発信の必要性、これが議会からご理解いただけなかったということでありましたら、この活性化に取り組んでいる村としての非常に重たい責任があると考えておりまして、一緒に連携をしている大阪府にも説明がつかないということで、そういった点からの影響が非常に大きいと考えてございます。

以上です。

○田村議長 尾崎議員。

○尾崎議員 長年の懸案であった金剛山のロープウェイもやっと撤去できたし、金剛山周

辺の観光業をスタートさせることができるので、これ以上遅らせるのはやっぱり得策ではないと思います。

答弁は、結構です。

○田村議長 ほかに質疑はありませんか。

建石議員。

○建石議員 今、ご答弁いただきました内容は、よく理解できました。

それで、ビジョンについては今月中に作成できるということで、4月以降はすぐに発表できるような状態かなと思います。

そうしましたら、それに伴う具体的策については、いろいろご検討をいただくことにもなると思うんですけども、ビジョンができた限りは速やかに発表して、スピード感を持って対応していかないと、ますます活性化に後れをとってしまうということになると思うのですが、その辺の活性化の進捗について、どういうふうにお考えになっているのでしょうか。南本議員にお伺いします。

○田村議長 答弁者、南本議員。

○南本議員 私が考えているのは、活性化、活性化と言いますけど、そんな簡単なものじゃないと思うんですよ。

これはやはり、千早赤阪村は税収が低いので、まず税収入を上げるのが一番の目的。それと、村にお住みの皆さんが快適に暮らせることが目的。この2点を活性化に合わせますと必ず、行政だけでは、大阪府がいくら協力していただいても、これは税収入にはつながらないというのが私の考えなんです。やはり一般企業さんに来ていただけるような施策をまず打つこと。あの当時、令和7年6月議会においても菊井村長が、基本計画がないことと厳しい財政状況を踏まえたものと答弁されているとおり、全くそのとおりです。やはり一般企業に来ていただこうと思えば、もうかるシステムをつくらないといけないんですよ。きれいごとでにぎわいづくり、にぎわいづくりと言ったところで、もう絶対駄目です。私はそういうふうに考えています。私個人の考えなんです。

ですから、企業さんに来てもらう、企業さんが来られるようなシステムをまずつくる。そして、企業さんは利益のないところには絶対来ません。利益を出していただけるような企業さん、そういうシステムをつくって、そして来ていただいたら、企業さんの企業努力で人を呼んできていただく。

この千早赤阪村はいくらSNSやネット関係でホームページで募集しても人は来ないし、お金も落としてくれませんというのが私の考え。まず、企業さんと公民一体になってやる基本計画をつくってから、これは大阪府のほうにも、そういう形をつくれれば必ず協力

はしていただけると思います。

ただ、私が思うのは、大阪府さんが千早赤阪村は助けてくれない。協力はしてくれても、やはり千早赤阪村は、やはり千早赤阪村で将来を考えないといけない。ですから、我々議員もそうです。理事者側もそうです。一つになって、本当の意味の活性化をぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

○田村議長 ほかには質疑はございませんか。

建石議員。

○建石議員 これでは、村民企画事業補助金300万も削除するということになっていると思うんですが、これは一体、どの部分を南本議員は反対されているのか。これにつきましては役場の村のほうが村民からの企画とか提案を受けて、それに対して支援するということになっていると思うんです。そういうことで住民からの意見を聞く、提案を受けるといふことのどの点が不都合な部分になるのでしょうか。

○田村議長 答弁者、南本議員。

○南本議員 そもそも基本的な70周年の事業の考え方、これはやはり村が今後80周年を迎えるために、また持続可能な村にしていくために、その反省も込めて70周年にしていくべきであって、今回8年、結局1956年9月30日に合併して、そこから70周年ですから、それがこの令和8年度になるわけです。8年度の当初予算の中で、8年に実行する予算をつくっていること自体が、そもそも私はおかしいと思います。

それと、今建石議員がおっしゃった、村民からの声を吸い上げてやるのに何が不都合かという話なんですけど、私も全く不都合なことはございません。しかし、千早赤阪村が村民の皆さんに募集をかけて、村民で何か考えてください、70周年事業をしますからということで予算を取って、今回3月議会で募集をしたところ、こうこうこういう事業をしたということがあったので、それに予算を取ります。また、村主催でやりますというのが本来の筋だと思います。村民から言われて、じゃあ、それに予算を取ります、議会が通らないと予算はつけられないからということで、3月議会を出してくること自体が、村自体のコンセプトが全くないということに対して、私は反対をするわけでありまして、総額、先ほども申し上げましたが、1,000万を超える70周年事業になっています。その中の編成をし直して、それでやっていただければいいというふうに思っております。

以上です。

○田村議長 建石議員。

○建石議員 ありがとうございます。

南本議員がそこまでそういう思いでなさっておられるのであれば、なぜ予算委員会の人に、その思いをぶつけられなかったのか。委員長をされていたということもあるんですけども、別にやる方法は、委員長を交代してもらおうとかいうことで、その思いを委員会で出していただくということは可能だったのに、今になってこういうふうなことをおっしゃってこられたというのは、ちょっと私は理解できないんですが、その辺のところはいかがなものでしょうか。

○田村議長 答弁者、南本議員。

○南本議員 3日間にわたる予算委員会で委員長をさせていただきましたが、私は98個の質問がありました。しかし、そうするとかなり長くなりますし、交代するということは大変だなと思って、今回は当初から質問はしませんということで、局長にもお話をさせていただきました。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○田村議長 質疑がないようですので、これで修正案に対する質疑を終結いたします。

議案第18号令和8年度千早赤阪村一般会計予算及び修正案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論あり」の声あり)

○田村議長 討論がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に賛成で、修正案に反対者の発言を許可いたします。

井上議員。

○井上議員 それでは、本議案賛成の立場で討論させていただきます。

議案第18号令和8年度千早赤阪村一般会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。

本予算は、厳しい財政状況の中でも、第5次総合計画の推進を軸に、安心して暮らせるむらづくりを目指して編成されたものです。

扶助費、災害対策費、道路橋梁維持管理費に加え、私が一般質問でも取り上げをさせていただいた、水道の安定供給に不可欠な大阪広域水道企業団への負担金など、村民の安全・安心を守るための経費が適切に計上されております。

子育て・健康では、带状疱疹ワクチン助成の拡充、産業地域振興・観光では、金剛山周辺や楠公誕生地の魅力向上に向け大阪府と連携をし、農と緑の活性化推進事業、教育ではテーマ型コミュニティ・スクールの導入や、中学校トイレの洋式化、テニスコート、村民



運動場改修等、村の将来に資する取組が盛り込まれております。

また、コミュニティバスの継続運行、府道富田林五条線の線形改良、ペットボトル収集回数の拡充など、生活基盤の充実にも取り組まれております。

さらに、金剛山ロープウェイ撤去後のにぎわいづくりや、くすのきホールの天井改修といった長年の課題にも着手をされており、評価できる内容でございます。

本会議及び予算委員会においても、村長、理事者から丁寧な答弁があり、一定の議論が尽くされたと考えます。

以上の理由から、私は本予算案に賛成をいたします。

以上でございます。

○田村議長 次に、原案及び修正案、その双方に反対者の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○田村議長 次に、修正案に賛成者の発言を許可します。

畑議員。

○畑議員 議案第18号令和8年度千早赤阪村一般会計予算原案に対して反対の立場から、そして修正案に対して賛成の立場から討論を行います。

まず、初めに、新年度予算を策定するに当たり、村長をはじめとして全職員の皆さんが大変ご苦労され、積み上げられたものであることに対しては敬意とともに感謝を申し上げます。

議案第18号令和8年度一般会計予算案に対して、村長は令和8年度の村政運営方針として、第5次総合計画におけるむらづくりの基本目標を推進する。そして、最少の経費で最大の効果が得られるよう、事業の選択と集中を行うと述べられています。その村長の考えが、予算案のどこに反映されているのかが明確ではありません。

基本柱Ⅰの子育て・健康・医療・福祉では、近隣市町より充実した子育て支援策の継続や、村独自の帯状疱疹ワクチン接種補助金の新設、国保の人間ドック事業として本人負担3割としている点など、村民の要望に沿った政策は高く評価させていただきます。

ただ、基本政策、基本柱Ⅱの産業・地域振興・観光では、持続可能な村の将来を考える上で非常に重要な分野と考えております。

しかし、柱とされている農と緑の活性化ビジョンに基づいた金剛山エリアと、楠公誕生地エリアの2拠点の活性化に対しては、具体的な取組が示されておられません。情報発信支援業務委託料などとして681万円が計上されていますが、情報発信の内容さえ明瞭でない段階では適切ではないと考えます。まずは明確なビジョンを示してから必要な予算を取るべきです。

予算委員会では、ビジョンが明確になってから令和８年度補正予算として提案したいとのお答えもありましたが、そうであれば、なぜ情報発信支援業務委託料だけが先に計上されるのでしょうか。

また、ビジョンに関係する取組については大阪府からの強いプッシュがあつて、それに乗っていくことにしたというような趣旨の答弁もありました。

大阪府に頼らざるを得ないという状況も、一定は理解できます。しかし、村の独自性、主体性を主張していく、府に対しても主張していく必要があると強く感じております。

また、大阪府主導の、一過性にもなりがちなイベントに乗るだけではなく、にぎわいづくりで村を訪れる人が村のよさに触れ、リピーターとなり、さらには村に住んでみたいとつながっていくような施策として展開していくことが、持続的なむらづくりに生かしていく、そういう持続的なむらづくりを考えていくことが重要であると考えます。

農業振興事業では、ふるさと納税品の開拓や村長が提案されている、にぎわいづくりのための観光農園を作っていくための方策につながっていくものだと考えますが、ほぼ昨年ベースの予算計上となっています。

また、リピーターとなり、村に住んでみたいと思ってもらえるためには、若い世代が魅力を感じるような事業展開が求められ、同時に村の充実した子育て支援策のアピールと併せて、移住・定住を促進するような柔軟な支援策が求められると考えますが、昨年度までと同様の移住・定住推進事業としての新築・改修に対する補助金が計上されているのみとなっています。

さらに地域活性化事業の一環として、令和７年度で終了する地域活性化起業人事業に代わるものとして、新たに２件の民間の人材を活用したむらづくりに取り組むとして、１，１８０万円が計上されています。この説明では、村のシティブロモーション、つまり情報発信に焦点が置かれており、なおかつ具体的な取組内容は未定で、これから調査していくものであるとのお答えを委員会では伺いました。つまり、全く形のないものに対して予算を計上されています。これが、最小の経費で最大の効果が得られる事業の選択と集中なのでしょうか。

さらに、村制施行７０周年記念事業では、村民企画の事業として、複数の地域が共同で取り組むものに対しては上限１５０万円、地区単独の取組に対しては上限３０万として計３００万円の予算が計上されていますが、それは村民からの７０周年を盛り上げるための提案を待つといった受身の姿勢であつて、村の今後を考えるとといった村長からの主導的なメッセージがありません。

村制施行７０周年の今、村は様々な課題を抱えております。そのために、役場の皆さん

も大変ご苦労されているとは思いますが、今こそ、お祝いムードで盛り上げるのではなく、住民の皆さんと一緒に、村の将来を見据えて課題にどう取り組んでいくかを考えていくための取組として、提案すべきだと考えております。

以上の理由から、予算原案には反対します。

さらに、70周年事業での村民企画のための300万円と、農と緑活性化対策としてのSNSなど、情報発信支援業務委託料を削減した修正案は、村長の村政運営方針を全うしていただくためにも、村の今後を考える上でも問題を提起し、むらづくりに取り組む姿勢に再考を促すものだと考えます。

以上の理由をもって、修正案に対する賛成討論といたします。

以上です。

○田村議長 次に、原案に賛成で、修正案に反対者の発言を許可します。

中野議員。

○中野議員 修正案に反対し、原案に賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど修正案に対する提案の理由を聞かせていただきました。農と緑の活性化推進事業費については、現在農と緑の活性化ビジョン案を作成中であるとの説明を受けております。このビジョンがどのようなものなのか、このビジョンに基づいてどのような事業が展開されていくか示されていない状態で、ホームページの作成やSNSなどの情報発信を行うための支援事業について、予算提案の中では時期尚早ではないかと私も異議を唱え、論議させていただきました。

しかしながら、少子高齢化の進展するこの村で、70周年記念事業としてにぎわいづくりを積極的に行うことは、村民の皆様の士気を高め、村外の方々との交流を持ち、観光へと発展するために、村の活性化を図るためには大切な事業の一つではないかと考えました。

何もしなければ何もできない、何も変わらないというのは誰もが分かっていることです。住民と行政が一体としてしっかりと計画を立て、補助金を無駄に使わない、これまでとは異なる式典事業にさせていただくよう要望して、期待もしております。

予算配分を問題視するのではなく、内容をもっと吟味し、いいものにしていかなければなりません。そのためには村民の理解と協力が不可欠です。この事業を止めるのではなく、この事業を支援し、村長には職員とともに何が何でも成果を出してほしい、住民の方々にとってよかったと思える結果を残していただけるよう、強く要望いたします。

令和5年度、6年度、7年度、当初予算は大幅な変動はありません。問題なのは予算額ではなく、内容の問題ではないでしょうか。村制施行70周年記念事業において、住民参

加型の補助事業として企画がなされ、反対される意見もあります。私は、住民が主体となり、それを村がサポートする、まさに官民連携の形で行われることは、私が日頃から議会で提案させていただいていることだと思っております。ぜひ、進めていただきたいと思います。

令和8年3月15日の読売新聞に「自治体の貯金枯渇」という見出しで、新聞記事が掲載されておりました。三重県名張市、愛媛県西予市など、毎年収支不足が続き、貯金に当たる財政調整基金を取り崩して穴埋めしてきたが目減りする一方で、財政危機を迎えているという内容です。

財政悪化の原因が、公共施設や水道のインフラの維持管理、少子高齢化に伴う福祉の増加が挙げられております。まさに、千早赤阪村も同じ状況下であり、将来予測や問題点は全く同様と推測されます。問題は、問題が起きてから対処するのではなく、将来の予測を立てて、財政規律を徹底すべきであり、議会側も財政をより細かくチェックする役目を求められております。幸いにも、余力が少しでもあるうちに自主財源を立て直すこと。今回は額ではなく内容をこれまで以上に吟味し、充実したものにすることが望ましい、対策を立てておくべきと考えています。

村政運営に、住民の方々がかもっと危機感と知識を持ち、他の市町に頼るだけの依存型政治をやめ、少しでも新しい考え方を取り入れていかなければ、村は何も変わりません。

過疎債や交付金に頼るばかりでなく、自主財源を少しでも増やす事業計画を持つため、そのためにも解決策を持ち実行していく、これが一番必要です。これが今までの千早赤阪村に欠けていたものだと思っております。

朝日新聞に「枯渇する財政 千早赤阪村」と掲載されました。行政だけで改善していくことは難しいと思います。村政はよそごとではなく、自分のこととして村民主体に考えるきっかけになって、村の方々と、そして行政が一体となって、今回の住民参加型の予算に賛成いたしました。千早赤阪村、村民全員が危機感と責任を持ち、官民一体となって素晴らしいむらづくりを進めていかなければなりません。

そのことを申し上げて、修正案に反対し、原案に賛成として討論を終わります。

○田村議長 次に、修正案に賛成者の発言を許可します。

南本議員。

○南本議員 それでは、議案第18号令和8年度一般会計予算について、修正案に賛成、原案に反対の立場から討論をいたします。

まず、村制施行70周年記念事業費についてです。

本年は、千早村と赤阪村が合併し、千早赤阪村が誕生して70年という節目の年です。

大切であり、記念すべき事業のはずですが、目的やテーマがなく、また予算の確定は令和 8 年度予算として審議すべきではなく、1 年前の令和 7 年度の当初予算で協議するべきではないでしょうか。

最低、やはり 1 年前から着手するべきで、早くから取り組む自治体は多くあります。70 周年の年になってからの予算取りは、他の自治体では恐らくあり得ないことだと思います。場当たり的に取りあえずやるかのような印象の中、記念事業費総額は 1, 136 万 2, 000 円と、とても考えられない高額な費用となっています。また、1 月臨時議会補正予算の経済活性化支援事業費の項目、イベント委託料 355 万 2, 000 円も含めると、なんと 1, 491 万 4, 000 円にもなります。しかもこのイベント委託料は、国からの物価高騰支援交付金ですよ。物価が高騰していることに対して支援をするために、村民の皆さんの日常生活のために使うはずのお金です。

また、予算委員会においても、村民企画事業補助金 300 万円に対して質疑がありました。その中で、だんじりの話も少しだけ出ていましたが、詳しい説明は聞かされてはおりませんが、だんじりに対しての補助金を出そうということに対して、70 周年をこのようにして盛り上げていこうというスタンスが全く見受けられません。

私も、実はだんじりは大好きです。また、文化伝統を守ること大切であると認識はしております。しかし、70 周年を迎えるに当たり、村民の皆さんからお預かりしている税金の使い道が本当に生かされているのかと疑問に思います。

村の税収入は説明するまでもなく、一般会計の 10% 前後であり、大阪府下一番低い数字です。また、過疎認定制度を受けることができるのも、今のところ令和 12 年までとなっています。全国 1, 718 の自治体のうち、過疎認定を受けている自治体・地域は令和 8 年 3 月現在、約 51% に当たる 885 です。さらに村の状況として、財政調整基金は令和 15 年にはマイナスに転じる予定とのこと。

しかしながら、70 周年という節目を機に、来る 80 周年を迎えることができるような事業にするためにも、村民の皆さんと共に考え、企画を行うべきと思います。

だんじりで、70 周年を祝う事業を行うのであれば、他の事業を集約し、だんじりを主体とした村主催の事業計画を明確に打ち出し、さらには、だんじりにかかる費用全てを村負担とした場合には村が主催者であり、責任の所在も明確になり、安全にも配慮した進め方になると考えます。

もしも、けが等が発生したときはどうしますか。安全を担保し、参加者に負担がかかることがない進め方にすべきです。そして、村民の全ての方が参加し、楽しめる方法を考えて盛り上げるべきではないでしょうか。全てにおいて言われてから動くのではなく、持

続可能な村にするために明確な方針を打ち出し、進めていくべきではないかと考えます。

続いて、農と緑の活性化推進事業費のホームページ作成委託料と情報発信支援業務委託料等、合わせて681万4,000円の計上についてです。

当該事業とどのような結びつきがあるのか理解できないばかりではなく、活性化のために何をどのようにし、どのような結果、効果を得ることができののかを明確にする必要があります。その上で委託料となるはずですが、ホームページ作成、SNS発信での費用対効果の着地点が見えないままでは、活性化にはつながるとは思いません。

菊井村長は、令和6年12月議会で活性化事業に対し、基本計画がないことと厳しい財政状況であるとして、減額補正をされました。しかしながら、当時は令和4年11月から令和5年2月末まで、村と関わりのある企業様と村民の皆さんとの意見交換を3回、庁内若手職員の地域ブランディング研修も3回行いました。

令和6年度からは、4か年計画で重点計画をつくり、大阪府に協力を依頼し、第1回農と緑の活性化協議会を立ち上げていただきました。

一番の狙いは税収のアップであり、近い将来、合併があったとしても自立できるものにするためにも、企業様、大阪府、そして特に地域活性化起業人として来ていただきましたぐるなびさんの応援があり、事業を進めてまいりました。

当時、菊井村長は産業建設部長であり、本事業の重要性や将来性を十分にご存じだったはずです。しかし、それを減額した上で再度、村長交代から2年たった今、予算計上されるのであれば、2年間で考えておられた明確な方針をお示しいただき、かつ自立できる村にするために予算の立て直しをぜひお願いしたい。そういう意味で、修正議案の賛成討論として終わります。ありがとうございます。

○田村議長 次に、原案に賛成で、修正案に反対者の発言を許可します。

建石議員。

○建石議員 それでは、議案第18号令和8年度千早赤阪村一般会計予算について、修正案に反対、原案に賛成の立場から討論いたします。

原案では、村税が歳入の僅か11.4%にとどまり、地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ず、自立した行財政運営の維持はますます厳しい状況であります。

このような中、歳出は物価高騰など社会情勢の変化に対応しながら、真に必要な事業に限られた財源を重点配分されています。

今回、修正案で減額された農と緑の活性化推進事業費約680万円は、人口減少と高齢化が避けられない中、大阪府と進めている活性化において、村の目指す姿や取組などを広く発信していくための予算です。

「千早赤阪村農と緑の活性化ビジョン（案）」はまだ完成に至っていないものの、先日の私の一般質問に対し村長自らが答弁に立ち、村が目指す活性化の方向について語られました。

その内容として、楠公誕生地周辺において、滞在型のコト消費である観光農園の立地に注力し、人がにぎわう金剛山周辺との周遊を創出する。また、農の高収益化や特産品のブランド化に取り組み、大阪府が育成する農業者と村の農地のマッチングによりにぎわいを創出する。そして、ふるさと納税の返礼品の魅力化向上など、いずれもロープウェイ撤去後のにぎわいづくりに向けて必要不可欠であります。

村の将来を思う全ての村民に向けて、また村と連携して活性化に取り組んでくれている大阪府や、村に興味を持ち訪れてくれる多くの方々に対し、村としてしっかり予算を確保して取り組むことが非常に重要であります。

村が、奉建塔周辺エリアに広大な土地を所有することを前提とした以前の活性化構想とは全く異なり、村は身軽な状態を維持し、民間の力を呼び込む活性化であり、私はその方向性に賛同いたします。

厳しい財政状況の中、予算を確保していただいたので、ぜひ効果的に執行していただきたく思います。私も地域などで広く村民の皆さんの声を聞き、村が何をすべきかを考え、提案してまいります。

また、村制施行70周年記念事業費として、これまでの歩みを振り返り、村民の誇りを再認識するとともに、次世代に向けた新たな出発点とするため、工夫を凝らした事業を展開するとのことで、私の一般質問に対して村長自らの言葉で力強く思いを語られました。

修正案で減額された村民企画事業補助金300万円は、昨年11月に水分、森屋、二河原邊、川野邊、桐山、中津原6地区の地区長連名で地車、だんじりの曳行記念事業開催と補助金交付の要望がなされたことを受けて、予算化されたものであります。

補助事業の内容としては地車に限らず、70周年を機に村の活性化につながる事業を支援するものであり、村民とともに作り上げる周年事業を予定しておられます。

行政主導ではなく、伝統文化などの継承やにぎわいづくりにつながる地域の創意工夫を引き出し、支援する形で考えられている本予算の方向性には、私は賛同いたします。

ぜひ、一過性のイベントに終わらせず、将来にわたり価値を生み出すものにしていただきたく、私としても積極的に提案してまいります。

よって、私は修正案に反対し、原案に賛成するものであります。

以上です。

○田村議長　ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○田村議長 これより議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

まず、本案に対する南本議員より提出された修正案について、起立によって採決をします。

修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成2名 反対4名)

○田村議長 起立少数です。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立によって採決します。

原案に賛成の方は、起立願います。

(賛成4名 反対2名)

○田村議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決しました。

畑議員。

○畑議員 動議を提出いたします。議案第18号令和8年度千早赤阪村一般会計予算に対する附帯決議を提出いたします。

○田村議長 ただいま動議が提出されましたので、ここで暫時休憩いたします。

再開は議会事務局より後ほどご連絡いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時15分 再開

○田村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、畑議員より提出された附帯決議は、会議規則第14条及び第6条の規定により成立しています。

先ほど開催されました、議会運営委員会の報告を求めます。

建石議会運営委員長。

○建石議会運営委員長 それでは、先ほど開催いたしました議会運営委員会で、追加議事日程について審査しましたので報告いたします。

追加議事日程第1をご覧ください。

畑議員から発議第1号が提案されました。この1議案は、本会議でご審議いただくことに決していますので、ご報告いたします。

以上です。

○田村議長 ありがとうございます。

お諮りします。



発議第1号、議案第18号令和8年度千早赤阪村一般会計予算に対する附帯決議についてを日程に追加し、追加議事日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。よって、発議第1号、議案第18号令和8年度千早赤阪村一般会計予算に対する附帯決議についてを日程に追加し、追加議事日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1、発議第1号、議案第18号令和8年度千早赤阪村一般会計予算に対する附帯決議についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

畑議員。

○畑議員 議案第18号令和8年度一般会計予算に対する附帯決議について、上記の議案を別紙のとおり、千早赤阪村議会会議規則、昭和62年千早赤阪村議会規則第1号第14条の規定により提出いたします。令和8年3月19日、提出いたしました。

千早赤阪村議会議長田村陽様、発議者千早赤阪村議会議員、畑 智恵美でございます。

決議案を読ませていただいて、提案の理由といたします。

議案第18号、令和8年度一般会計予算に対する附帯決議（案）。令和8年度一般会計予算における村制施行70周年記念事業では897万9,000円が計上されておりますが、特に村民企画では今後の10年、20年のむらづくりにつながるような内容の村民企画であることを、村長の主導的な立場でお伝えいただきたい。

農と緑の活性化ビジョンでは、令和8年度3月末に発表するとされながらも、現在全くその内容が提示されておりません。大阪府主導ではなく、村が主導的に取り組む村の賑わいづくりは重要な課題と考えます。予算上では、SNSの情報発信業務委託料のために695万円ほどが計上されております。そもそも、ビジョンの内容が明確化されて初めてその情報発信に資する業務が重要となってくるとは思います、逆の展開となっております。高額な情報発信委託料を有効に活用していただきたい。そのためにはビジョンで村が主導的に担う企画内容に沿ったものとして、活用していただくよう要望いたします。

さらに、1回限りの賑わいづくりで終わるのではなく、賑わいづくりで村を訪れる人が村の良さに触れ、リピーターとなり、さらには村に住んでみたいとつながっていくような施策として展開していただくよう、要望いたします。

ふるさと応援寄附金収入にしても2,000万円計上されております。しかし、ふるさと応援寄附金事業に関しては、ふるなびなどのシステム利用料が中心の歳出となっております。

ます。これまでの実績から見ても、目標の寄附金確保は難しいと推測できます。目標値の達成に向けて、新たな特産農産品を生み出す農業者や、新規企画商品などに取り組む事業者を育てていく事業とリンクさせて、展開していただきたいと要望いたします。

また、今後、若い世代が行政に参画できる機会をつくり、みんなでできることを考える村、これを目指すと村長は述べられております。そのためには、若い人たちがむらづくりに関心を持ち、継続的につながっていけるように育てていくことが、必要だと考えております。育てる視点と継続性を持って、この事業に取り組んでいただきたいと要望いたします。

以上、議決するようお願いいたします。令和8年3月19日、千早赤阪村議会。

以上です。

○田村議長 これより、発議第1号に対する質疑に入ります。

中野議員。

○中野議員 畑議員に質問させていただきます。まず、附帯決議としてこの文書を読まれた意図は分かりましたが、これをわざわざ載せるべきなのかどうか、どういう判断でこれを選ばれたかということと、例えば前回の村長さんとのやり取りの中で、新商品の開発などの予算が現状は入っていないと。また別に取りらないといけないとか、いろんなそういった議論もされたと思いますが、そういったことを含めると、一般論的なことで述べてあるのかなというふうに思いますが、その辺はいかがなのでしょう。

○田村議長 答弁者、畑議員。

○畑議員 中野議員がご質問されたことをきちっと理解しているかどうかは別といたしまして、今回提案させていただいたのは予算の使い方として、やっぱりこういう点に焦点を置いて取り組んでいただきたい、予算案に対する附帯決議ですので、その予算の使い方に対して、こういう点を配慮して活用していただきたいという趣旨で提案させていただいております。

○田村議長 ほかに質疑はございませんか。

建石議員。

○建石議員 この附帯決議なんです、一般予算に対する附帯決議ということで、畑議員は今回の一般会計予算に対して、一貫して反対されてこられたと思います。

予算が可決された現在、附帯決議ということでこの内容を拝読いたしましたら、畑議員の要望が書かれている内容かと思います。現時点で反対されてきた予算案は、可決後に附帯決議を提案されたということ自体、私自身ちょっと理解に苦しむところでありまして、その辺についてご答弁をお願いしたいと思います。

○田村議長 答弁者、畑議員。

○畑議員 予算案には、原案には反対いたしました。そして、そこでいろいろなことを述べさせて、委員会においてもかなりいろいろ指摘させていただいたり、提案させていただいたりいたしました。しかし、可決された以上は、可決された内容に対しての要望を附帯決議というような形で明確に提示したいと考え、提案させていただきました。

○田村議長 建石議員。

○建石議員 ありがとうございます。畑議員の意向を反映した附帯決議ということになっているかと思うんですけども、この附帯決議について、畑議員の要望、意向のために附帯決議をするというのは、非常に私自身としては納得できないというところがあります。

ですから、この附帯決議についてはちょっと承服しかねるという点で、私の要望とか意見とかになります。

ご答弁は結構ですので、以上です。

○田村議長 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○田村議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。よって、発議第1号は委員会付託を省略します。

これより発議第1号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論あり」の声あり)

○田村議長 それでは、討論がありますので、反対の方から討論を承ります。

反対の方、井上議員。

○井上議員 発議第1号に対して、反対の立場から討論させていただきます。

この内容に関しましては、委員会等で十分議論されてきた内容でございますし、私としても内容的にはあまり似つかわしくない部分もあるかと思います。また、議会全体としてこういう附帯決議をつけるということに関しても疑義を申したいと思います。

以上でございます。

○田村議長 次に、原案に賛成の賛成者の発言を許可いたします。

畑議員。

○畑議員 発議第1号に対しての賛成討論を行います。

附帯決議は法的な拘束力があるものではありませんが、予算計上されている内容は村民の貴重な税金を使う様々な事業を行い、村民の生活の向上、福祉・教育・医療など生活の向上に資するものであると考えております。また、村の将来にも大きく影響を与えるものです。そのため、70周年事業でも村の将来について、村民の皆さんと一緒に考えていこうという姿勢を明確に出していただきたいと思います。

また、農と緑の活性化ビジョンは間もなく明らかにされると思いますが、大阪府主導ではなく、村が主導し、村の将来を心配する村民の思いを反映した企画として展開し、予算も活用していただきたいと考えております。

さらに、にぎわいづくりも、ふるさと応援寄附金事業も、村の将来につながっていく大切な事業です。そのことは重々、村長をはじめ理事者の皆さんは承知されていると思いますが、村民の皆さんへの説明責任を果たすことも含めて、丁寧な村政運営に当たられるよう要望して、賛成討論といたします。

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第1号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成1人 反対5人)

○田村議長 起立少数です。よって、本案は否決されました。

次に、議案第19号、令和8年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算に対する討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論あり」の声あり)

○田村議長 討論がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○田村議長 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

畑議員。

○畑議員 議案第19号令和8年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算に対して、賛成の立場から討論を行います。

議案第9号千早赤阪村国民健康保険条例の改正については、この内容はもちろん、子ども・子育て支援の財源を確保することは重要ではありますが、子ども・子育て支援金の追加でさらに国民健康保険料が上がることに對して反対し、村独自の条例として保険料削減

策とともに、国や府への働きかけを要望いたしました。

本予算案につきましては、子ども・子育て支援金の拠出も組み込まれていることで、これは課題ではありますが、国の制度改正に対応した条例改正とは一旦切り離して考えることが妥当であると考えました。

国民健康保険の事業の停滞が許されないこと、また近隣市町と比較しても手厚い村独自の人間ドック事業の補助など評価できる点も鑑み、大阪府に対して基金を活用した保険料の引下げの働きかけを行うことを要望して、令和８年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算への賛成討論といたします。

○田村議長 ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 ないようですので、これより議案第１９号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第１９号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成６人 反対０人）

○田村議長 起立多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

次に、議案第２０号令和８年度千早赤阪村介護保険特別会計予算に対する討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 これにて、討論を終結します。

これより議案第２０号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２１号令和８年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算に対する討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第２１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２２号令和８年度千早赤阪村下水道事業会計予算に対する討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 これにて、討論を終結します。

これより議案第２２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田村議長 日程第２１、議案第２４号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。菊井村長。

○菊井村長 議案第２４号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、山本英俊氏の任命につきまして議会の同意をお願いするものでございます。

教育委員会委員の定数は４名でございますが、出口晴久委員が本年３月３１日をもって辞職することについて、令和８年２月２６日開催の教育委員会定例会で同意したことに伴い、新たに山本英俊氏に委員をお願いするものでございます。

山本氏は、学校法人浪速学院浪速高等学校・浪速中学校の教諭として奉職され、ほぼ一貫して業務部においてカリキュラムの制定、生徒の成績、学生管理など、教育活動全般を円滑に進めるための運営事務管理業務に携わってこられました。広報情報委員長、教務部長、指導教諭、そして浪速高等学校教頭を歴任されております。現在は同法人の浪速中学校教頭を務められており、人格高潔で教育・学術及び文化に関し豊富な見識をお持ちの方でございます。

このようなことから、教育委員会委員として最適任者であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。なお、ご同意いただければ、任期は法第５条第１項に基づき前任者の残任期間となり、令和８年４月１日から令和１０年１２月１９日まででございます。

よろしく願いいたします。

○田村議長 これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

畑議員。

○畑議員 今回の案件が任期途中での委員の退任ということですが、その理由、支障ない範囲で教えていただけたらと思います。

○田村議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 現在の教育委員さんでおられます出口委員さんにつきましても、現在浪速学院における教諭でございまして、浪速学院の組織の都合上、本村の教育委員として職責を果たすことがちょっと厳しくなったということによりましての辞職ということで聞いております。

以上でございます。

○田村議長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○田村議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員会付託を省略します。

これより議案第24号教育委員会委員の任命についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○田村議長 これにて、討論を終結します。

これより議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

~~~~~

○田村議長 日程第22、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

建石議会運営委員長から会議規則第75条の規定に基づき本会議の会期日程等議会の運営に関する事項を閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

ここで菊井村長より挨拶の発言を求められておりますので、これを許可いたします。

菊井村長。

○菊井村長 令和8年千早赤阪村議会第1回定例会の閉会に際しまして、田村議長のお許しをいただき、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は3月4日の開会以来、本日に至るまで16日間の日程で開催いただき、本会議、そして常任委員会で慎重なるご審議を賜りました。

本定例会にご提案させていただきました全ての議案にご可決いただき、誠にありがとうございました。

代表質問や一般質問、議案審議でいただきました前向きなご意見、ご提言につきましては、その対応に十分留意しながら村政運営に取り組んでまいりますので、よろしくお願い致します。

本村につきましては大変厳しい状況の中で、3月17日に大阪府から令和7年度の大阪府市町村振興補助金の内示がありました。令和6年度から1,335万円増額の7,605万円で、平成11年度以降の最高額となっております。そして国からの特別交付税額も、令和6年度から1,738万9,000円の増額の2億4,233万円で、平成14年以降では最高額となっております。引き続き、大阪府をはじめ様々な機関と連携しながら、村政運営に取り組んでまいり所存でございます。

さて、3月13日には中学校の卒業式、そして14日にはげんきこども園の卒園式、18日には小学校の卒業式に出席させていただきました。

国歌や校歌を斉唱し、卒園児や卒業生の将来の夢、そして送辞・答辞をお聞きしましたが、本当にいずれの学校・園も本当に素敵な感動的な式典でございました。

また、千早赤阪村役場でも、3月末で3名の管理職が定年退職を迎えられることになっております。本当に3名の方は36年以上の長きにわたり、それぞれの部署で村政運営にご尽力いただきました。この場をお借りしまして、心から感謝申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

そして、4月1日からは4名の新規採用職員を迎える予定であり、心新たに全職員で村政運営に努めてまいります。議員各位におかれましても、ご支援、ご協力を引き続き賜りますことをお願い申し上げまして、定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。



本当にありがとうございました。

○田村議長 どうもありがとうございました。先ほど村長がおっしゃられましたとおり、3名の方が定年退職を迎えられるということでございます。池西部長、山谷課長、井上課長代理におかれましては、本当にお疲れ様でございました。私からもお礼を申し上げようと思います。

それでは、これで本日の会議を閉じ、令和8年第1回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。皆さん、お疲れ様でございました。

午後1時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長    田   村            陽

議 員    尾   崎        充   宏

議 員    建   石        和   則